村立　〇〇〇二一

町立　三二一一六

村立　五九四〇

市立　八六五九

村立　二四〇四

市立　一七三二

村立　〇〇〇二六

町立　一五四五

町立　〇〇〇二三

町立　一〇〇三一

村立　〇〇〇二三

町立　一六〇〇一

村立　〇〇〇二三

町立　一五四五

村立　〇〇〇二六

町立、字愛宕林

十一月　鹿ヶ崎　茨城縣鹿ヶ崎町

二五五九（明治二〇）年編入

一月　小倉山　福島縣中野町

二月　華藏寺　福島縣伊勢崎町

三月　名和　群馬縣來屋町

四月　大岩山　鳥取縣御來屋町

五月　横手　秋田縣横手町

六月　西牟田村　福岡縣築上郡西牟田村

七月　〇　長野縣小縣郡諏訪城内村

八月　〇〇六　長野縣上伊那郡伊那町

九月　〇〇〇二　長野縣小縣郡飯田町

十月　〇〇〇二　茨城縣小縣郡飯城村

十一月　〇〇〇二　福島縣中野町

十二月　〇〇〇二　群馬縣伊勢崎町

二五六〇（明治三）年編入

一月　〇〇三一　福島縣中新川郡大岩村

二月　〇〇〇二　富山縣中新川郡大岩村

三月　〇〇〇二　福島縣伊勢崎町

四月　〇〇〇二　福島縣須賀川町

五月　〇〇〇二　茨城縣小縣郡飯城村

六月　〇〇〇二　福島縣伊勢崎町

七月　〇〇〇二　福島縣須賀川町

八月　〇〇〇二　茨城縣小縣郡飯城村

九月　〇〇〇二　福島縣須賀川町

十月　〇〇〇二　茨城縣小縣郡飯城村

二五六一（明治四）年編入

一月　〇〇〇二　福島縣須賀川町

二月　〇〇〇二　福島縣須賀川町

三月　〇〇〇二　茨城縣小縣郡飯城村

四月　〇〇〇二　福島縣須賀川町

五月　〇〇〇二　茨城縣小縣郡飯城村

六月　〇〇〇二　福島縣須賀川町

七月　〇〇〇二　茨城縣小縣郡飯城村

八月　〇〇〇二　福島縣須賀川町

九月　〇〇〇二　茨城縣小縣郡飯城村

十月　〇〇〇二　福島縣須賀川町

二五六二（明治五）年編入

一月　〇〇〇二　福島縣須賀川町

二月　〇〇〇二　茨城縣小縣郡飯城村

三月　〇〇〇二　福島縣須賀川町

四月　〇〇〇二　茨城縣小縣郡飯城村

五月　〇〇〇二　福島縣須賀川町

六月　〇〇〇二　茨城縣小縣郡飯城村

七月　〇〇〇二　福島縣須賀川町

八月　〇〇〇二　茨城縣小縣郡飯城村

九月　〇〇〇二　福島縣須賀川町

十月　〇〇〇二　茨城縣小縣郡飯城村

二五六三（明治六）年編入

一月　〇〇〇二　福島縣須賀川町

二月　〇〇〇二　茨城縣小縣郡飯城村

三月　〇〇〇二　福島縣須賀川町

四月　〇〇〇二　茨城縣小縣郡飯城村

五月　〇〇〇二　福島縣須賀川町

六月　〇〇〇二　茨城縣小縣郡飯城村

七月　〇〇〇二　福島縣須賀川町

八月　〇〇〇二　茨城縣小縣郡飯城村

九月　〇〇〇二　福島縣須賀川町

十月　〇〇〇二　茨城縣小縣郡飯城村

二五六四（明治七）年編入

一月　〇〇〇二　福島縣須賀川町

二月　〇〇〇二　茨城縣小縣郡飯城村

三月　〇〇〇二　福島縣須賀川町

四月　〇〇〇二　茨城縣小縣郡飯城村

五月　〇〇〇二　福島縣須賀川町

六月　〇〇〇二　茨城縣小縣郡飯城村

七月　〇〇〇二　福島縣須賀川町

八月　〇〇〇二　茨城縣小縣郡飯城村

九月　〇〇〇二　福島縣須賀川町

十月　〇〇〇二　茨城縣小縣郡飯城村

二五六五（明治八）年編入

一月　〇〇〇二　福島縣須賀川町

二月　〇〇〇二　茨城縣小縣郡飯城村

三月　〇〇〇二　福島縣須賀川町

四月　〇〇〇二　茨城縣小縣郡飯城村

五月　〇〇〇二　福島縣須賀川町

六月　〇〇〇二　茨城縣小縣郡飯城村

七月　〇〇〇二　福島縣須賀川町

八月　〇〇〇二　茨城縣小縣郡飯城村

九月　〇〇〇二　福島縣須賀川町

十月　〇〇〇二　茨城縣小縣郡飯城村

二五六六（明治九）年編入

一月　〇〇〇二　福島縣須賀川町

二月　〇〇〇二　茨城縣小縣郡飯城村

三月　〇〇〇二　福島縣須賀川町

四月　〇〇〇二　茨城縣小縣郡飯城村

五月　〇〇〇二　福島縣須賀川町

六月　〇〇〇二　茨城縣小縣郡飯城村

七月　〇〇〇二　福島縣須賀川町

八月　〇〇〇二　茨城縣小縣郡飯城村

九月　〇〇〇二　福島縣須賀川町

十月　〇〇〇二　茨城縣小縣郡飯城村

二五六七（明治一〇）年編入

一月　〇〇〇二　福島縣須賀川町

二月　〇〇〇二　茨城縣小縣郡飯城村

三月　〇〇〇二　福島縣須賀川町

四月　〇〇〇二　茨城縣小縣郡飯城村

五月　〇〇〇二　福島縣須賀川町

六月　〇〇〇二　茨城縣小縣郡飯城村

七月　〇〇〇二　福島縣須賀川町

八月　〇〇〇二　茨城縣小縣郡飯城村

九月　〇〇〇二　福島縣須賀川町

十月　〇〇〇二　茨城縣小縣郡飯城村

二五六八（明治一一）年編入

一月　〇〇〇二　福島縣須賀川町

二月　〇〇〇二　茨城縣小縣郡飯城村

三月　〇〇〇二　福島縣須賀川町

四月　〇〇〇二　茨城縣小縣郡飯城村

五月　〇〇〇二　福島縣須賀川町

六月　〇〇〇二　茨城縣小縣郡飯城村

七月　〇〇〇二　福島縣須賀川町

八月　〇〇〇二　茨城縣小縣郡飯城村

九月　〇〇〇二　福島縣須賀川町

十月　〇〇〇二　茨城縣小縣郡飯城村

二五六九（明治一二）年編入

一月　〇〇〇二　福島縣須賀川町

二月　〇〇〇二　茨城縣小縣郡飯城村

三月　〇〇〇二　福島縣須賀川町

四月　〇〇〇二　茨城縣小縣郡飯城村

五月　〇〇〇二　福島縣須賀川町

六月　〇〇〇二　茨城縣小縣郡飯城村

七月　〇〇〇二　福島縣須賀川町

八月　〇〇〇二　茨城縣小縣郡飯城村

九月　〇〇〇二　福島縣須賀川町

十月　〇〇〇二　茨城縣小縣郡飯城村

二五七〇（明治一三）年編入

一月　〇〇〇二　福島縣須賀川町

二月　〇〇〇二　茨城縣小縣郡飯城村

三月　〇〇〇二　福島縣須賀川町

四月　〇〇〇二　茨城縣小縣郡飯城村

五月　〇〇〇二　福島縣須賀川町

六月　〇〇〇二　茨城縣小縣郡飯城村

七月　〇〇〇二　福島縣須賀川町

八月　〇〇〇二　茨城縣小縣郡飯城村

九月　〇〇〇二　福島縣須賀川町

十月　〇〇〇二　茨城縣小縣郡飯城村

二五七一（明治一四）年編入

一月　〇〇〇二　福島縣須賀川町

二月　〇〇〇二　茨城縣小縣郡飯城村

三月　〇〇〇二　福島縣須賀川町

四月　〇〇〇二　茨城縣小縣郡飯城村

五月　〇〇〇二　福島縣須賀川町

六月　〇〇〇二　茨城縣小縣郡飯城村

七月　〇〇〇二　福島縣須賀川町

八月　〇〇〇二　茨城縣小縣郡飯城村

九月　〇〇〇二　福島縣須賀川町

十月　〇〇〇二　茨城縣小縣郡飯城村

二五七二（明治一五）年編入

一月　〇〇〇二　福島縣須賀川町

二月　〇〇〇二　茨城縣小縣郡飯城村

三月　〇〇〇二　福島縣須賀川町

四月　〇〇〇二　茨城縣小縣郡飯城村

五月　〇〇〇二　福島縣須賀川町

六月　〇〇〇二　茨城縣小縣郡飯城村

七月　〇〇〇二　福島縣須賀川町

八月　〇〇〇二　茨城縣小縣郡飯城村

九月　〇〇〇二　福島縣須賀川町

十月　〇〇〇二　茨城縣小縣郡飯城村

二五七三（明治一六）年編入

一月　〇〇〇二　福島縣須賀川町

二月　〇〇〇二　茨城縣小縣郡飯城村

三月　〇〇〇二　福島縣須賀川町

四月　〇〇〇二　茨城縣小縣郡飯城村

五月　〇〇〇二　福島縣須賀川町

六月　〇〇〇二　茨城縣小縣郡飯城村

七月　〇〇〇二　福島縣須賀川町

八月　〇〇〇二　茨城縣小縣郡飯城村

九月　〇〇〇二　福島縣須賀川町

十月　〇〇〇二　茨城縣小縣郡飯城村

二五七四（明治一七）年編入

一月　〇〇〇二　福島縣須賀川町

二月　〇〇〇二　茨城縣小縣郡飯城村

三月　〇〇〇二　福島縣須賀川町

四月　〇〇〇二　茨城縣小縣郡飯城村

五月　〇〇〇二　福島縣須賀川町

六月　〇〇〇二　茨城縣小縣郡飯城村

七月　〇〇〇二　福島縣須賀川町

八月　〇〇〇二　茨城縣小縣郡飯城村

九月　〇〇〇二　福島縣須賀川町

十月　〇〇〇二　茨城縣小縣郡飯城村

二五七五（明治一八）年編入

一月　〇〇〇二　福島縣須賀川町

二月　〇〇〇二　茨城縣小縣郡飯城村

三月　〇〇〇二　福島縣須賀川町

四月　〇〇〇二　茨城縣小縣郡飯城村

五月　〇〇〇二　福島縣須賀川町

六月　〇〇〇二　茨城縣小縣郡飯城村

七月　〇〇〇二　福島縣須賀川町

八月　〇〇〇二　茨城縣小縣郡飯城村

九月　〇〇〇二　福島縣須賀川町

十月　〇〇〇二　茨城縣小縣郡飯城村

二五七六（明治一九）年編入

一月　〇〇〇二　福島縣須賀川町

二月　〇〇〇二　茨城縣小縣郡飯城村

三月　〇〇〇二　福島縣須賀川町

四月　〇〇〇二　茨城縣小縣郡飯城村

五月　〇〇〇二　福島縣須賀川町

六月　〇〇〇二　茨城縣小縣郡飯城村

七月　〇〇〇二　福島縣須賀川町

八月　〇〇〇二　茨城縣小縣郡飯城村

九月　〇〇〇二　福島縣須賀川町

十月　〇〇〇二　茨城縣小縣郡飯城村

二五七七（明治二〇）年編入

一月　〇〇〇二　福島縣須賀川町

二月　〇〇〇二　茨城縣小縣郡飯城村

三月　〇〇〇二　福島縣須賀川町

四月　〇〇〇二　茨城縣小縣郡飯城村

五月　〇〇〇二　福島縣須賀川町

六月　〇〇〇二　茨城縣小縣郡飯城村

七月　〇〇〇二　福島縣須賀川町

八月　〇〇〇二　茨城縣小縣郡飯城村

九月　〇〇〇二　福島縣須賀川町

十月　〇〇〇二　茨城縣小縣郡飯城村

二五七八（明治二一）年編入

一月　〇〇〇二　福島縣須賀川町

二月　〇〇〇二　茨城縣小縣郡飯城村

三月　〇〇〇二　福島縣須賀川町

四月　〇〇〇二　茨城縣小縣郡飯城村

五月　〇〇〇二　福島縣須賀川町

六月　〇〇〇二　茨城縣小縣郡飯城村

七月　〇〇〇二　福島縣須賀川町

八月　〇〇〇二　茨城縣小縣郡飯城村

九月　〇〇〇二　福島縣須賀川町

十月　〇〇〇二　茨城縣小縣郡飯城村

二五七九（明治二二）年編入

一月　〇〇〇二　福島縣須賀川町

二月　〇〇〇二　茨城縣小縣郡飯城村

三月　〇〇〇二　福島縣須賀川町

四月　〇〇〇二　茨城縣小縣郡飯城村

五月　〇〇〇二　福島縣須賀川町

六月　〇〇〇二　茨城縣小縣郡飯城村

七月　〇〇〇二　福島縣須賀川町

八月　〇〇〇二　茨城縣小縣郡飯城村

九月　〇〇〇二　福島縣須賀川町

十月　〇〇〇二　茨城縣小縣郡飯城村

二五八〇（明治二三）年編入

一月　〇〇〇二　福島縣須賀川町

二月　〇〇〇二　茨城縣小縣郡飯城村

三月　〇〇〇二　福島縣須賀川町

四月　〇〇〇二　茨城縣小縣郡飯城村

五月　〇〇〇二　福島縣須賀川町

六月　〇〇〇二　茨城縣小縣郡飯城村

七月　〇〇〇二　福島縣須賀川町

八月　〇〇〇二　茨城縣小縣郡飯城村

九月　〇〇〇二　福島縣須賀川町

十月　〇〇〇二　茨城縣小縣郡飯城村

二五八一（明治二四）年編入

一月　〇〇〇二　福島縣須賀川町

二月　〇〇〇二　茨城縣小縣郡飯城村

三月　〇〇〇二　福島縣須賀川町

四月　〇〇〇二　茨城縣小縣郡飯城村

五月　〇〇〇二　福島縣須賀川町

六月　〇〇〇二　茨城縣小縣郡飯城村

七月　〇〇〇二　福島縣須賀川町

八月　〇〇〇二　茨城縣小縣郡飯城村

九月　〇〇〇二　福島縣須賀川町

十月　〇〇〇二　茨城縣小縣郡飯城村

二五八二（明治二五）年編入

一月　〇〇〇二　福島縣須賀川町

二月　〇〇〇二　茨城縣小縣郡飯城村

三月　〇〇〇二　福島縣須賀川町

四月　〇〇〇二　茨城縣小縣郡飯城村

五月　〇〇〇二　福島縣須賀川町

六月　〇〇〇二　茨城縣小縣郡飯城村

七月　〇〇〇二　福島縣須賀川町

八月　〇〇〇二　茨城縣小縣郡飯城村

九月　〇〇〇二　福島縣須賀川町

十月　〇〇〇二　茨城縣小縣郡飯城村

二五八三（明治二六）年編入

一月　〇〇〇二　福島縣須賀川町

二月　〇〇〇二　茨城縣小縣郡飯城村

三月　〇〇〇二　福島縣須賀川町

四月　〇〇〇二　茨城縣小縣郡飯城村

五月　〇〇〇二　福島縣須賀川町

六月　〇〇〇二　茨城縣小縣郡飯城村

七月　〇〇〇二　福島縣須賀川町

八月　〇〇〇二　茨城縣小縣郡飯城村

九月　〇〇〇二　福島縣須賀川町

十月　〇〇〇二　茨城縣小縣郡飯城村

二五八四（明治二七）年編入

一月　〇〇〇二　福島縣須賀川町

二月　〇〇〇二　茨城縣小縣郡飯城村

三月　〇〇〇二　福島縣須賀川町

四月　〇〇〇二　茨城縣小縣郡飯城村

五月　〇〇〇二　福島縣須賀川町

六月　〇〇〇二　茨城縣小縣郡飯城村

七月　〇〇〇二　福島縣須賀川町

八月　〇〇〇二　茨城縣小縣郡飯城村

九月　〇〇〇二　福島縣須賀川町

十月　〇〇〇二　茨城縣小縣郡飯城村

二五八五（明治二八）年編入

一月　〇〇〇二　福島縣須賀川町

二月　〇〇〇二　茨城縣小縣郡飯城村

三月　〇〇〇二　福島縣須賀川町

四月　〇〇〇二　茨城縣小縣郡飯城村

五月　〇〇〇二　福島縣須賀川町

六月　〇〇〇二　茨城縣小縣郡飯城村

七月　〇〇〇二　福島縣須賀川町

八月　〇〇〇二　茨城縣小縣郡飯城村

九月　〇〇〇二　福島縣須賀川町

十月　〇〇〇二　茨城縣小縣郡飯城村

二五八六（明治二九）年編入

一月　〇〇〇二　福島縣須賀川町

二月　〇〇〇二　茨城縣小縣郡飯城村

三月　〇〇〇二　福島縣須賀川町

四月　〇〇〇二　茨城縣小縣郡飯城村

五月　〇〇〇二　福島縣須賀川町

六月　〇〇〇二　茨城縣小縣郡飯城村

七月　〇〇〇二　福島縣須賀川町

八月　〇〇〇二　茨城縣小縣郡飯城村

九月　〇〇〇二　福島縣須賀川町

十月　〇〇〇二　茨城縣小縣郡飯城村

二五八七（明治三〇）年編入

一月　〇〇〇二　福島縣須賀川町

二月　〇〇〇二　茨城縣小縣郡飯城村

三月　〇〇〇二　福島縣須賀川町

四月　〇〇〇二　茨城縣小縣郡飯城村

五月　〇〇〇二　福島縣須賀川町

六月　〇〇〇二　茨城縣小縣郡飯城村

七月　〇〇〇二　福島縣須賀川町

八月　〇〇〇二　茨城縣小縣郡飯城村

九月　〇〇〇二　福島縣須賀川町

十月　〇〇〇二　茨城縣小縣郡飯城村

二五八八（明治三一）年編入

一月　〇〇〇二　福島縣須賀川町

二月　〇〇〇二　茨城縣小縣郡飯城村

三月　〇〇〇二　福島縣須賀川町

四月　〇〇〇二　茨城縣小縣郡飯城村

五月　〇〇〇二　福島縣須賀川町

六月　〇〇〇二　茨城縣小縣郡飯城村

七月　〇〇〇二　福島縣須賀川町

八月　〇〇〇二　茨城縣小縣郡飯城村

九月　〇〇〇二　福島縣須賀川町

十月　〇〇〇二　茨城縣小縣郡飯城村

二五八九（明治三二）年編入

一月　〇〇〇二　福島縣須賀川町

二月　〇〇〇二　茨城縣小縣郡飯城村

三月　〇〇〇二　福島縣須賀川町

四月　〇〇〇二　茨城縣小縣郡飯城村

五月　〇〇〇二　福島縣須賀川町

六月　〇〇〇二　茨城縣小縣郡飯城村

七月　〇〇〇二　福島縣須賀川町

八月　〇〇〇二　茨城縣小縣郡飯城村

九月　〇〇〇二　福島縣須賀川町

十月　〇〇〇二　茨城縣小縣郡飯城村

二五九〇（明治三三）年編入

一月　〇〇〇二　福島縣須賀川町

二月　〇〇〇二　茨城縣小縣郡飯城村

三月　〇〇〇二　福島縣須賀川町

四月　〇〇〇二　茨城縣小縣郡飯城村

五月　〇〇〇二　福島縣須賀川町

六月　〇〇〇二　茨城縣小縣郡飯城村

七月　〇〇〇二　福島縣須賀川町

八月　〇〇〇二　茨城縣小縣郡飯城村

九月　〇〇〇二　福島縣須賀川町

十月　〇〇〇二　茨城縣小縣郡飯城村

二五九一（明治三四）年編入

一月　〇〇〇二　福島縣須賀川町

二月　〇〇〇二　茨城縣小縣郡飯城村

三月　〇〇〇二　福島縣須賀川町

四月　〇〇〇二　茨城縣小縣郡飯城村

五月　〇〇〇二　福島縣須賀川町

六月　〇〇〇二　茨城縣小縣郡飯城村

七月　〇〇〇二　福島縣須賀川町

八月　〇〇〇二　茨城縣小縣郡飯城村

九月　〇〇〇二　福島縣須賀川町

十月　〇〇〇二　茨城縣小縣郡飯城村

二五九二（明治三五）年編入

一月　〇〇〇二　福島縣須賀川町

二月　〇〇〇二　茨城縣小縣郡飯城村

三月　〇〇〇二　福島縣須賀川町

四月　〇〇〇二　茨城縣小縣郡飯城村

五月　〇〇〇二　福島縣須賀川町

六月　〇〇〇二　茨城縣小縣郡飯城村

七月　〇〇〇二　福島縣須賀川町

八月　〇〇〇二　茨城縣小縣郡飯城村

九月　〇〇〇二　福島縣須賀川町

十月　〇〇〇二　茨城縣小縣郡飯城村

二五九三（明治三六）年編入

一月　〇〇〇二　福島縣須賀川町

二月　〇〇〇二　茨城縣小縣郡飯城村

三月　〇〇〇二　福島縣須賀川町

四月　〇〇〇二　茨城縣小縣郡飯城村

五月　〇〇〇二　福島縣須賀川町

六月　〇〇〇二　茨城縣小縣郡飯城村

七月　〇〇〇二　福島縣須賀川町

八月　〇〇〇二　茨城縣小縣郡飯城村

九月　〇〇〇二　福島縣須賀川町

十月　〇〇〇二　茨城縣小縣郡飯城村

二五九四（明治三七）年編入

一月　〇〇〇二　福島縣須賀川町

二月　〇〇〇二　茨城縣小縣郡飯城村

三月　〇〇〇二　福島縣須賀川町

四月　〇〇〇二　茨城縣小縣郡飯城村

五月　〇〇〇二　福島縣須賀川町

六月　〇〇〇二　茨城縣小縣郡飯城村

七月　〇〇〇二　福島縣須賀川町

八月　〇〇〇二　茨城縣小縣郡飯城村

九月　〇〇〇二　福島縣須賀川町

十月　〇〇〇二　茨城縣小縣郡飯城村

二五九五（明治三八）年編入

一月　〇〇〇二　福島縣須賀川町

二月　〇〇〇二　茨城縣小縣郡飯城村

三月　〇〇〇二　福島縣須賀川町

四月　〇〇〇二　茨城縣小縣郡飯城村

五月　〇〇〇二　福島縣須賀川町

六月　〇〇〇二　茨城縣小縣郡飯城村

七月　〇〇〇二　福島縣須賀川町

八月　〇〇〇二　茨城縣小縣郡飯城村

九月　〇〇〇二　福島縣須賀川町

十月　〇〇〇二　茨城縣小縣郡飯城村

二五九六（明治三九）年編入

一月　〇〇〇二　福島縣須賀川町

二月　〇〇〇二　茨城縣小縣郡飯城村

三月　〇〇〇二　福島縣須賀川町

四月　〇〇〇二　茨城縣小縣郡飯城村

五月　〇〇〇二　福島縣須賀川町

六月　〇〇〇二　茨城縣小縣郡飯城村

七月　〇〇〇二　福島縣須賀川町

八月　〇〇〇二　茨城縣小縣郡飯城村

九月　〇〇〇二　福島縣須賀川町

十月　〇〇〇二　茨城縣小縣郡飯城村

二五九七（明治四〇）年編入

一月　〇〇〇二　福島縣須賀川町

二月　〇〇〇二　茨城縣小縣郡飯城村

三月　〇〇〇二　福島縣須賀川町

四月　〇〇〇二　茨城縣小縣郡飯城村

五月　〇〇〇二　福島縣須賀川町

六月　〇〇〇二　茨城縣小縣郡飯城村

七月　〇〇〇二　福島縣須賀川町

八月　〇〇〇二　茨城縣小縣郡飯城村

九月　〇〇〇二　福島縣須賀川町

十月　〇〇〇二　茨城縣小縣郡飯城村

二五九八（明治四一）年編入

一月　〇〇〇二　福島縣須賀川町

二月　〇〇〇二　茨城縣小縣郡飯城村

三月　〇〇〇二　福島縣須賀川町

四月　〇〇〇二　茨城縣小縣郡飯城村

五月　〇〇〇二　福島縣須賀川町

六月　〇〇〇二　茨城縣小縣郡飯城村

七月　〇〇〇二　福島縣須賀川町

八月　〇〇〇二　茨城縣小縣郡飯城村

九月　〇〇〇二　福島縣須賀川町

十月　〇〇〇二　茨城縣小縣郡飯城村

二五九九（明治四二）年編入

一月　〇〇〇二　福島縣須賀川町

二月　〇〇〇二　茨城縣小縣郡飯城村

三月　〇〇〇二　福島縣須賀川町

四月　〇〇〇二　茨城縣小縣郡飯城村

五月　〇〇〇二　福島縣須賀川町

六月　〇〇〇二　茨城縣小縣郡飯城村

七月　〇〇〇二　福島縣須賀川町

八月　〇〇〇二　茨城縣小縣郡飯城村

九月　〇〇〇二　福島縣須賀川町

十月　〇〇〇二　茨城縣小縣郡飯城村

二六〇〇（明治四三）年編入

一月　〇〇〇二　福島縣須賀川町

二月　〇〇〇二　茨城縣小縣郡飯城村

三月　〇〇〇二　福島縣須賀川町

四月　〇〇〇二　茨城縣小縣郡飯城村

五月　〇〇〇二　福島縣須賀川町

六月　〇〇〇二　茨城縣小縣郡飯城村

七月　〇〇〇二　福島縣須賀川町

八月　〇〇〇二　茨城縣小縣郡飯城村

九月　〇〇〇二　福島縣須賀川町

十月　〇〇〇二　茨城縣小縣郡飯城村

二六〇一（明治四四）年編入

一月　〇〇〇二　福島縣須賀川町

二月　〇〇〇二　茨城縣小縣郡飯城村

三月　〇〇〇二　福島縣須賀川町

四月　〇〇〇二　茨城縣小縣郡飯城村

五月　〇〇〇二　福島縣須賀川町

六月　〇〇〇二　茨城縣小縣郡飯城村

七月　〇〇〇二　福島縣須賀川町

八月　〇〇〇二　茨城縣小縣郡飯城村

九月　〇〇〇二　福島縣須賀川町

十月　〇〇〇二　茨城縣小縣郡飯城村

二六〇二（明治四五）年編入

一月　〇〇〇二　福島縣須賀川町

二月　〇〇〇二　茨城縣小縣郡飯城村

三月　〇〇〇二　福島縣須賀川町

四月　〇〇〇二　茨城縣小縣郡飯城村

五月　〇〇〇二　福島縣須賀川町

六月　〇〇〇二　茨城縣小縣郡飯城村

七月　〇〇〇二　福島縣須賀川町

八月　〇〇〇二　茨城縣小縣郡飯城村

九月　〇〇〇二　福島縣須賀川町

十月　〇〇〇二　茨城縣小縣郡飯城村

二六〇三（大正二）年編入

一月　〇〇〇二　福島縣須賀川町

二月　〇〇〇二　茨城縣小縣郡飯城村

三月　〇〇〇二　福島縣須賀川町

四月　〇〇〇二　茨城縣小縣郡飯城村

五月　〇〇〇二　福島縣須賀川町

六月　〇〇〇二　茨城縣小縣郡飯城村

七月　〇〇〇二　福島縣須賀川町

八月　〇〇〇二　茨城縣小縣郡飯城村

九月　〇〇〇二　福島縣須賀川町

十月　〇〇〇二　茨城縣小縣郡飯城村

二六〇四（大正三）年編入

一月　〇〇〇二　福島縣須賀川町

二月　〇〇〇二　茨城縣小縣郡飯城村

三月　〇〇〇二　福島縣須賀川町

四月　〇〇〇二　茨城縣小縣郡飯城村

五月　〇〇〇二　福島縣須賀川町

六月　〇〇〇二　茨城縣小縣郡飯城村

七月　〇〇〇二　福島縣須賀川町

八月　〇〇〇二　茨城縣小縣郡飯城村

九月　〇〇〇二　福島縣須賀川町

十月　〇〇〇二　茨城縣小縣郡飯城村

二六〇五（大正四）年編入

一月　〇〇〇二　福島縣須賀川町

二月　〇〇〇二　茨城縣小縣郡飯城村

三月　〇〇〇二　福島縣須賀川町

四月　〇〇〇二　茨城縣小縣郡飯城村

五月　〇〇〇二　福島縣須賀川町

六月　〇〇〇二　茨城縣小縣郡飯城村

七月　〇〇〇二　福島縣須賀川町

八月　〇〇〇二　茨城縣小縣郡飯城村

九月　〇〇〇二　福島縣須賀川町

十月　〇〇〇二　茨城縣小縣郡飯城村

二六〇六（大正五）年編入

一月　〇〇〇二　福島縣須賀川町

二月　〇〇〇二　茨城縣小縣郡飯城村

三月　〇〇〇二　福島縣須賀川町

四月　〇〇〇二　茨城縣小縣郡飯城村

五月　〇〇〇二　福島縣須賀川町

六月　〇〇〇二　茨城縣小縣郡飯城村

七月　〇〇〇二　福島縣須賀川町

八月　〇〇〇二　茨城縣小縣郡飯城村

九月　〇〇〇二　福島縣須賀川町

十月　〇〇〇二　茨城縣小縣郡飯城村

二六〇七（大正六）年編入

一月　〇〇〇二　福島縣須賀川町

二月　〇〇〇二　茨城縣小縣郡飯城村

三月　〇〇〇二　福島縣須賀川町

四月　〇〇〇二　茨城縣小縣郡飯城村

五月　〇〇〇二　福島縣須賀川町

六月　〇〇〇二　茨城縣小縣郡飯城村

七月　〇〇〇二　福島縣須賀川町

八月　〇〇〇二　茨城縣小縣郡飯城村

九月　〇〇〇二　福島縣須賀川町

十月　〇〇〇二　茨城縣小縣郡飯城村

二六〇八（大正七）年編入

一月　〇〇〇二　福島縣須賀川町

二月　〇〇〇二　茨城縣小縣郡飯城村

三月　〇〇〇二　福島縣須賀川町

四月　〇〇〇二　茨城縣小縣郡飯城村

五月　〇〇〇二　福島縣須賀川町

六月　〇〇〇二　茨城縣小縣郡飯城村

七月　〇〇〇二　福島縣須賀川町

八月　〇〇〇二　茨城縣小縣郡飯城村

九月　〇〇〇二　福島縣須賀川町

十月　〇〇〇二　茨城縣小縣郡飯城村

二六〇九（大正八）年編入

一月　〇〇〇二　福島縣須賀川町

二月　〇〇〇二　茨城縣小縣郡飯城村

三月　〇〇〇二　福島縣須賀川町

四月　〇〇〇二　茨城縣小縣郡飯城村

五月　〇〇〇二　福島縣須賀川町

六月　〇〇〇二　茨城縣小縣郡飯城村

七月　〇〇〇二　福島縣須賀川町

八月　〇〇〇二　茨城縣小縣郡飯城村

九月　〇〇〇二　福島縣須賀川町

十月　〇〇〇二　茨城縣小縣郡飯城村

二六一〇（大正九）年編入

一月　〇〇〇二　福島縣須賀川町

二月　〇〇〇二　茨城縣小縣郡飯城村

三月　〇〇〇二　福島縣須賀川町

四月　〇〇〇二　茨城縣小縣郡飯城村

五月　〇〇〇二　福島縣須賀川町

六月　〇〇〇二　茨城縣小縣郡飯城村

七月　〇〇〇二　福島縣須賀川町

八月　〇〇〇二　茨城縣小縣郡飯城村

九月　〇〇〇二　福島縣須賀川町

十月　〇〇〇二　茨城縣小縣郡飯城村

二六一一（大正一〇）年編入

一月　〇〇〇二　福島縣須賀川町

二月　〇〇〇二　茨城縣小縣郡飯城村

三月　〇〇〇二　福島縣須賀川町

四月　〇〇〇二　茨城縣小縣郡飯城村

五月　〇〇〇二　福島縣須賀川町

六月　〇〇〇二　茨城縣小縣郡飯城村

七月　〇〇〇二　福島縣須賀川町

八月　〇〇〇二　茨城縣小縣郡飯城村

九月　〇〇〇二　福島縣須賀川町

十月　〇〇〇二　茨城縣小縣郡飯城村

二六一二（大正一一）年編入

一月　〇〇〇二　福島縣須賀川町

二月　〇〇〇二　茨城縣小縣郡飯城村

三月　〇〇〇二　福島縣須賀川町

四月　〇〇〇二　茨城縣小縣郡飯城村

五月　〇〇〇二　福島縣須賀川町

六月　〇〇〇二　茨城縣小縣郡飯城村

七月　〇〇〇二　福島縣須賀川町

八月　〇〇〇二　茨城縣小縣郡飯城村

九月　〇〇〇二　福島縣須賀川町

十月　〇〇〇二　茨城縣小縣郡飯城村

二六一三（大正一二）年編入

一月　〇〇〇二　福島縣須賀川町

二月　〇〇〇二　茨城縣小縣郡飯城村

三月　〇〇〇二　福島縣須賀川町

四月　〇〇〇二　茨城縣小縣郡飯城村

五月　〇〇〇二　福島縣須賀川町

六月　〇〇〇二　茨城縣小縣郡飯城村

七月　〇〇〇二　福島縣須賀川町

八月　〇〇〇二　茨城縣小縣郡飯城村

九月　〇〇〇二　福島縣須賀川町

十月　〇〇〇二　茨城縣小縣郡飯城村

二六一四（大正一三）年編入

一月　〇〇〇二　福島縣須賀川町

二月　〇〇〇二　茨城縣小縣郡飯城村

三月　〇〇〇二　福島縣須賀川町

四月　〇〇〇二　茨城縣小縣郡飯城村

五月　〇〇〇二　福島縣須賀川町

六月　〇〇〇二　茨城縣小縣郡飯城村

七月　〇〇〇二　福島縣須賀川町

八月　〇〇〇二　茨城縣小縣郡飯城村

九月　〇〇〇二　福島縣須賀川町

十月　〇〇〇二　茨城縣小縣郡飯城村

二六一五（大正一四）年編入

一月　〇〇〇二　福島縣須賀川町

二月　〇〇〇二　茨城縣小縣郡飯城村

三月　〇〇〇二　福島縣須賀川町

四月　〇〇〇二　茨城縣小縣郡飯城村

五月　〇〇〇二　福島縣須賀川町

六月　〇〇〇二　茨城縣小縣郡飯城村

七月　〇〇〇二　福島縣須賀川町

八月　〇〇〇二　茨城縣小縣郡飯城村

九月　〇〇〇二　福島縣須賀川町

十月　〇〇〇二　茨城縣小縣郡飯城村

二六一六（昭和元）年編入

一月　〇〇〇二　福島縣須賀川町

二月　〇〇〇二　茨城縣小縣郡飯城村

三月　〇〇〇二　福島縣須賀川町

四月　〇〇〇二　茨城縣小縣郡飯城村

五月　〇〇〇二　福島縣須賀川町

六月　〇〇〇二　茨城縣小縣郡飯城村

七月　〇〇〇二　福島縣須賀川町

八月　〇〇〇二　茨城縣小縣郡飯城村

九月　〇〇〇二　福島縣須賀川町

十月　〇〇〇二　茨城縣小縣郡飯城村

二六一七（昭和二）年編入

一月　〇〇〇二　福島縣須賀川町

二月　〇〇〇二　茨城縣小縣郡飯城村

三月　〇〇〇二　福島縣須賀川町

四月　〇〇〇二　茨城縣小縣郡飯城村

五月　〇〇〇二　福島縣須賀川町

六月　〇〇〇二　茨城縣小縣郡飯城村

七月　〇〇〇二　福島縣須賀川町

八月　〇〇〇二　茨城縣小縣郡飯城村

九月　〇〇〇二　福島縣須賀川町

十月　〇〇〇二　茨城縣小縣郡飯城村

二六一八（昭和三）年編入

一月　〇〇〇二　福島縣須賀川町

二月　〇〇〇二　茨城縣小縣郡飯城村

三月　〇〇〇二　福島縣須賀川町

四月　〇〇〇二　茨城縣小縣郡飯城村

五月　〇〇〇二　福島縣須賀川町

六月　〇〇〇二　茨城縣小縣郡飯城村

七月　〇〇〇二　福島縣須賀川町

八月　〇〇〇二　茨城縣小縣郡飯城村

九月　〇〇〇二　福島縣須賀川町

十月　〇〇〇二　茨城縣小縣郡飯城村

二六一九（昭和四）年編入

一月　〇〇〇二　福島縣須賀川町

二月　〇〇〇二　茨城縣小縣郡飯城村

三月　〇〇〇二　福島縣須賀川町

四月　〇〇〇二　茨城縣小縣郡飯城村

五月　〇〇〇二　福島縣須賀川町

六月　〇〇〇二　茨城縣小縣郡飯城村

七月　〇〇〇二　福島縣須賀川町

八月　〇〇〇二　茨城縣小縣郡飯城村

九月　〇〇〇二　福島縣須賀川町

十月　〇〇〇二　茨城縣小縣郡飯城村

二六二〇（昭和五）年編入

一月　〇〇〇二　福島縣須賀川町

二月　〇〇〇二　茨城縣小縣郡飯城村

三月　〇〇〇二　福島縣須賀川町

四月　〇〇〇二　茨城縣小縣郡飯城村

五月　〇〇〇二　福島縣須賀川町

六月　〇〇〇二　茨城縣小縣郡飯城村

七月　〇〇〇二　福島縣須賀川町

八月　〇〇〇二　茨城縣小縣郡飯城村

九月　〇〇〇二　福島縣須賀川町

十月　〇〇〇二　茨城縣小縣郡飯城村

二六二一（昭和六）年編入

一月　〇〇〇二　福島縣須賀川町

二月　〇〇〇二　茨城縣小縣郡飯城村

三月　〇〇〇二　福島縣須賀川町

四月　〇〇〇二　茨城縣小縣郡飯城村

五月　〇〇〇二　福島縣須賀川町

六月　〇〇〇二　茨城縣小縣郡飯城村

七月　〇〇〇二　福島縣須賀川町

八月　〇〇〇二　茨城縣

五月　舟津　福島縣安積郡月形村　一、五〇〇　村立
同　鶴山　同縣同郡福良村　一、二〇二　村立
同　館山　同縣同郡赤津村　一、〇三二　村立
同　栃木第二　栃木縣栃木町　一八、〇〇〇　町立
同　岩殿物見山　埼玉縣比企郡今宿村　二、七〇〇　岩屋法正寺
同　諏訪　横須賀市　四、九五〇　市立
同　記念　長野市　二六、三八四　市立
六月　御幸　青森縣黑石町　二、七一七　町立
七月　舞子　兵庫縣舞子町（今、神戸市）　六、一八一　縣立
十月　弘法山　福島縣石川郡淺川村　六〇〇　村立

二五六一（明治三四）年編入

三月　大森　秋田縣大森町　二五、〇〇〇　町立、慶長年間小野寺輝光の城址
同　横澤　同縣仙北郡横澤村　四、五〇〇　—
五月　鷹栖　北海道上川郡鷹栖村　二五、二九八　村立
同　下田城山　靜岡縣下田町　一八、三三〇　町立
六月　奥武山　那覇市　一八、〇三七　市立
八月　水月　富山縣城端町　一、三三八　町立
十一月　舞鶴　秋田縣大森町　三、〇〇〇　町立
十二月　能代　秋田縣能代港町　二五、九八〇　町立、盤若山

二五六二（明治三五）年編入

四月　小舞子　石川縣能美郡湊村　三六、七八〇　村立
同　深澤　長野縣上伊那郡中箕輪村　一二〇　村立
同　大海運動場　愛知縣南設樂郡東鄉村大海　五、六二五　村立
五月　吉祥院天滿宮神苑　京都市　一、五〇六　同宮
同　笛ヶ瀧　愛媛縣久万町　四、八七六　町立
八月　夜ノ森　福島縣原町　一〇、九七七　町立
同　櫻馬場　高岡市　二、七五四　市立
九月　松島　宮城縣宮城郡松島村外一、五六三、六三二　縣立
同　樺山　秋田縣雄勝郡秋ノ宮村　五〇〇　村立
同　山形市第二　山形市　二、五二六　市立
同　長等　大津市　三二、三七三　市立
十月　大塚　熊本縣松橋町　六〇三　町立
—　春日　大分市　九、一九八　市立

二五六三（明治三六）年編入

一月　明石遊園地　明石市　五、五四八　市立
二月　鷹栖　富山縣西礪波郡鷹栖村　一二四　村立
四月　長村　長野縣小縣郡長村　四〇一　村立
同　山田遊園　同縣上伊那郡河南村　二七〇　村立

四月　市記念動物園　京都市　一二、二九三　市立
五月　富士見　長野縣諏訪郡本鄉村　五〇〇　一
六月　日比谷　東京市麹町區　四九、七八一　市立
九月　鶴ヶ城　若松市　六九、九八五　市立、會津城址
同　古城　富山縣井波町　二、五八九　町立
一　三倉澤　秋田縣南秋田郡面潟村　六、〇〇〇　村立
一　會下山遊園　神戸市　三、六六三　市立
一　宮之城　鹿兒島縣宮ノ城町　九、六〇〇　町立

二五六四（明治三七）年編入

一月　猿賀　青森縣南津輕郡猿賀村　一、五〇〇　村立
三月　飯田川　秋田縣南秋田郡飯田川村　一五、〇〇〇　村立
七月　蘆城　石川縣小松町　一九、四六〇　町立
同　打吹　鳥取縣倉吉町　一八、八〇〇　町立
九月　舞鶴　甲府市　二〇、七九〇　縣立、舞鶴城址

二五六五（明治三八）年編入

六月　天の橋立　京都府與謝郡府中村　四〇、七五四　府立
八月　秩父　埼玉縣秩父町　三、〇〇〇　町立
同　五條　京都市　三二六　市立
九月　大沼　渡島國龜田郡七飯村　四、二九七、〇三五　道立、元官有地

十月　八日市場　千葉縣八日市場町　九、三〇二　町立
同　琉璃溪　京都府船井郡西本梅村　一三、五〇〇　村立
十一月　宇都野　兵庫縣濱坂町　二、七八七　町立
一　丸山　北海道札幌郡藻岩村　一九五、九七二　市立
一　蘆城　石川縣小松町　一四、〇〇〇　町立
一　一本松　同縣輪島町　七、一七〇　町立

二五六六（明治三九）年編入

三月　大洲　愛媛縣大洲町　三、九六九　町立
同　歸全山　高知縣本山町　一七、五二四　町立
同　德島　德島市　五六、六四八　市立、渭津城址
同　上山田遊園　長野縣上伊那郡河南村　四〇〇　村立
同　諏訪　四日市市　二、九三六　市立
同　嵐山　京都市　三二、〇五九　府立
四月　淺舞　秋田縣淺舞町　一、五〇〇　町立
同　雷山　福島縣野澤町　二〇、三四九　町立
同　戰役記念　長野縣稻荷山町　七九四　町立
同　眞幡寸神社南苑　京都市伏見區　九三〇　一
五月　中村　三重縣尾鷲町　六、九四五　町立
同　名護　沖繩縣名護町　一二、六九〇　町立

七月	玉造	島根縣八束郡玉湯村	二、〇〇〇	村立
九月	巖手	盛岡市	一三、三七〇	縣立
同	塔山	巖手縣西磐井郡平泉村	一三、六三一	村立
同	玉津岡	京都府井手町	一	玉津岡神社
十月	上ノ丸	兵庫縣三木町	二、一九〇	町立
同	村松	新潟縣村松町	二一、九〇〇	町立
同	般若	富山縣東蠟波郡般若村	一七〇	村立
十一月	矢筒	長野縣上水內郡中郷村	七〇六	村立
十二月	庚申	埼玉縣大宮町	一、八〇〇	鐵道省
同	神明山	岐阜縣多治見町	二、〇〇〇	町立
同	東山	兵庫縣城崎郡竹野村	三、二一九	村立
同	錦	米子市	五、三八八	市立

二五六七（明治四〇）年編入

二月	霞	福井縣丸岡町	四、三二八	町立
四月	北川內	福岡縣八女郡北川內村	六二九	村立
同	蘆屋	兵庫縣武庫郡精道村	一七、二九五	村立
同	瀧上遊園	京都府宮津町	二六、五一三	—
同	相山	宮城縣村田町	九五〇	町立
同	衣笠	神奈川縣三浦郡衣笠村	二一、八四七	村立

同	武石	長野縣小縣郡武石村	二、九七〇	村立
同	釜井庵遊園地	同　縣東筑摩郡洗馬村	四五〇	村立
同	安良居	同　縣丸子町	三、二〇一	—
五月	一戸	巖手縣一戸町	一、五九一	町立
同	宮山	京都府南桑田郡篠村	三〇三	村山神社
同	舞鶴	京都府舞鶴町	三、五七八	町立、城址
同	若宮	高知縣本山町	一一〇	町立
七月	城山	京都府與謝郡栗田村	三二二	村立
同	東須佐村	島根縣飯石郡東須佐村	二八一	村立
九月	小野寺	栃木縣下都賀郡小野寺村	一〇〇	村立
十月	櫻尾	京都府峰山町	九〇〇	町立
同	屋裏村	島根縣大原郡屋裏村	一、六五〇	村立
同	大瀧山	德島市	二、〇〇〇	市立
十一月	別府	別府市	一六、六四四	市立
同	龜山	大分縣日田町	六、〇〇〇	町立、城址
十二月	沼津	沼津市	三〇、七四一	市立
一	金澤町	秋田縣金澤町	三、〇〇〇	町立
一	櫻山	群馬縣多野郡三波川村	一五、〇〇〇	村立
一	磯部	同　縣碓氷郡磯部村	三、〇一八	村立

一		玄妙山遊園地	京都府與謝郡山田村	七〇〇	村立
一		櫻山	同府同郡吉津村	二〇〇	村立
一		君尾	同府何鹿郡奥上林村	九、〇〇〇	光明寺
一		諏訪	神戸市	八、八五八	市立
一		大芝	廣島市	九、九〇〇	市立
一		酒垂	山口縣防府町	八、五九六	寺
二五六八（明治四一）年編入					
三		松崎神社神苑	山口縣防府町	八〇、一〇〇	松崎神社
四	月	刈和野	秋田縣刈和野町	一、七四七	町立
同		鳴門	德島縣板野郡鳴門村	一四、五九九	縣立
同		明治天皇御野立地	熊本縣宇土郡花園村	八五八	村立
同		高清水（土崎港）	秋田縣南秋田郡寺內村	一八、九五七	村立
五	月	鹿ヶ丘	山形縣西田川郡湯田川村	七、五九〇	旅館組合
同		香良洲	三重縣香良洲町	四九、四七七	町立
七	月	最上	山形縣新庄町	一〇、二七六	町立、城址
八	月	茶臼山	青森縣大鰐町	二一、七五八	町立
同		大野	秋田縣河邊郡仁井田村	三〇〇	村立
同		東宮殿下行啓記念	福島縣高田町	三、一七九	町村組合
同		館鼻	青森縣淺町	四、六七一	町立

同		藤木村	秋田縣仙北郡藤木村	二、三二九	村立
十	月	富岡記念山	福島縣富岡町	二、七一〇	町立
同		臺ノ宮	同縣坂下町	二一三	町立
同		忠元	鹿兒島縣大口町	三、九〇〇	忠元神社
十	二月	千代田	東京市	六六〇	市立
一		種澤	秋田縣河邊郡種平村	三、〇〇〇	村立
一		前橋	前橋市	一二、五四七	市立
一		高崎	高崎市	六、九八七	市立、元寺跡
一		朝日	富山縣氷見町	—	町立
十		山吉田村公園	愛知縣八名郡山吉田村	九、〇〇〇	村立
二五六九（明治四二）年編入					
一	月	清水山	靜岡市	六、六〇〇	市立
三	月	東山	岡山市	三五、七七〇	縣立
同		志都岐	萩市	一三、〇九八	市立
四	月	泊	富山縣泊町	三、一〇四	町立
同		圓滿寺	長野縣岩村田町	五、〇〇〇	圓滿寺
同		岡崎	岡崎市	三〇、六二三	市立
五	月	本莊町第一	秋田縣本莊町	一八、五一七	町立
同		九谷	石川縣山代町九谷	二、〇〇〇	區立

五月	四面山	京都府新舞鶴町		町立	
七月	吉祥院村	同　府紀伊郡吉祥院村	四四六	村立	
八月	古城山	岡山縣笠岡町	六四〇	町立、村上氏城址	
九月	足羽山	福井市	四七、〇〇〇	市立	
十月	諏訪	宮城縣古川町	二二、一六二	町立	
同	池原	愛知縣田原町	六、〇四〇	〃	
同	天神山	島根縣溫泉津町	三一八	町立	
十一月	鶴舞	名古屋市	五、五〇〇	市立	
同	中村	同　市	七五、二二七	市立	
同	種崎濱	高知縣長岡郡三里村	九、六三九	縣立	
〃	山鼻	札幌市	五一、九〇四	市立	
〃	鷹揚園	弘前市	一、六二七	市立	
〃	最上	山形縣長井町	八六、三五九	町立	
			三、〇〇〇		

二五七〇（明治四三）年編入

三月	大濠	福岡市	一二五、〇六六	縣立	
同	加佐登	三重縣鈴鹿郡高津瀨村	六、〇〇〇	加佐登神社	
同	松原	宮城縣志津川町	四、五〇〇	町立	
同	臥龍	長野縣諏訪郡原村	七一一	村立	
同	眞澄	一宮市	四、四二八	市立	

四月	上野	福島縣常葉町	一、三五七	町立	
同	七田町	若松市	二〇三	市立	
同	朝日岡	千葉縣野田町	三九六	町立	
同	隈	大分縣日田町	六、二四〇	町立	
五月	岩屋遊園地	愛知縣品野町	二四、〇〇〇	淨源寺	
同	豐	滋賀縣長濱町	七、〇〇〇	町立	
同	童子山	兵庫縣西脇町	二〇、〇〇〇	町立	
同	八濱町	岡山縣八濱町	一、六八〇	町立	
同	公山	松山市	五二、七九四	市立	
同	爲松	高知縣中村町	四、九〇〇	町立	
七月	城山	京都府中郡口大野村	五〇五	村立	
八月	中込	長野縣中込町	四四二	町立	
九月	郡	和歌山縣田邊町	二三、三九一	町立	
十月	瀨戸	瀨戸市	三、五三八	市立	
十二月	寒	北海道札幌郡豐平町	一九、六九一	町立	
〃	招魂社	栃木縣茂木町	七〇	町立	
〃	羽衣	清水市	一、一五五	市立	

二五七一（明治四四）年編入

四月	雁島	山形市	二、二二四	市立	

四	月	太田太光院	群馬縣太田町	一〇、〇〇〇	太光院
同		彦根	滋賀縣彦根町	六七、四一九	町立
			（金龜・尾木・城山ノ三公園ニ分ル）		
同		城山遊園	京都府久美濱町	一〇、三九八	町立
同		和田山遊園地	兵庫縣朝來郡和田山町	六六〇	町立
同		大倉山	神戸市	一九、四一一	市立
五	月	東（又濱脇）	別府市	五三六	市立
同		虎ノ門	東京市	一、一三六	市立
六	月	澁川	群馬縣澁川町	一、五一一	町立
同		尾關山	廣島縣三次町	一七、三七四	町立
七	月	木本	三重縣木本町	三、四〇四	町立
同		杭崎	鹿兒島縣川邊郡西南方村	九六六	村立
十一	月	湊川	神戸市	一〇、九二三	市立
十二	月	御所	奈良縣御所町	二、〇〇四	町立
一		大間々	群馬縣大間々町	六八六	町立
一		秋葉	新潟縣栃尾町	七、〇〇〇	町立

以上の外其後編入せられたる公園尠からず。

又二五七八―九（大正七―八）年、國立公園の設立を提唱する者起り、政府當局の賛する所となるや、内務省は候補地を調査して拾六箇所を豫選し、二五八七（昭和二）年十二月、半官半民なる國立公園協會創設せられ、二五九〇（昭和五）年、國立公園調査會なる官立諮問機關の設置となり、同年度第五十九議會の協賛を經て、翌年四月一日國立公園法の公布を見るに至り、次で同法に依る國立公園委員會の設置あり、近く之が施行を見んとするに至れり。

要約　要するに公園は、江戸時代末期に於て德川氏の親藩たる水戸及白河に發生し、公衆と慰安休養を共にせんとせりと雖、是等は畢竟當時の貴族階級が、被支配階級に對する恩惠的施設に過ぎずして、所謂民衆自發の積極的要求によりて生ぜる社會施設としての近代的公園とは、稍其意義を異にせり。明治六年太政官布告により、初めて近代的公園設置せられ、爾來都市の社寺境内・城址・史蹟名勝・私園等の開放改造せられたるもの相當に多く、其中には新に地を相して設置せられたるもの無きにあらざるも、大抵江戸時代以前有名なりし庭園を充用したるものなり。二五五三（明治二六）年東京日比谷に、西洋のパークを意味する公園新設せられ、近年大阪・横濱等にも、此種の公園開設せられたるもの尠からず、今後更に國立公園等設置せられ、公園林の規模修飾等一段の進歩を示すべきは言を

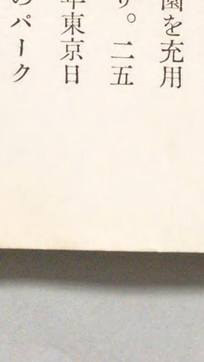

南湖公園の碑

俟たざるべし。

註一【南湖碑文】　○所在福島縣西白河郡關泉、白河藩儒臣廣瀨典記撰

『南湖久爲二僻地一、穢レ穢荒塞、雖下好二山水一者上皆無レ願レ之、公一相曰、是堤斷レ圮而水滲漏耳、如浚以深レ之、以葺レ之、湖卽可レ復、而瀦レ田肥レ民、與レ衆泛レ舟可二以娛一太平無事一也、使吏目董役貴屬以作二植木一蓄レ魚、功成數旬矣、於レ是葭腐蒲爛穢沈レ汚、深者爲レ潭淺者爲レ渚、曲爲レ灣出爲レ島爲レ洲、山之高低圍繞者今又得レ水而映帶焉、人駭觀レ之如二天地造物之改闢一、來游駱驛以喜レ得二異境一也、蓋又木已老而水更澗、風霜蒼然、見レ之數十年後則其景物又如何耶、而當二其時一孰復知二皆出一公之賜一、卽游將不レ識レ所レ本也、市原紘稠、常松敷紹謀以勒レ碑、歡於レ是紀二湖之所以一復而使二後游思一焉』

文化元年秋八月十有一日

註二【偕樂園記碑】　○所在水戶市常磐公園好文亭入口橫

『非二啻以供一他日一悁之所一、蓋亦欲下使二國中之人一有レ所二優游存養一焉、國中之人如體二吾心一夙夜匪レ懈、旣能修二其德一、又能勤二其業一、時有二餘暇一也、乃親戚相携、朋友相伴、悠然逍二遙于二亭之間一、或唱二酬詩歌一、或弄二撫管弦一、或展レ紙揮レ毫、或座石點、或傾二瓢尊於花前一、或投二竹竿於湖上一、唯從二意之所レ適、而弛張已得二其宜一焉、是余與レ衆同樂之意也、因命レ之曰二偕樂園一』天保十年歲次己亥夏五月

裏面に園内取締に關する禁制を刻せり、曰く

凡遊二園亭一者、不レ許下先レ卯而入後レ亥而去上

沈醉號暴及俗樂亦宜レ禁

園中不レ許下無レ病者乘レ轎

男女之別宜正不レ許下雜沓以亂中威儀上

園中不レ許下折二梅枝一乘中果實上

漁獵有レ禁不レ許レ踰レ制

附日除樹

名稱　舊時代に於ては、日覆木・日蔭杉等と稱せられたるが、現代に於ては概して日除樹と唱ふるもの多し。

（備考）江戸時代、村隱しと名附けたるもの〻中、同樹に相當するもの多少存せるが如し。

意義　日除樹は、門前又は諸人の集合する廣場或は川岸草刈場等の休場に於て、日覆を目的として點々仕立つるものにして、時として風致又は並木等の用を兼ぬることあり。

沿革　上古、寧樂朝時代[1]、都の東の市に木垂るまでの植木あり、其他人の集合往來する箇所には、久しき以前より日除用として仕立てられたる樹木存せしが如し。近世、江戸時代となり、將軍德川吉宗が、二三七六―九五（享保）年代、神田川の堤に柳[2]を植ゑしめしもの、程なく林を成して柳原と稱せらるゝに至り、遠近の標識となりしのみならず、木蔭には商人の市居軒を列ぶるもの多く、又芝新堀の岸に櫨[3][4]を植ゑしめたるものあり。二四〇五（延享二）年、江戸市外中野に桃林[5][6]を設け、諸人に其花を觀せしむる便として、日覆となる杉を植付けしめたるは、周知のことに屬せり。現代に於ては、專ら官衙學校其他に施設せられたるもの頗る多く、而して今後一層擴張せらるべきは明かなり。

神田川堤ノ柳
芝新堀ノ櫨
中野ノ日覆杉

①萬葉集卷三　②③有德院殿御實記附錄　④甲子夜話　⑤有德院殿御實記附錄　⑥仰高錄

四　公衆衞生林

名稱　本林は、森林法に保安林の一種とせらるゝものなるも、舊日本に於ては未だ之が名稱あるを見ず。

意義　公衆衞生林は、公衆の衞生に資する爲仕立らるゝ森林にして、夏季特に晝間に涼味を、冬季特に夜間に暖氣を蓄へて、寒暑の極端を調節せしめ、加之風雨の順和・汚物の吸收・惡瓦斯の同化・殺菌・地方病の防止等の諸用に供せらるゝものなり。

沿革　二三二一―三二（寛文）年代、水戸黄門（義公）は、水戸城[①②]（水戸市上市の南下市の西、又千波）の傍なる仙波沼の沼氣甚しく發散し、附近の空氣常に不淨なりし爲、マラリヤ病流行せしを以て、同地に柳其他の樹木を植付けしめ、一時其病勢を弱めたりしが、維新後該樹木の大部分を伐採せしに依り、惡疫再發せりと言傳ふるものあり。降て二四九八（天保九）年、水戸の烈公が老中水野忠邦へ下せる箇條（註一）中に『一、越中立山大材伐採の爲變異』云々とあるが、二五〇一（天保一二）年、古來加賀國能美郡中宮村奥山なる[③]白山地帶に於て伐木せば、不時の風雨ありとの口傳ありしに拘らず、此年金澤藩御算用場の命により之を伐木せざるべからざることゝなれるを以て、村民等は假令諸民の爲の伐木なりとは云へ、古來の慣習を無視するを得ずとし、白山社（石川郡河内村）に於て祭典を行ひ、異變なからんことを祈れ

仙波沼畔ノ柳

白山地帶ノ樹林

①桃源遺事　②白河太郎著林政學　③石川縣史第三卷

り。是れ大山名山の森林は、水源を滴養して旱損の災害を免れしむるのみならず、一面氣候の調節上缺くべからざるものなりとの、久しき信念に因れるは言を俟たず。尚年代不明なるも、清水寺領なる播磨國加東郡御嶽山（註二）は、巨木良材を生立し、風雨寒暑を調和するの效ありしを以て、領民中より有給の山番を撰任して立入等の犯則者を監守せしめ、同時に村の用木と雖、容易に伐木するを許さゞりしと云ふ。

播磨國御嶽山ノ禁伐

而して明治維新となり、二五三六（明治九）年三月、内務省の決議による官林調査假條例中、保護培養を要する山林拾三種を掲げたりしも、衞生に關する項目存せず、又二五四二（明治一五）年五月、裁定を仰ぎたりと云ふ森林法草案にもこれ無きを以て觀れば、當時衞生林としての必要を認めざりしなるべし。

（備考）二五四一（明治一四）年、時の衞生局長たりし長與專齋は、靜岡縣下に於る間歇熱流行の原因を、主として水源山林及村落樹林の濫伐に基因するものとなし、其救濟法は、樹木の栽植と河流の疏通とにありとせり。[①]

德島市城山ノ森林

二五五七（明治三〇）年、森林法制定と同時に始めて公衆衞生林として保安林の一種とせらるるに至り、同法に基き各府縣に於て編入せられたる本林を見たるが、德島市城山の森林の如きも其一にして、同林は市の中央に在りて高く聳立し、獨り廻船航行の目標たるのみならず、舊跡風致の關係も多大なるものあり、就中市民の衞生上（寒暑の調節・酸素阿異の供給・市内空氣の清淨・有害瓦斯の消滅・過度濕氣の消散）に必要ありとして、保安林に編入せられたるものなり。其

①增訂森林學

丹波國福知山及鹿兒島附近ノ衛生林

數多の中に於て、京都府丹波國福知山町及鹿兒島市附近のもの最も有效なりとせらる。而も全國に於る本林は、二五九一（昭和六）年の現在、箇所百五拾三箇所、面積九拾町歩にして、之を十年以前に比すれば、箇所七箇所、面積二町歩を減少せり。

要約　之を要するに公衆衞生林は、其目的の一たる氣候調節等の效用を以て、古來大山名山に附隨したるものとせられしが、江戸時代に於て稍明確に認識せられ、其爲特に植林せるものさへ生ずるに至れるに拘らず、明治維新の當初當事者等は、却て之が存在を必要とせざりしものゝ如し。爾後外國の事例等に鑑みしにや、森林法の制定と共に公衆衞生林なる名稱下に之が復興を見ることゝなれりと雖、近來漸次衰退の傾あり、加之學者中には、保安林としての本林は廢止せざるべからずと主張するさへあり。

註一　【水戸藩史料別記】　○水戸市圖書館

註二　【舊藩山林制度調書】　○兵庫縣廳

五　湯　林

砂子原温泉ノ湯林

名稱　湯林は、二五四一（明治一四）年、舊藩山林法則調査の際、福島縣より保護を要する森林の一種として報告せられたるものにして、會津地方以外にも同名稱の存せしや否、未だ之を明にするを得ず。

意義　本林は、温泉の涸渇を防ぐ目的を以て仕立てられたるものなり。湯林なる名稱は附せられざるも、温泉地帶の風致を兼ねて、湯林と同一の目的を有する森林を見ること尠からず。

沿革　二三四一（天和元）年、幕府領にして會津藩の預り所たる大沼郡大谷村（中ノ川村）砂子原温泉の湯守等に對し、同藩御藏入奉行よりの令達中に『一家之上黒澤地之内、舘之殘言所七町四方、林ニ申付者也』と申渡したるは、單に湯本破損のとき材木を採る場所として立置く趣旨とせらるゝが如きも、一面に家の側に木を植ゑ、湯屋側の山を燒畠とするを禁じたる事項の添書のあるよりすれば、湯屋用材以外の目的を併せ有したるものゝ如く、卽ち同温泉の風致と温泉涸渇防止の施設とをも含みしなるべし。是れ二五四一（明治一四）年山林調査（註二）の際、福島縣より保護を要する森林の種類中『湯林　温泉ヲ涸渇セシメサル爲ノ

①福島縣大沼郡誌

越後國大室村ノ雜木林

林』として掲出せるに徴するも明かなり。二四五九(寛政一一)年六月、越後國北蒲原郡大室村(笹岡村内)の内村杉村の百姓等は、惣代連名を以て水原御役所に對し、同村百姓持藥師堂境内の雜木林三段歩が、萬一新開其他の故障にて滅却するが如きことありては『第一溫泉出方無甲斐、其上諸病悉除之靈驗たる佛意之程も恐多く不安堵至極』(註二)なりとて、自今『林御役永御上納仕、永ク安堵仕度』と、該林の永久保存方を願出でたり。尚年代不明なるも金澤藩なる加賀國能美郡鳥越村字河内地内大杉(①)ノ湯に於ても同樣の事あり、即ち往昔大杉ノ湯附近一帶が巨杉欝茂せし當時には、鑛泉の量も相當涌出せしが、後年該樹の伐採に加ふるに大洪水の爲、遂に湯口をも失ふに至れりと云ふあり。

加賀國大杉ノ湯林

要約　之を要するに湯林は、其資料乏しくして、意義沿革共に明瞭ならずと雖、江戸時代會津藩内に於ては、湯林と稱し溫泉の涸渴防止の爲存置せりとの口碑確に存し、現代にありても他の地方に於て屢々同樣の傳說を聞き、且其目的とする山林を見ることあるに稽ふれば、多少理由の存すべきを以て、今後研究の題材とすべきものなるべし。

註一　【舊藩山林法則】　○福島縣廳

註二　【乍恐以書附申上候】　○新潟縣北蒲原郡笹岡村字大室區

①石川縣能美郡誌

章五　交通的林系

海陸の交通を助長する森林は、航行目標林・往還並木及一里塚木・鐵道防雪林を擧ぐるを得べし。而して航行目標林は、上古造船を奬勵せる當初或は其以前丸木舟等使用の時代に發生せるなるべきも、其文獻としては近世以上に之を見るを得ず。往還並木は、中古天平寶字に創められ、本林系中最早く發生せるものにして、江戸時代に入り益々旺盛となりしが、明治時代一時昔日の觀なきに至り、現代再び勃興の傾きあり。一里塚木は近世發達し、現代殆ど之を見ず。鐵道防雪林は、明治時代鐵道の開設後に於て出現し、今後特に深雪地方に於て發達すべきものなるべし。

（備考）わが邦に於て所謂交通なる言葉の、正しく海陸通運等の意義を以て使用せられたるは、二五四二―三(明治一五・六)年以後のことなるが如しと雖、實際交通は、遠く上古の外交によりて創められ、中古大化新政の爲に促され、近古兵馬によりて維持せられ、近世に至りて通信運搬等の目的を主として興り、明治維新となるや、更に大に擴張せられて今日に及びたるものゝ如しと云ふ。

一 航行目標林・航行目標木

名稱 航行目標林は、現代保安林の一にして、舊幕時代に於ては、海上目付松（福岡）通船安心松（宇和島）燈明森・助ケ松（仙臺）物見松・船手目當之林（金澤）船見（大聖寺）等と呼びたるが、明治の初年之を廻船目標林又は航路標識林と稱せり。

意義 本林は航行する船舶就中漁船の如きをして、自己の海上に於る位置を確め、其針路を誤らしめざるを目的として仕立つるものなり。

沿革 中古一五〇七（永和）年、既に[1]航路用燈火ありて、又近世二二六八（慶長一三）年能登國[2]羽咋郡福浦（福浦村）に油火を使用せる燈臺案出せられ、一三二七（寛文七）年五月、和歌山藩〔註一〕に於ても同樣のものありと雖、航行目標林發生の文獻に見らるゝは、比較的後世の事に屬す。卽ち二三四四（貞享元）年二月、大坂淀川に於て運河を開鑿し、泥土を積みて山を築き、松[3]を植ゑて航客の標識となし、二三八九（享保一四）年、幕領大森代官所（石見國大森町）に於て、航海者の目標と防風とに必要なりとの村民の請願により、石見國邇摩郡宅野村字辛島及同國那賀郡黑松村字大島山を官林に編入〔註二〕せり。又二一五〇五（弘化二）年、宇和島藩伊豫國三崎鼻山に於る松の枯損するや、航行目標たらしむ可きもの、新植〔註三〕を命じ、或は運上銀を

大坂天保山ノ松林

石見國辛島及大島ノ黑松林

伊豫國三崎鼻山ノ新林

①②新日本史卷之二土木篇　③大日本農功傳—河村瑞賢

上納して諸木を勝手に伐り來りし箇所に對し、松に限り殘存すべきを命じ、其後松檜〔註四〕の新植を併せ行はしめたるが如し。

以上の外成立の年代不明なるも、能登國[1]山伏山・[2]明星館の松・[3]北陸一ノ松・[4]犬島山の天狗松の如き、又廣島藩宇品港の赤松林・松江藩[3]關の五本松・仙臺藩の[6]助松・嚴原藩の[7]對馬ノ親木・臼杵藩の陣場山・福岡藩の海上目付松〔註五〕の如きあり。明治維新後、汽船現はれたりと雖、本林は尙保安林として保存せられ、小漁船は勿論、航行船の爲の標識に供せられつゝ今日に及べり。二五九一（昭和六）年全國に於て二百四拾九箇所、面積一千二百六拾町歩を算し、之を十年以前に比する時は、面積九百五拾六町歩を減少し、箇所一箇所を增加せり。別に風致林・魚附林等の名稱の下に目標林を兼ぬるもの亦尠しとせず。

能登國山伏山其他ノ航行目標林

要約 之を要するに、昔時は陸上交通の便未だ開けず、交通は主として之を海上に選びて而も航船大ならず、殊に海國たる我邦に於ては、漁業は國民の生業中重要なる位置を占め來りたるを以て、海上に於る生活者從つて多く、彼等は屢々自己の海上に於る位置を知り、或は其針路を誤らざるの必要を痛切に感ずるに至り、此要求を充すべき一手段として、燈火燈臺を案出せるのみならず、航行の目標は、固定的にして而も他物との强き特異性を必要とする關係上、海又は河の近くに聳ゆる山脈の凸起部又は斷崖等を選びて之を設定し、次で如上の必要條件を具備する森林又は樹木が、好んで航行標識の用に供せらるゝに至れ

①能登名跡誌　②石川縣天然記念物調査報告第一輯　③④⑤大日本老樹名木誌
⑥稿本史蹟名勝天然記念物調査書　⑦對馬島誌

り。徳川時代に入り、道路の發達稍見るべきものあるも、船舶の用は猶未だ廢れず、幕府が五百石以上の大船製造を禁止せる結果、小船の往復依然たりしを以て、航行目標の要求は毫も衰へざりしなり。現今に於ても近海の出漁には小船を以て之に充つるを以て、目標林は尚大に其必要ありとせらるゝものなり。而して其樹種は、多くは海岸に近く喬大なる生育を爲し、樹冠を張りて特異の形相を呈する松樹が好んで之に充てられ、堅く禁伐を以て本旨となし來りたるは言を須たず。

註一【和歌山縣新宮木材商同業組合文書】○其組合

註二【山林沿革史】○農林省

『邇摩郡宅野村字辛島(海上八町を距る)官林(中略)古昔官林ニアラザリシガ、辛島ハ其立木航海者ノ目標ト防風トノ要林ナルヲ以テ、村民ノ請願ニ依リ、享保十四年官林帳ニ編入』(下略)

註三【自弘化二年至御用場日記】○宇和島市伊達侯爵別邸

『嘉永六年三月十七日、三崎鼻山ニ生立候松、近來過半立枯ニ相成候處、先年猪鹿爲レ防燒拂願出ノ節モ、鼻山沖合ハ難所ノ事故、船乘前不二相障一吟味專一ニ可レ致旨御沙汰有レ之、近來松拂底ニ相成、諸廻船始第一御上下御通船ノ場所、松不二生立一候テハ、不レ致二安心一景趣モ不レ宜ニ付、致二手入一候ハヽ可レ然處、野深ノ山故自然ニハ難二相立一ニ付、立枯ノ松仕末相付、峯通ヘハ曳苗ヲ以、松植付度吟味ノ處、(中略)只今相殘居候分ニテモ不レ致二成木一候テハ不レ致二安全一候間、右薪山ノ内松木分ハ小木タリトモ、已後伐取御差留ニ相成』(下略)

註四【山方之事】○同上

註五【山林古老傳中】○福岡市黒田侯爵別邸

『福岡唐人町ヨリ西藤崎ニ至リ四濱ナリシヲ御城築レテ後、兩侍ニ仰付ラレテ植サセ玉フ松原ニアラズヤ、地形ノ松ハ海上ヨリ目付、海防ノ要害ナレトモ今ハ殊ノ外ニ荒レニケリ』

二 往還並木

名稱 往還並木は、路邊樹・挾路樹・街路樹・列樹・行樹又は幕木（篠山）道條松（弘前）道木・道松（山口）行松・驛路並木・雙木（フタキ）の松（大聖寺）日影林・日陰木（高知）等の異名ありと雖、通例、海道並木・街道並木・往還並木・往來並木・道緣の松又單に並木・並松・條並木抔と稱せられ、尙時代と地方とによりて同一ならず、卽ち往還並松（金澤）並木松（弘前・盛岡・小倉・嚴原・佐賀・臼杵・幕府領）海邊松（盛岡）往還左右植松（德島）街道並木（弘前・盛岡・水戸）往還道植松（德島）並木之柳・並木之松（弘前）道中並木（幕府領）海道之並木（弘前）街道並木松（盛岡）往還並木（幕府領・金澤・嚴原・福岡・臼杵）並木（幕府領・弘前・盛岡・白河・前橋・高田・高知・宇和島・小倉・臼杵・人吉）往還松（福岡）往來筋並木（仙臺・小倉）往來並木・往還街道之並木松（盛岡）往還筋並木（高田・金澤・小倉・福岡・熊本・人吉）街道道並木・並樹之杉（盛岡）並松（仙臺・米澤・會津・金澤・德島・高知・嚴原・彥根）左右並木・往還街道並木・往來並木松・街道松（盛岡）街道並松（會津）道脇並木松（盛岡）並木杉（人吉）松並木（盛岡・水戸）往還通り松（仙臺）往來並松（金澤）往來筋日除並木（小倉）往還海道並木（盛岡）路並木（鹿兒島）往還新道並木（人吉）海道筋並木（幕府領・中村）並松林（高知）道路並木・往還筋並松（金澤）の如き是れなり。

意義 往還並木は、街道驛路の側邊に平行して、一列又は數列に植栽せられたる樹木にして、道路の規矩となり、其道幅を護り、方向を指示すると同時に路邊を修飾し、國土の風致を添へ、且路面に庇陰と適濕とを與ふると共に、淸淨を保持するの外、風力を減殺して塵埃・飛砂・霰雪・潮浪等の被害を防ぐの障壁となるを以て、人馬は夏季其木蔭に休ひて炎熱を避け、果樹充用の地方に在りては、果實を以て飢渴を醫するの料となし、冬季特に雪深き地方に於ては、屢々唯一の道標となるを以て、人馬は夏季其木蔭に休らと雖、未だ以て並木を植栽するに至らざりしが如し。從つて往還並木は、單に交通的關係のみならず、風致林・飛砂防止林・潮害防備林・風害防備林等の如き風致的・衞生的・保安的の林系を兼ぬることあり。加之洪水・戰爭等の非常時に於ては、之を伐採して土工・炊爨・篝火・逆茂木等に利用せらるゝことあり。

（備考）並木は、其種類多く、例へば馬場並木・參道並木・門前並木・門內並木・市街並木・堤塘並木・境界並木・防風並木・防砂並木・防潮並木・防火並木等是れなりと雖、玆には往還並木のみを揭ぐることゝし、其他のものは各其性質に從ひて當該章下に記述することゝせり。

沿革 上古一一二（綏靖天皇三三）年、始めて山陽道を開き、五〇三（孝元天皇五七）年十一月、東海・南海の兩道を開きたるが、五八〇（崇神天皇一七）年七月、諸國に詔して船舶を造らしめ、海邊の民步運に苦しめるを濟せるは、以て當時尙道路の甚だ不充分なりしことを想ふに足り、爾來幾多の道路開かれたりと雖、未だ以て並木を植栽するに至らざりしが如し。

①②大日本驛遞志稿考證—皇年代略記・皇年代私記　③日本書紀卷之五

（備考）八六二（應神天皇二）年、神功皇后親しく新羅を征して豐浦宮に幸し、始めて驛路を造り、並木[1]に樟を植ゑ給へりとの傳あるも定かならず。九八六（仁德天皇一四）年十一月。大道[2]を京中（攝津國難波）に置き南門より丹比邑（河内國）に至らしめ、一二六七（推古天皇一五）年、大仁鳥臣[3]を東國に遣はし道路を通じ、一二七三（推古天皇二一）年十一月、難波津[4]より京城に至る大道を開き、一三一三（白雉四）年六月、所々[5]の大道を修治せり。

八衢ノ橘

一三五二（持統天皇六）年頃、三方ノ沙彌の歌[6]に『橘之蔭履路之八衢爾（タチバナノカゲフムミチノヤチマタニ）』とあるを見れば、街路に蔭を作る橘樹の植栽せられたるを推知するに難からざるなり。

（備考）一三六二（大寶二）年十二月、始めて美濃國岐蘇[7]の山道を開き、一三七三（和銅六）年七月、新に吉蘇路[8]を拓き、一三七五（靈龜元）年六月、大倭國都祈[9]の山道を鑿ち、一三七八（養老二）年五月、土佐[10]に至る道路を更め、一三九七（天平九）年四月、陸奥[11]より出羽に至る直路を通じ、一四〇二（天平一四）年二月、恭仁[12]、東北の道を開きて近江に通ぜり。

都大路ノ柳橘

中古一四一七―二四（天平寶字）年代、都[13]の大路には既に植栽されたる柳・橘ありしが、一四一九（天平寶字三）年六月、東大寺（奈良市）の僧普照の建白により、官符[14]を以て『畿内七道諸國驛路兩邊遍種二菓樹一事、右東大寺普照法師奏狀偁、道路百姓來去不レ絶、樹在二其傍一、足息疲乏、夏則就レ蔭避レ熱、飢則摘レ子噉レ之、伏願城外道路兩邊、栽二種菓子樹木一者、奉レ勅依レ奏』と勅せられ、驛路の兩側に果樹を植栽せしめ給へり。是れ一には庇陰となりて旅客の炎苦を輕くし、秋は果實によりて飢を救はんとの旨趣に出でたるものなり。

諸國驛路兩邊ノ菓樹

（備考）一四五六（延暦一五）年正月、更に南海道[15]に新道を通じ、一四六二（延暦二一）年五月、新に箱根[16]の山路を開けりと雖、東北地方の往還嶮難なりしは、一四六四（延暦二三）年五月、陸奥國の上言[17]に『斯波城與二膽澤郡一相去一百六十二里、山谷嶮□、往還多レ艱、不レ置二郵驛一、恐闕二機急一、伏請准二小路例一、置二一驛一許レ之』とあるによりても知るべし。

路邊樹木ノ禁制

一四六六（大同元）年六月、路邊[1]の樹木を伐損するを禁ぜり。一四八一（弘仁一二）年四月にも、路[2]邊の樹木を斫損するを禁ぜり。

（備考）一四九二（天長九）年六月、越前荒道山[3]を造る。

諸國驛路ニ菓樹ヲ再植セシム

一五八七（延長五）年五月、諸國驛路[4]の兩邊に復び菓樹を植ゑしめられたり。

（備考）一五六一―八二（延喜）年代『水に乏しき所には井戸をも掘りて行旅に便ならしめたり、蓋し此頃までは、猶菓樹をも植えさせられたるが、民庶漸く狡猾に赴きしより、後世追々菓樹を廢して他木を以てせられしなるものゝ如し』〔註一〕と記述せる者あり。

三河國本野ケ原ノ植柳

近古、一九〇〇（仁治元）年、鎌倉幕府の執權北條泰時[5]は、三河國本野ケ原に、行旅を易からしむる爲め柳を植ゑしめたり。

（備考）二一七八（永正一五）年六月、左衞門少尉朝倉貞景、加賀國[6]の驛路を開き、二一七九（永正一六）年四月、幕府再び朝倉貞景をして北陸[7]の道路を開かしめたり。

白河關ノ並木櫻

二一四六（文明一八）年、道興法親王、東北地方遊歷の時、奥州[8]磐城（國）白河の關に櫻の並木ありたり。

（備考）二二〇二（天文一一）年三月、大友義鎭[9]、其領内に於る罪人の科を免して道路を築かしむ。

東海東山兩道並木ノ松柳等

二二三五（天正三）年正月、右大將織田信長[10]は、東海・東山兩道の道路橋梁を修理し、大道を幅三間半、輕路を幅三間とし、其兩側に松・柳等を植ゑしむ。

①大日本驛遞志稿考證―皇年代略記・歷代皇記　②日本書紀卷之十一　③成形圖說　④日本書紀卷之廿二　⑤同上卷之廿五　⑥萬葉集卷二　⑦大日本驛遞志稿考證、日本國風土記　⑧⑨大日本驛遞志稿考證　⑩續日本紀卷八　⑪同上卷十二　⑫同上卷十四　⑬萬葉集卷十九　⑭類聚三代格卷七　⑮⑯大日本驛遞志稿考證　⑰日本後紀卷十二

①大日本驛遞志稿考證　②類聚三代格卷十二　③大日本驛遞志稿考證　④延喜式雜式　⑤東關紀行　⑥大日本驛遞志稿考證―宣胤記　⑦同上―闘爭記　⑧回國雜記　⑨大日本驛遞志稿考證―大友興廢記　⑩同上―信長記・織田軍記・安土日記、鹽尻卷卅八

越後國往來並木ノ松柏榎漆等

（備考）近江國神崎郡愛知川村（愛知川町）松ヶ鼻の並松〔註二〕は、信長時代、同村より植置きたるものなりと云ふ。

二二四五（天正一三）年八月、越後の上杉謙信①は、道橋奉行をして令達せしめたる條目中、大小の往來側に松・柏・榎・漆等を竝に植次がしめ、成木して作毛の妨げとならば、下枝三枝迄切取るを得しむることゝせるが、連年の兵亂にて制度普ねく行屆かず、篝火等の爲却て伐採せられしもの多く、次第に減少するに至れりと云ふ。

（備考）二二五六（慶長元）年十一月、土佐國の長宗我部元親は、掟〔註三〕中に『本道六尺五寸、間可レ爲二貳間一、同道事、在々山々里浦々共庄屋堅申付、若道悪時は、其地頭百姓共より過錢堂貰文爲二庄屋取集一、奉行中江可二相渡一事』と規定せり。二二六〇（慶長五）年奥羽北越の道路を修築せしむ。②

加賀國ノ往還並松

近世、二二六一（慶長六）年、加賀國の往還に並松〔註四〕を植ゑ、同年肥後國の加藤清正は、熊本城建築と同時に、領内沿道の庶民をして城下より大津・阿蘇（肥後國菊池郡・阿蘇郡）を經て久住・鶴崎（豐後國直入郡・大分郡）迄の間に、往還〔註五〕を開かしめ、城下より方里か谷迄の兩側に杉を植ゑしめたるが、制札を建てゝ『一枝を斫らは一指を斬るへし、一株を伐らは一首を戮るへし』と記し、拔身の槍を携へたる家臣をして監視せしめたりと言傳ふ。

肥後國大津往還ノ並木杉

江戸時代ノ道路竝並木

次で江戸時代となり、二二六三（慶長八）年徳川幕府は『天下之道路自他領共ニ、大海道ハ其幅六間、並木より左右共二十間宛、小海道ハ其幅三間、路傍より左右共十間宛、横道馬道ハ其幅二間、路傍より左右共五間宛、歩行路其幅一間、路傍より左右共一間宛、捷道作場道其幅三尺、路傍より左右共三尺宛、渡場ハ川端より双方左右共六十間宛、皆除竿爲二定法一、尤其間に置郵して令レ傳二公命一、且以旅人往來の資となすの給分たり』となし、茲に道路の制全く整備し、往還並木の施設亦周到となり、五海道の並木は幕府に、其他脇往還の並木は各藩等に於て、夫々管理經營するととなれるが、慶長の末には東海道路傍の並木松既に繁茂するに至り、寛永年代幕府領磐城國西白河郡小田川村は村極を以て並木の植付を約し、鹿兒島藩に莊内野々三谷の路並木ありき。慶安初年日光に杉並木の植付始まり、明暦年代盛岡藩は花卷街道に並木松を、松代藩は路傍へ赤松を植付く。萬治年代、越後國村上藩内安田街道に並松を植付け、廣島藩は道松の植付を令し、山口藩は道筋左右松を植付く。延寶年代德島藩は往還の左右に松を植ゑしめ、福井藩は海道筋兩脇山下の下刈を禁じ、幕府は奥州諸國をして並木松の斷えたる箇所に植繼を令し、天和年代、弘前藩は碇ケ關街道に松を植ゑしめたり。獨り德島藩の、往還道植松を悉く伐採せしめたることは他に見ざる例なり。貞享年代水戸藩は下總國小金・鎌ケ谷（東葛飾郡）に柳を植ゑ、寶永年代仙臺藩は、海道に松・柳・杉・漆を植ゑしめ、幕府は公領の並松植付を督勵し、德山藩は往還松を作り松とし、正德年代廣島藩は並木松の植繼をなし、山口藩は道松の根掘腹打を禁じたり。寶暦年代福岡藩は、往還筋並木松に付て令する所あり、幕府は特に品川より駿州迄の並木を植足さしむ。安永年代丹波篠山藩は幕木松を植ゑ、天明年代米澤藩に並松あり、寛政年代高知藩は、蕨岡（土佐國幡多郡）より下田迄の往還筋等へ檜を、嚴原藩は筑前國怡土郡吉井村唐津

①西顎城郡鄉土資料　②大日本驛遞志稿考證一慶長見聞書　③德川禁令考卷七

往還へ並松を植付け、臼杵藩に原並木あり、宇和島藩は住吉山の並木を仕立てたり。文政年代若狭國の小濱藩は並木植繼を命じ、天保年代幕府は甲斐の並木薄所へ植足しを令し、松江藩は能義郡荒島村より吉佐村迄の並松を植繼がしむ。嘉永年代小倉藩は、京都郡新津手永の並木松を植付け、安政年代高田藩は笠町の並松を植替へ、佐賀藩は並木松の片側なりしを兩側として植ゑしめたり。

而して江戸時代に於る是等の沿革を、海道別・藩別として觀るときは凡次の如し。

(甲)　五　海　道

五海道は、江戸を中心として五箇の要地に至る街道、卽ち東海道・中山道・奥州道中・日光道中・甲州道中是なり。是等海道は幕府の直轄に屬するものとし、各宿驛を定め、機關を置き、同時に並木を施設せり。

海道・道中

二二九三(寛永一〇)年、幕府は東海道五十三次外各海道及道中の宿驛を指示して①

東海道　品川(次驛迄二里半)川崎(同二里半)神奈川(同一里九丁)程ケ谷(同二里九丁)戸塚(同一里三十丁)藤澤(同三里半)平塚(同廿七丁)大磯(同四里)小田原(同八丁)箱根(同三里廿八丁)三島(同一里半)沼津(同一里半)原(同三里六丁)吉原(同二里三十丁)蒲原(同一里)由井(由比町)(同二町)興津(同三丁一里)江尻(同二里廿七丁)府中(靜岡市)(同一里半)丸子(長田村内)(同二里)岡部(同一里廿九丁)藤枝(同二里八丁)島田(同一里)金谷(同一里廿九丁)日坂(同一里廿九丁)掛川(同二里十六丁)袋井(同二里半)見付(同四里八丁)濱松(同二里三十丁)舞坂(同海上一里)新居(同一里廿丁)白須賀(同一里)二川(同一里半)吉田(豊橋市)(同二里廿二町)御油(同二里六丁)赤坂(同二里九丁)藤川(同一里半)岡崎(同三里三十丁)池鯉鮒(知立町)(同二里三十丁)鳴海(同一里半)熱田(同海上七里)桑名(同三里八丁)四日市(同二里廿七丁)石藥師(同廿七丁)庄野(庄野村)(同二里)龍(同一里半)關(同一里半)坂下(同二里半)土山(同二里廿九丁)水口(同二里十二丁)石部(同二里廿五丁)草津(同三里廿四丁)大津(京マデ三里)

佐屋路　岩塚・萬場(マンバ)・神守(カモリ)・佐屋

伏見通　伏見・淀

枚方通　枚方・守口

中山道　板橋(次驛迄二里八丁)蕨(同一里半)浦和(同一里十丁)大宮(同二里八丁)上尾(同三里十丁)桶川(同一里三十丁)鴻ノ巢(同四里八丁)熊谷(同二里十丁)深谷(同二里廿九丁)本庄(同二里)新町(同一里半)倉賀野(同一里十九丁)高崎(同一里三十丁)板鼻(同三里十丁)安中(同一里三十丁)松井田(同二里半)坂本(同二里八丁)輕井澤(輕井澤町)(同一里五丁)沓掛(西長倉村内)(同一里三丁)追分(同一里十丁)小田井(御代田村内)(同一里七丁)岩村田(同一里半)鹽名田(中津村内)(同廿七丁)八幡(南御牧村内)(同廿二丁)望月(本牧村内)(同一里八丁)蓼田(同一里)長久保(同五里八丁)下諏訪(同三里)鹽尻(同一里三十丁)洗馬(同三里十丁)本山(宗賀村内)(同二里)贄川(楢川村内)(同一里半)奈良井(同上)(同一里半)藪原(木祖村内)(同二里)宮越(日義村内)(同一里半)福島(同二里半)上松(同三里九丁)須原(大桑村内)(同一里三十丁)野尻(同上)(同二里半)三留野(讀書村内)(同一里半)妻籠(吾妻村内)(同二里)馬籠(神坂村内)(同一里五丁)落合(同一里五丁)中津川(同二里半)大井(同三里半)大久手(餘戸村内)(同三里)御嶽(御嵩町)(同一里五丁)伏見(同一里)太田(同二里)

①大日本驛遞志稿考證—宿村大概帳

甲州道中　(同二)鵜沼(同四里)(八丁)加納(同一里半)河渡(合渡村内)(同一里)(六丁)美江寺(船木村内)(同二里)赤坂(同一里)(十二丁)垂井(同一里)
關ケ原(同一里)今須(同一里)柏原(同一里半)醒ケ井(同三)(十丁)番場(息郷村内)(同一里)(六丁)鳥居本(同一里半)高宮(同二里)(八丁)愛
知川(同二里半)武佐(同三里半)守山

甲州道中　上下高井戸(高井戸町)(石原まで)(里二十七丁)國領・上下布田・上下石原(調布町)・府中(次驛まで)(二里八丁)
日野(同一里)(廿六丁)横山(八王子)(同一里)(廿七丁)駒木野(調布村内)(同廿)(七丁)小佛(同一里)(廿二丁)小原(吉野迄一)(里十七丁)與瀬・吉野(次驛迄廿)
(六丁)關野(下大見村内)(同一里)(四丁)上野原(同半)鶴川(大鶴村内)(同一里)(六丁)野田尻(甲東村内)(同三)(十丁)大目(大目村内)
(猿橋迄一里十二丁)上下鳥澤・猿橋(大原町内)(次驛迄)(廿二丁)駒場(廣里村内)(同十)(六丁)大月(同上)(同三十丁餘)上下花吹(同上)
(同一里)(五丁)中下初狩(初狩村内)(同一)(里)白野(黒野田迄一里)阿彌陀海道・黒野田(笹子村内)(次驛迄二里半)鶴瀬(同一里)(三丁)
勝沼(同三)(十丁)栗原(日川村内)(同一里)(廿一丁)石和(同一里)(十九丁)柳町(甲府)・韮崎・教來石・蔦木・金澤・上諏訪

日光道中　千住(次驛迄二里八丁)草加(同一里)(廿八丁)越ケ谷(同二里)(廿八丁)粕壁(同一里)(廿一丁)杉戸(同一里)(廿五丁)幸手(同二里)栗橋(同半)
中田(新郷村内)(同一里)(廿四丁)古河(同廿)(五丁)野木(同二里)(廿七丁)間々田(同一里)(廿四丁)小山(同一里)(十一丁)新田(桑村羽川)(同廿)(九丁)小金
井(國分寺村内)(同二里半)石橋(同一里)(廿三丁)雀宮(同一里)(一丁)宇都宮(同二里半)大澤(同二里)今市(日光迄二里)鉢石・板橋・文
挾・鹿沼・奈佐原・楡木・壬生・飯塚

日光御成道　日光御成道　岩槻・大門・鳩ケ谷・川口・岩淵

水戸佐倉道　水戸佐倉道　新宿・松戸(下總國東葛飾郡)・八幡

奥州道中　奥州道中　白澤(下野國河内郡古里村内)(次驛迄一里半)氏家(同鹽谷郡)(同二里四丁)喜連川(同二里廿丁餘)佐久山(同一里二十五丁餘)
大田原(同二里十丁)鍋掛(同六)(一丁餘)越堀(鍋掛村内)(同二里十丁餘)蘆野(同三里四丁餘)白坂(磐城國西白河郡)(同一里)(廿三丁)白河

美濃路

美濃路　名古屋・清須・萩原・起・墨俣・大垣

と定め、二三七六(享保元)年四月、①海道は東海道・南海道・西海道の如く何れも海國の道筋
を云ひ、海なき道筋は之を道中、
て、海道と道中との名稱の區分を明かにし、二四六六(文化三)年四月更に、品川〔註六〕より伊
勢路守口宿(河内國北河内郡)迄を東海道と唱へ、宮(名古屋市南區熱田)より垂井(美濃國不破郡)迄の間
を美濃路、岩塚(尾張國愛知郡)より佐屋(尾張國海部郡)迄を佐屋廻り、板橋宿(東京市板橋區)より守山
宿(近江國野洲郡)迄を中山道(上野國の內を上州路、信州路の內を木曾路と唱ふ)内藤新宿より下諏訪(信濃
國諏訪郡)迄を甲州路と唱ふと改め、二四七一(文化八)年六月、復た更に②東海道は品川より大津
迄とし、中山道を木曾路とも唱へ、日光道中は千住より鉢石迄、奥州道中は白澤より白河
迄、水戸佐倉を海道と稱せず、水戸佐倉道と云ひ、千住より松戸迄と改めたり。

五海道宿數及助郷高

(備考)　年代不明なるも、⑤街道百三拾八箇宿及助郷高を左の如く定めたりと云ふ。

東海道　品川宿より大津宿迄五拾七箇宿佐屋路共
中山道　板橋宿より和田宿迄二拾八箇宿
日光道中　千住宿より鉢石宿迄二拾三箇宿
奥州道中　白澤宿より白河宿迄拾箇宿
甲州道中　小田原宿より黒野田宿迄二拾箇宿

①御觸書　②甲辰雜記　③諸例撰要六

一東海道五拾五箇宿、助郷高七拾八萬千八百廿四石
　但箱根由比兩宿は助郷無之
一中山道二拾八箇宿、助郷高廿七萬六千二百八石餘
一日光道中二拾三箇宿、助郷高廿萬六千三百五石餘
一甲州道中二拾箇宿、助郷高一萬三千四百七拾五石餘

機關

道奉行

二二九五(寛永一二)年十一月『道奉行御用儀者松平伊豆・阿部豊後・堀田加賀可レ承レ之』〔註七〕と公布して、幕府老中の道路擔任を定め、二三一九(萬治二)年七月、始めて①道中奉行を置き、宿驛の取締を掌り道路橋梁等の事をも管掌せしめ、二三四八(元祿元)年、之を二名と定めて老中所屬〔註八〕とし、大目付より一人、勘定奉行より一人各之を兼掌せしめたり。尚勘定奉行支配下たる勘定役の內に道中方と唱ふる掛を設け、拾餘人を之に任じ、道中百般の事務を擔任せしめたり。二三八一(享保六)年七月、從來道奉行の四人なりしを二人に減〔註九〕ぜられ、且同心も附屬せざるを以て骨折なるべしとて、倍額の拾六人扶持を給し、二三八八(享保一三)年九月、幕府諸掛取扱道中方取扱中〔註一〇〕に、五海道並木立枯御拂伺の一項を規定し、二三九六(元文元)年七月、②道中奉行の支配せる五海道を、東海道本坂通り、中山道木曾路、日光道中水戸通、奥州道中甲府通としたるが、其後二四四五(天明五)年九月、③東海道は品川より伏見迄、日光道中は岩淵より岩城迄、千住道中は千住より今市迄、例幣使海道

道中方

道中奉行

道中方取扱事項

道中奉行支配ノ海道

①官職制度沿革史　②大日本驛遞志稿考證、令條祕錄八　③泉氏雜記

は王村より金崎迄、美濃路は名古屋より大坂迄と改め、二四九二(天保三)年九月、更に①東海道は品川驛より水口驛迄、日光道中は千住より鉢石迄、美濃路は宮より垂井迄、外に名古屋より大坂迄、佐屋廻りは岩塚より佐屋迄としたり。二四九四(天保五)年五月、御勘定所②中方掛御用向取扱廉書中に、五街道往還並木、其外道中方附屬の御用向宿觸等之儀取扱方を示し、又同御林方御用向取扱廉書中にも、諸國御林並道木立枯風折根返御拂、御林伐出御林帳組入並減木伺、御林仕立方其外御林に掛る儀取扱として、各分掌事項を定めたり。二四九六(天保七)年七月に至り、又更に③道中奉行支配を、東海道は品川宿より守口迄・佐屋路、中山道は板橋驛より守山迄並彦根・美濃路・日光例幣道、水戸佐倉道は新宿より八幡・水戸迄、日光道中は千住より鉢石迄・壬生・御成道、奥州道中は白澤より白河迄、甲州道中は內藤新宿より上諏訪迄とせり。

道中方並御林方取扱廉書

並木

江戸幕府並木ノ制

二二七一(慶長一六)年三月、幕府は④道路の法令を下して『堤と川よけの間に牛馬を放へからす、道路ならぬ所をみだりに行來すへからす、樹木ならびにさし木等にさはるへからす』となし、二二九二(寛永九)年十二月、海道筋制札〔註一一〕の古くなりしを立替へしめ、二三四八―六三(元祿)年代、⑤檢地條目中に『往還之大道、田畑作場道並ニ落シ堀・園柵・堤等之端通リハ、三尺ツヽ除き申すへき事』と規定し、免除を以て並木の生立による農作物等の損

①諸例撰要三　②甲辰雜記　③諸例撰要四　④徳川實記、台徳院御實記卷十五　⑤地方落穗集

害を賠償すると共に、一面並木保育の資に供せしめ、二三七〇(寶永七)年七月、幕府の道中奉行は廻狀(註一二)を以て『御道中並木之松植繼候樣にと申渡候、私領方にては段々植繼または只今迄有レ之木之下へも苗木を植込候處相見へ候由に候得共、御料者今に取り懸り候體不二相見一由、惣而申渡候儀御料より相守入念仕候樣にて可レ然事』と令達し、特に幕領内並木仕立方督勵

内並木仕立方の厲行を促したるが、翌二三七一(正德元)年四月にも、重ねて同文の回狀を發し警告する所あり、尙『此義者東海道美濃路之分は、先達而申渡候處に植繼延引候處も有レ之由にて如レ是被二仰出一候』と申添へたり。

(備考)　二三七九(享保四)年、小林寬利(註一三)は其著書中に『往還の道其外にも大道あらは、松杉の類土地相應に植置たるかよし、縣落に堀端には柳を指たるかよし、惣而田地の方より土手道堀を狹めたる也、依て作の障にならぬ不レ茂木を栽てよし』と記し、二三八一(享保六)年、田中丘隅(②)は、其著に於て『道中所々の造り道は、城下々々領分のは奇麗にして宜しきも、御料所の分は掃除行屆かす、所々に足踏込みて轉倒する樣の所あり、元來海道の道造り等は、其領其領の村高に應し、間數を割付けて擔當すへき筈なるに拘らす、寺社領の如き全く身に入れす、是れ嚴しき仕置なき爲なり、又道中畷の並木松の幾度植ゑても生長せさる所あるは、地主或は小作の故意なるか多し、年中日當らさる所にても繩打詰て年貢を掛くる爲なり、又松毛蟲の被害、旅人等のコギ捨等あり』(取意)と記し、特に元祿條目に反するの事實を指摘して、當局を戒めたり。

並木アル農地石盛輕減

二三八六(享保一一)年八月、幕府は新(③)田檢地條目中に『東南に高岸を請(受)候場所竝往還筋並木有レ之場所、田畑蔭引可レ爲二見計一事』と規定して、並木ある農地の石盛を輕減し、二三

十割行知新田地檢、知須錢刑③　四巻篇中篇省要間民②　乾書抜出仰被儀公①

障アル並木ノ伐拂

九五(享保二〇)年五月、再び(①)蔭引のことあり。二三九六(元文元)年四月、五海道(②)往還並木と雖、往來の支障と成るものゝ枝葉等は、其宿々支配より稟伺せば伐採を許し、其枝葉は相應値段を以て拂下げしむることゝせり。越えて二四〇五(延享二)年九月にも、重ねて(③)同樣の取扱方を令せり。

並木植繼ノ令達

二四二二(寶曆一二)年十二月、東海道・中山道・日光道中・奥州道中・甲州道中『右五海道之外往還竝脇往還共、驛場有レ之道筋並木風折・枯木・根返り等之跡へ、早速植繼、且右敷地根際迄掘付之所は、一二間も土手形ニ築立、田畑境へ定杭建レ之、道幅狹所ハ前後同樣に道繕、尤相應之所も以來不レ狹樣往還付村々より無二懈怠一可レ致二手入一旨』(註一四)達せられ、

五海道往還並木敷地定杭及植繼

二四三二(安永元)年二月、勘(④)定所より諸大名の留守居に對し、五海道往還並木之儀、根際迄掘耕せる箇所あり、其爲根返れる趣に相聞ゆるを以て、先達てより度々申渡せる通り、並木敷地の定杭を打置くべきに、其儀なきは等閑の至なり、以來定杭を打置き、右敷地内少にても掘り耕さば、屹度處分すべきにより、此段村々へ申渡し、又各々も懈怠なき樣せらるべし、且『並木植繼之儀、先達而も申渡候通、小苗木植付候而者、自ら旅人等踏倒、成木不レ致候間、以來は五六尺以上之苗木竝能植付、添木等致二丈夫一置、根付候樣農業之間手入致、若立枯候分は、早速植直し候樣、村々へ急度可レ被二申渡一候』と達し、尙勘定所より差遣の御用往來の者をして、並木の樣子見分せしむべき旨を附言して、並木保護の厲

天出仰被儀公④　下記雜卯癸②③　目條地檢田新潟寺雲紫國後越①

行を促し、二四三五(安永四)年十二月、老中松平右近將監①は、支配勘定竝御普請役に對し、御用序を以て道中筋竝在勤村方の荒所起返且小物成諸運上を吟味し、歸府の上復命すべき旨を命ぜるが、其一條中に『往還並木立枯等之事、場所跡植等閑にいたし候か之事』と加へ、二四三八(安永七)年閏七月、御林木竝道中筋並木中、風折根返り立枯等の損傷を來せるものにして、良質のものは爾今之を拂下げず、長方或は平板として其場所々々に圍ひ置き、管下の橋梁暗溝等に使用すべき旨令達したり。

道中筋道幅及並木敷地ニ付同訓

(備考)　二四四九(寛政元)年二月、中山元貞(註一五)は其著書中に『並木立様は、土手うへより、一すじニ間細密にうへ、たん〳〵生立あしきを八除て、直なるを立、其間二尺三尺位ニ而隨分よき也』と述べ、又『堂社屋室防風之外、並木は枝を打へし、林は枝打すへからす、並木枝葉多ければ物ニ有レ害、但幹斗を見るべし、林は落葉をとるを要とする故、小枝をも折取事宜しからす』と記せり。

二四四九(寛政元)年四月、道中筋の道幅竝並木敷地の儀に付て制規を評議し、諸方の伺出に③回訓して『道中筋道端は、其場所に寄、不同に候得ども、幅二間以上無レ之候而者、駄荷引違ひも難レ成、尤高岾切通又は堀川等へ通渡候橋之内には、二間に不レ至分も可レ有レ之候得共、右者樂々待合居通而も僅之處にて差支無レ之、其餘は前書之通二間以上と被ニ心得一、若道幅二間に難レ成所も有レ之候はゞ、前後に見合、委細繪圖面を以可ニ申聞一候、且並木敷地は、九尺以上に無レ之候而は、風烈之節根返り等も有レ之事故、追々田畑之内へ切添之場所も有レ之候て、元形之通築足、以來切添不レ致樣取締之儀申觸候事』とし、二四五〇(寛政二)年九

①刑錢須知九　②天保集成六十九　③新撰法祕錄三

並木ノ手入其他

月、幕府は道中奉行に對し、五海道往還並木(註一六・一七・一八)の手入・補植及び小土手の築立・田畑境杭の定杭建に係る事項は、寶曆中既に之を布達し、其後安永中にも委曲指示せるを以て風折・根返り・立枯等有らば、直に之を奉行所へ屆け伐取らしむべく、尙今後並木のことは一己に取計ふを許さず、尤も枝折・根返り等の爲通路に差支ある場合は、早速取除きて其事狀を具申すべく、其他手入・植足等に付ては先年の令達に準據し、嚴重に取計ふべしと再令し、二四六三(享和三)年十二月、五海道往還並木(註一九・二〇)に蔦・かつらの多く纏へるは並木を枯らし、其生茂に害あるを以て、自今公私領共に宿村にて怠慢なく之を取拂ふべき旨令達し、二四八三(文政六)年六月、日光①・奥州・水戸各道中、岩槻・佐倉各道に於ける並木の養護に關し(註二一)『往還筋宿々竝間之村々道幅竝並木敷地之內、左右田畑用水路等へ切添、又は並木立枯跡小苗木不二栽立一、定杭紛失之儘差置、其上、下草刈場にも不レ致故、野火燒等にて立枯に相成候類も有レ之不埒之事に候、前々申渡之趣堅く相守、並木立枯跡は勿論、一體間遠之場所は、小苗木栽立、生木之分は時々下草苅拂、定杭紛失の分は、其支配御代官・領主・地頭へ申立打建、並木敷地闕崩等は修覆を加、左右田畑用惡水路等へ切添場所者、元形之通可ニ築足一候、右之趣於ニ相背一者可レ爲ニ曲事一者也』と、宿々問屋年寄村々名主組頭等を戒め、二四九六(天保七)年四月、宿觸②を以て、街道筋並木に付文政後觸出後、依然として左右へ闕崩れたる儘に放置し、並木を倒し又は枯跡へ苗木を植繼がざる場所も

並木敷地闕崩修復

①驛肝錄、新撰法憲錄三　②内藤隼人宿觸

あり、不埒の次第なるを以て、敷地闕崩れの處は宿村役人共附添罷出で、置土・足土を施すべく、年來繁茂せる並木ある所は、追々小苗木を植足し生育する樣取計ふべしと令達して、再び並木の養護を督戒し、二五〇二(天保一三)年九月、並木[1]の制近來相弛みて、立枯・根返等多きのみならず、其伐跡に植繼がざる所もあり、且敷地を削りて田畑とし、或は並木際を掘付け、或は根際に焚火したるもあり、是等は宜しく寶曆以來の令達に基きて施行し、等閑に付せざる樣と諭告し、二五〇三(天保一四)年十二月、道中奉行(註二二)より道中筋往還並木の儀に付、曩に見分糾方として御勘定方御普請役を派し、夫々指導督勵せしむる所ありたるが、尙時節を見計ひ、用意の木數を植立て、根付く樣精々心付け、油斷なく手入すべく、銘々支配所宿村竝並木を進退する私領小給所村方の者へ命ずる樣にと申渡せり。

(備考) 年代及著者不明なるも一地方書(註二三)中『往還の道、兩脇には木を種事、是いにしへよりの法也、されとも夏冬を辨へて、道に日のあたるをよくすべし、是方角を考成べし、冬道へ日の當るは、道かはきて往還の旅人もあたたかにてよく、夏は道に日のあたらぬ日陰在かよし、考にも成かたきは不レ及ニ是非一可レ成事ならは夏木冬木を考て種べし』と記せり。

前記は五海道を通ぜるものなるが、尙該海道別による並木の施設は次の如し。

東海道ノ並木

東海道　二二七四(慶長一九)年、[2]僧集雲東海道を行旅し、三河國吉田(豐橋市)より二川(渥美郡二川町)に至る行路左右の松樹を見て『路傍松樹碧陰稠』の賦ありしが、尙行屆かざる所あり、特に品川より駿河邊迄の間には、植足・手入等なく或は根返り多かりしを以て、二四

[1]德川理財會要　[2]集雲和尙遺藁下

二二(寶曆一二)年六月、老中松平右近將監は、東海道助鄕村々に對し(註二四・二五・二六)『東海道筋並木之義ハ、旅人往來之助ト相成候事故、枯木・風折・根返り等苗木植足シ可レ然事ニ而、東海道之內遠州・三州邊ハ往還通り並木植付・道造り等手入も宜有レ之趣ニ候處、品川宿より駿州邊迄之間、並木植足シ道造手入等も無レ之、其上並木敷地田畑之內へ掘揚、並木根際迄掘付候故、大風之節根返ニ相成候所、又ハ一向並木無レ之場所も有レ之趣ニ相聞候、依レ之御料ハ御代官、私領ハ領主・地頭より其所へ申渡、道中切狹候處ハ吟味之上前後道幅同樣ニ道造致させ、道造相應之場所已來道幅不レ狹樣いたし、並木敷地ハ小土手築立、田畑地境ニ立杭建レ之、村々高割に帳場ヲ割付、並木枯木・風折・根返之分早速苗木植繼、往還筋道造不レ及ニ大破一樣、無ニ懈怠一致ニ手入一候樣申渡、右之趣宿々問屋・會所へ書付張置、永々違失無レ之樣宿々江申渡候樣、御料は御代官、私領ハ領主・地頭より可ニ申渡一』旨令達し、同時に中山道及日光・奧州・甲州各道中へも同樣に申渡せり。然るに二四三〇(明和七)年十月、代官所預り御林竝に並木(註二七)の內には、依然として往々立枯・風折・雪折・根返り等ありたるを以て、更に二五〇二(天保一三)年九月、先年以來數度諭告の趣が兎角厲行されず、近來特に弛廢せるの故を以て、苗木[1]補植、境杭建設等に付懇々戒告する所ありたり。

(備考) 二四四八(天明八)年十月、高知藩の馬詰某が東海道を下れる時の日記十月朔日の項下(註二八)に『寅刻出浮島原(駿河國駿東郡)にて明ぬ、ふしの雪ゟ先しらミ初たるいはん方なし、此所ゟ吉原宿(駿河國富士郡吉原町)迄ハ殊ニ先日之風强く、津波入て家の軒に及□所なく、並松多くたをれ十日斗も汐引さりしとそ』四日の項に『寅刻出つ天龍の川

[1]荷物貫目改所一件乾

渡にて夜明ぬ、濱松を過て舞坂にかゝる間、殊松多折れ民家も多く潰れぬ、松はさし渡四尺五尺はかりなる木多くをれたり』と記せり。

二五〇三(天保一四)年四月、東海道往還駿州庵原郡蒲原(蒲原町)宿並木松の風折あり、同富士郡鈴川村(元吉原村)の並木松に枯損あり、所管の代官は、之が伐採木一本につき三本宛の苗木代植を條件として拂下ぐることゝしたき旨〔註二九〕幕府勘定所へ伺出でたり。

東海道附近ノ並木

附

相摸國鎌倉雪の下鶴岡八幡宮前通の街路左右に並木〔註三〇〕あり、今尚依然として繁茂し、大に古跡の風致を添へ居れり、何れも數百年を經過せる老木なり。又同國三浦三崎の近傍道路兩側數拾間の間にも、松の竝立せるあり、是亦百年を下らざるべし。此類の並木は海道のそれとは異れりと雖、伐採を制禁せるは同樣なり。

中山道ノ並木

年代不明なるも、伊豆相摸兩國往還道に、河原淸兵衞代官所より建てたる高札〔註三一〕に『此並木苗木うへつきの小松生立候やうに、所之者共念入可レ申候、竝往還之もの猥にぬき捨又は伐おり候事堅可レ爲二停止一者也』と掲示して、並木の保護に努めしめたり。

中山道　二三七〇(寶永七)年閏七月、中山道及支道各驛に對し、曩に並木松の植足等に付申渡せるところ、私領に於ては既に漸次植足し若くは從來の樹下に苗木を植繼せるを見るに拘らず、公領は今に開手する無し、總て是等の事は公領より先づ注意すべきなり〔註三二〕と嚴達し、二四二二(寶曆一二)年六月、東海道等と共に督勵〔註二四・二五・二六〕せるも、尚徹底せざる所ありしが如く、二四八四(文政七)年五月、戸田釆女正御預所〔註三三〕たる美濃國厚見郡(稻葉郡)鏡見村の往還並木中、根返り・蟲付等にて立枯となりしを以て、其跡へ苗木を植付けたるも、往來の旅人踏荒し、又は手折る者もありて、兎角根付宜しからず、遂に枯木となり、村方難澁せるを以て、取締の爲御預所限りの高札を建てたき旨同所より伺出でたる處、岩瀨・石川兩道中奉行評議の結果、御預所限りの高札にては效果薄かるべく、寧ろ道中奉行と認めたる高札を建つる方取締行屆くべしとて、左の如き高札案文を交附し、且右は同御預所に限らず、都ての街道並木の保護として同樣の高札を建てしむることゝせり。

並木取締ノ高札

定

往還並木近邊ニ而たき火いたし、又はうゑ付置苗木枝折取荒すへからす、若相背におゐては曲事たるへき事

引繼書類中ノ並木事項

而も尙十分なるを得ざりしにや、木曾路の如きは、二五一八(安政五)年五月、富田織部〔註三四〕の紀行中に『出立之日より降雨、信州追分邊迄凡路程四十五里之間、深泥沒レ膝、霽後如レ燒照上り、路傍並木少く大困』と記せるが如き有樣なりしなり。二五〇四―七(弘化)年代後、幕領笠松代官所(美濃國羽島郡笠松町)に於る引繼書類中に、御林竝往還並木に關し、左の如き箇條〔註三五〕あり、同道並木施設に付當事者の注意を示せり。

一、中山道竝美濃路往還並木之儀は、鈴木門三郎殿竝松下内匠殿御支配之節改候並木帳引渡有レ之候處、去ル丑年御林帳一同相改、去ル巳年中並木帳取調出來ニ付、御勘定所ゟ申立引替、古帳引上、新並木帳相渡置候段申送、並木帳控引渡有レ之候間尚又引渡申候。

一、右往還並木敷地を田畑等に切添、其上苗木植付方等も不ニ行屆一由を以、去ル未年中宿ゟ御觸有レ之、其後も等閑ニいたし置候哉ニ相聞候由を以、取締方之儀、石川主水正殿御印狀を以被ニ仰渡一候ニ付、早速宿村々呼出申渡、苗木植付方等爲ニ取計一候段、先ニ申送書物類引渡有レ之候處、天保十三寅年並木手入苗木植付方敷地定杭打建等之義ニ付被ニ仰渡一有レ之、其後萎苗木植付手入方等追々被ニ仰渡一候ニ付、支配所内は勿論、並木進退村々ゟも其時々嚴敷申渡、出役も差出、取締方申付置候段申送一件書物引渡有レ之候間、尚又引渡申候。

一、前條被ニ仰渡一之趣を以、並木之内木薄之場所ゟ苗木植付方取計候處、不ニ根付一以前枝打取荒候ニ付、爲ニ取締一新規制札建方之儀願出、弘化元辰年十二月中伺之上、宿村々ゟ制札相渡請書取置、其段申送一件書類引渡有レ之候間、尚又引渡申候。

（備考）二五〇〇（天保一一）年十二月、前橋藩への書上に、勢田郡北橋村（上野國勢多郡）の並木（註三六）は目通周圍六尺より八寸迄の松木百九拾七本あり、又二五二九（明治二）年八月の書上に、澁田往還（註三七）拾四町拾四間内に、目通周圍三尺より四尺迄の松木百四拾七本を算せりと云ふ。

甲州道中ノ並木

甲州道中　二四二二（寶曆一二）年六月、幕府は東海道其他の諸道と共に並木に付て督勵（註二四・二五・二六）せるは前揭の通りなるが、二四八二（文政五）年、韮崎①（甲斐國北巨摩郡）ムロケ原間及蔦木（信濃國諏訪郡落合村）金澤（同郡金澤村）間の並木を植付けしめ、二四九五（天保六）年『御林幷往還並木等木薄之所者植付、百姓持林其他空地之場所植物元木等無ニ等閑一可ニ取計申一事』（註三八）と令達せり。

甲州道中附近ノ並木

日光道中ノ並木

附

二三六五（寶永二）年閏四月、幕領なる都留郡忍草村（南都留郡忍野村）に於ては、御仕置五人組帳前書（註三九）の一條中、道筋並木は御林同前たるべき事と規定して、並木の風折・立枯等あらば、早速名主山守立會の上木數等を調査して書上げ、又荒間あらば下命なくとも苗木を植繼ぐことゝせり。

日光道中　二三〇八（慶安元）年四月、松平右衞門大夫正綱は、日光より今市、今市より文狹（下野國上都賀郡落合村内）大澤（河内郡大澤村内）竝に大桑（同郡豐岡村内）に至る街道の左右及山中拾餘里の間に、二拾餘年間に亙りて杉を植樹（註四〇）し、東照宮に獻じたり。

（備考）二三一二―四（承應）年代、林羅山の日光に詣でたる紀行（註四一）中に『四日出レ自ニ鉢石一、歸路宿ニ楡木驛一、今市村外有ニ二道一、其一則通ニ宇都宮一、其一則往還鹿沼、此兩途左右傍、植ニ杉木一千萬株一、或細小或喬大、或新而夭、或碩而蓑、與ニ古松一相雜者亦間有レ之、松平右金吾正綱所ニ移栽一也、以レ願爲ニ日光社木一故而已、是行也□三欲レ往ニ見宇都宮一

然以二其路一迂遠故復還二于來路一。

馬背西風秋未レ徂。野州處々景何殊。松杉惟背金吾棒。衛護日光邊畔途。

と記し、①安井息軒亦同地に遊びて『至二今市一、行杉自二西南一來合、所謂例幣使道也』と記せり。又年代は不明なるも一地方書（註四二）に『杉は是以て松に劣らぬ名木也、又さし木にも付木也、然共百年を過レハ木にずい立候て上材遣ひかたし、先年御勘定奉行松平右衛門大夫、日光より千本の杉を取植置たる今は、大概ずい立或は立枯に相成たり、然共殘りて有也と聞』と記せるものあり。

並木見分

二三七二（正徳二）年九月、②日光海道林の見分あり、御被官組頭豊田某に銀拾五枚、御徒目付小堀某に同拾枚を賞賜したるは、幕府の如何に該並木に關心したるかを知るに足るべく、二四三〇（明和七）年五月、日光下『並木枝繁り申候所ハ見分之うへ枝打はらひ候様に可二申付一候事』（註四三）と達せられ、二四四九（寛政元）年四月、道中奉行根岸肥前守（註四四）より『井上一三郎領分、野州芳賀郡羽生田村（下野國下都賀郡稻葉村内）地内日光道中、長四百七拾五間程之場所、兩側並木茂り、往來日當り兼、冬分は別而氷強く、人馬難儀仕竝古木枝々等も相見、風雨之節ハ、往來怪我等之儀も心遣奉レ存候、且又田地も木蔭ニ相成候場所ハ、自然と出來方も不レ宜候旨ニ而、右並木伐透之儀村方より願出申候、尤右往還續御地頭ニ而も、伐透有レ之候場所見請候趣も申出候間、右御竝合ニ準し枝葉茂り候分伐透、古木等ハ見合根伐仕候儀不レ苦儀御坐候哉』と伺出でたるに對し、同年同月付札を以て『御領分日光道中、野州羽生田村附往還並木生茂り道惡敷、往來人馬之難儀ニ相成、田地差障候上は、枝葉伐透、

並木枝葉伐透

古木等之分ハ根伐いたし、猶又苗木植繼、猥ニ木數不レ減樣御申付有レ之候樣存候』と復牒し、二四七九（文政二）年三月、兩街道並杉見分（註四五）あり、野口村（下野國上都賀郡日光町内）瀬川村（同郡今市町内）今市宿（同上）森友村（河内郡大澤村内）其他に於て、目通周圍四尺廻り以上、一丈四尺廻りの杉木三拾六本の根朽惡、根枯惡、雷落末枯、根燒中枯等あるを發見し、二四八三（文政六）年九月、東街道並杉の見分（註四六）を行はしめ、總計五拾九本の處分方を夫々決定し、所野村（上都賀郡日光町内）丁場より大澤宿（河内郡大澤村内）丁場迄の並杉千三百三拾二本を算せり。又二五一三（嘉永六）年九月、水③無村（河内郡大澤村内）掃除丁場の内字松山の並杉中、朽枯・根返りとなりたるものある旨、同村々役より屆出でたり。

（備考）二四四七（天明七）年五月、②古河古松軒が、巡見使日光道中巡見の模樣を叙せる中『城主戸田侯（宇都宮七萬八千石）小金井の邊より街道の左右に樹木繁りて、日影はいふに及ばず雨も洩らぬ樣に見へたり、檜・榧・松・杉の大木蒼々と茂り合て、間々に田畑有之、能き道也（中略）偖江戸を發足せしより、ひたすら北方に向て進み行、宇津宮迄は砂地の平なる道路にて石もなし、宮を離れてより石道にて歩行になやめり、左右の並木も漸々絶々に成て、人家も彌佗しく、言語なとも次第に劣行也』と記し、當時の實況を髣髴たらしむ。

水戸佐倉道

水戸佐倉道　本道並木に關する史料には、未だ接するを得ざるを以て、茲に之が施設の如何を掲げ難し。

附

二三九八（元文三）年三月、武藏國豊島郡大久保新田（大久保町）五人組帳の前書に『御林竝往

①東游紀行　②文露叢十　③五人組法規集　④史蹟精査報告第一

還道並木風折等有レ之者、當分通路障りに成不レ申様に仕置、早速注進可レ致事』と規定し、

二四六七(文化四)年春、土屋保三郎領分、常陸國新治郡中村(東村内)地先荒川堤水戸往還並木(註四七)之内、前年野火に燒かれたる松木七拾本の中二拾五本枯木となりたるに付、之を切拂ひたる跡に苗木を植繼ぎたり。

奥州道中ノ並木

奥州道中　二三三九(延寶七)年三月、幕府は奥州海道の幕領各代官に對し(註四八)『奥州海道の道筋並木之松ニきれ候處數多有レ之由ニ候間、早々手代遣レ之爲レ致ニ見分一、相應之松木植候樣ニ可レ被ニ申付一候、大成木はつきかね可レ申候間、小ふり成木を植させ可レ被レ申候、但右之松木植候人足扶持、今度ハ從ニ公儀一可レ被レ下候條、木數人數等吟味之上、委細書付記レ之可レ被ニ御下知一候、若相應之松木御代官所之内近邊ニ無レ之候ハヽ、何樣ニ被レ致候而成は植付被レ申哉、其段も可レ被ニ申越一候、並木之松荒候儀ハ、日來心付無レ之故右之通と相見へ候、油斷之至候、其所之者共ハ□無レ構儀不届ニ候、向後荒候はヽ其所之者可レ爲ニ越度一候間、常々心を付、自然枯候か、風雨にて倒候儀有レ之時ハ、所之者役ニ懸ケ植立候樣ニ急度申付可レ被レ置候、不レ及レ申候得共、面々御代官所之分ハ、折々手代を差遣爲レ致ニ見分一、不レ荒樣ニ可レ被ニ申付一候』と達し、尙二四二一(寶暦二一)年六月、東海道等と共に令達(註二四・二五・二六)督勵するところありたり。

(乙)　脇　往　還

脇往還は五海道以外の道路、卽ち奥州路・水戸往還・北國路・中國路・四國路・九州路等是なり。

白河藩内ノ並木

イ　奥州路及其附近

白河藩　藩主松平定信(①)は、二四五六(寬政八)年より町益の爲に毎歳山林に杉・欅等を植付けしむると同時に、公道に並木を植うることゝし二四五九(寬政一一)年迄に及び、尙二四六四―七七(文化)年代、白河町(註四九)より白坂驛迄に赤松の並木を植付けしめ、其一町毎に落葉松一本宛を交植せしめたるは他に類例尠し。尤も白河町以北にも赤松を植ゑたれども、落葉松は交植せざりしと云ふ。是より先、二四二〇(寬暦一〇)年二月、奥州街道より東入りの石川郡山小屋村(須釜村)は、五人組御仕置帳(註五〇)の條々に『並木有來候場所枯失候ハヽ(候ハヽカ)毎年植立可レ申候』と定めて、並木の保育に努めたり。

奥州幕府領内ノ並木

(備考)　二四五六―九(寬政八―一一)年代、白河藩儒臣廣瀬典(②)は、藩主定信の傳を叙して『御城下南は境の明神、北は須賀川(岩瀬郡須賀川町)上小屋村(大屋村カ)まで道の兩頰に並木を植、橋を修覆し置るゝに、公の御封内へ入れは問はずして樣子分るなり、山林へ御仕立の杉・欅・栗・くの木・檜・松・楢・唐松・樫・柏・胡桃・欅・男松・桐・たもの木・椿・桑・漆・みつまた・楸・柿・寬政十一年まて凡そ八十二萬三千四百七十三本也、其後も追々苗木出來れは、實に夥たしき事にて、已に文化六年の大火には御家中町まても八千餘の木を下されたり』と云へり。

幕府領　二二八八(寬永五)年、磐城國西白河郡小田川村(小田川村内)(③)は、村定中に、往還道

①白河樂翁　②福島縣林政紀要藩政篇　③羽林源公傳

筋の兩側に土手を築き、芝をふせ、並木に漆・松・杉等土地を考へ植栽すべしと規約して、並木の充實を圖れり。

會津藩ノ並木

會津藩　二四六七（文化四）年十月、岩代國耶麻郡大寺村（磐梯村内）松山の内、大寺海道の道脇にて山役銀納と成り居れる梵字清水の並松伐採の儀につき、山役所より猪苗代代官所に對し、右海道脇並松〔註五一〕は飾りともなるべきものに付、二間通り伐採を禁じて殘し置くか、又は銀目山を止めて御林とすべきか、兩樣の内村方吟味の上答申されたしと通牒し、二四六八（文化五）年八月、戸ノ口郡役所〔註五二〕は『大寺通三原（耶麻郡磐梯村内）戸ノ口通（同郡翁島村内）原野共ニ人家無レ之、雪中往來之者難澁致候ニ付、追々並松植立等も有レ之候得共、未タ雪中凌ニ相成候程ニモ無レ之候間、道筋兩脇江杉・松之内植立繁茂致候ハヽ、往來之憂を除可レ然義ニ候』とて、其仕法竝手當方を藩に伺出でたるが、二四七三（文化一〇）年八月、同郡役所は、並木なき往還濱路筋村々に對し、明松（アキマツ）の並木を仕立つべき筈なるに、之を顧みざるものあり、不時の節は勿論、旅人の支障ともなるべきを以て、怠らず之を仕立つべき旨申渡〔註五三〕したり。一面同年十一月、大寺村領分銀夊山〔註五四〕の内梵字清水の街道並松中、雪折・根返りとなり、往來の支障となるを以て伐採し、其旨を同村肝煎より屆出でたるあり、當時既に相當に生長したる並木の存したる地方の在りしは言ふを俟たず。又二四七八（文政元）年六月、猪苗代（耶麻郡猪苗代町）湯達澤新田佐賀某の願に依り、猪苗代大寺街道上原に

米澤藩ノ並木

中村藩ノ並木

並木を植立つると共に、野火制道方を同人に委任〔註五五〕したるが、之に反し村持地内の並木にして、無斷伐採さるゝものありしを以て、二四九一（天保二）年七月、戸ノ口郡役所は『凡而街道筋有レ之候並松之義、御林ニ無レ之場所多、中ニハ銀目差出候村方持前之場所有レ之、勝手次第致ニ伐木一候由、譬輕路たりとも並木有レ之候得ハ、往來之旅人寒暑之凌ハ勿論、飾ニも相成義ニ付、盛木方取計候樣被ニ仰付一』〔註五六〕とて、自今御制木伐木の節は極印を受くべき事、雪折木或は盜伐等ありたる節は、早速吟味報告すべき事、盜伐したる者は過料に處せらるべく、犯人不明の時は其地所領分の村方へ過料を課すべき事等を管内各村に達し、二五一五（安政二）年九月、豫て猪苗代街道並松の監守〔註五七〕は、地下人のみにては取締不行屆の廉もあるべきにつき、五十軒足輕の内二名を以て本務の傍ら並松制道守人を兼ね勤めしめしが、此度勤務中袴著用を免許し、右足輕をして並松枯失植繼等に益々出精せしめんことを圖れり。

米澤藩　二四四一―八（天明）年代、米澤藩の山林臺帳〔註五八〕に、吹屋鋪の並松、土手之松百九拾二本の記載あり。二四五二（寛政四）年七月、藩の諮問〔註五九〕に對し、沖合薪不自由なる所の道通へ、道印ハンノキを植立て年々刈りて薪に充てしめ、川端竝溝端の左右へも植置かせて薪を足さすべしと答申したる者あり。

中村藩　中村藩領なる磐城國相馬郡及雙葉郡の一部に於ては、夙に軍事上の見地より並

木の風枯損木伐採に際し、竹木奉行の外、軍者の立會見分を要することゝしたるが、二四五一（寛政三）年六月、日下石村（相馬郡日立木村内）の百姓共を、同年正月の大風にて倒れたる海道並松の枝木盗伐（註六〇）の廉にて過料三百文、在郷にて三日御呵の科に處し、尚藩は竹木盗伐目錄を調製し、二四八七（文政一〇）年十月以來二五〇五（弘化二）年十一月に至る間の、並木の瞬打根掘取等に付、役人無念竝村過料抔の處分方を一々記錄（註六一）に留めて後鑑に せり。二四九六（天保七）年正月、藩は『海道並松は、村方場所により潮風除並木植次等、是又時節を不レ損樣（察當）捗倒可レ仕』（註六二）と定むるに至れり。

仙臺藩内ノ並木

仙臺藩　二三六八（寶永五）年六月、仙臺藩主、宮床（陸前國黒川郡宮床村内）の宮中八幡宮へ參詣の砌、道脇へ柳（註六三）の植付けあるを見て、前年松・柳の植付方を申付けたるは本海道のことにて、畑道に植ゑては結句道も惡くなるべく、自今海道へばかり植ゑて、脇道へ植うること無用なりと命じ、同年八月藩は、往還道脇へ植立つべき松・杉・漆・柳等につき左の如く指示（註六四）したり。

一柳ハ枝を切候而植申候故、もへ出申内、往還之者わさ（抓取）にもいたし申儀と存候、小柳ヲ能堀り候而、根まゝ植立可レ然候、但海道せまく候所へハ、柳植候而可レ然ト存候

一杉ハ、長貳尺倍（位カ）ノ土竝くれ共ニ相付候而、念ヲ入痛不レ申樣ニ堀り方いたし、海道之廣キ所へ植可レ然候

往還並松禁制

一松ハ、成木申候得而ハ、田畑之障ニ成候由候間、各御見屆、田畑ゟ指支ニ不二相成一所ゟ是又苗木爲二御植一可レ然候

一漆ハ、成木成候得ハ、上ニ茂御勝手ニ成儀候間、空地土手ゟハ勿論、脇等へも爲二御植一可レ然候

二三九一（享保一六）年七月、同藩山林方〆り役大越某は、其扱に係る深谷手網村林境の外に於て、百姓自分植立の松が、海道往還に指支ふるの故を以て伐採（註六五）せしめたる廉により、麁略の仕形不念至極なりとて役目を召放し蟄居を命ぜられたり。

二四七二（文化九）年二月、國分根白石村（宮城郡根白石村内）は、御林竝往還通りの松（註六六）を削ることを堅く禁ぜられ、若右の所行を爲す者あらば訴人すべく、訴人せば縱同類たりとも其科を免じ、褒美を與ふべき旨の令達に對し請證文を差出し、二五〇五（弘化二）年四月、山中通往還海道は、一圓に並木なきを以て、往來諸人の暑中難儀を慮り、松・柳等の植立（註六七）に付、刈田郡上戸澤川・下戸澤川（小原村内）渡瀬川（七ヶ宿村内）關町（同上）清野川・峠田町・湯原町（七ヶ宿村内）の各肝入衆・檢斷衆に布令する所あり。二五一二（嘉永五）年三月、曩に命ぜる山中七ケ宿通往還海道手入竝に杉植立の儀に付、所々之を等閑に付するものあるの故を以て、刈田郡の大肝入阿部某をして『此度之儀、右樣ニ而ハ不二罷成一、早速取立候樣、尤來月上旬御當役樣御巡村、御見分被二成置一候段共ニ被二仰渡一候間、不二捨置一吟味首尾可レ

在レ之』〔註六八〕と、管下の肝入・檢斷衆に達せしめたるが、同郡係役人より右大肝入に沙汰したる處は、先づ以て早速の處、松よりは杉を植立つべき旨慫慂し、追々成木せば橋材の用にも立つべく、植繼を怠らざれば兩全の方策なりとて、野火防ぎ、養育方に就て特に注意を促したることなり。

松ヨリハ杉

盛岡藩ノ並木

盛岡藩　二三一六(明暦二)年二月、盛岡藩は花巻街道(陸中國稗貫郡)に松〔註六九〕を植ゑしめたるが、二三一七(明暦三)年三月朔日、藩主南部山城守重直〔註七〇・七一・七二・七三〕は江戸表出立、同十五日下著、郡山(紫波郡日詰町内)より津志田町(同郡見前村内)迄歩行し、領内街道の惡しきを目撃して、新道を造り兩側へ並木松を植立て、日光街道の如く改め度しとて、花巻筋は城代、盛岡より郡山迄と雫石(陸中國巖手郡)とは赤前某・日野某、盛岡より奥筋は工藤某・町野某を夫々奉行に任じ、新道を開鑿し或は本道の屈曲を直すと共に、並木松を植付けしめたり。此工事二三一九(萬治二)年まで繼續〔註七四・七五〕したるが如し。

(備考)　二五〇八―一三(嘉永)年代『宿①郡山行程五里盛岡至、是大道如レ砥、其直如レ矢、道松蔭蒼』と記せる者あり。

二三二一(寛文元)年八月、盛岡〔註七六〕より中山(巖手郡御所村内)迄の道筋道脇に植ゑたる並木松枯れたるに付、工藤某等五人に命じて植繼を差圖し、道狹き所は脇へ擴げて植ゑ、巖石等ありて植難き所は其儘差置かしむることゝし、之に從事する小者一人に一日九合づゝを給米〔註七七〕せしめ、二三三二(寛文一二)年四月〔註七八〕、黒澤尻村(和賀郡)の田の畔並松四五拾間程、十二丁目村(稗貫郡花巻町及矢澤村内)及宮の目村(同郡宮野目村)同松二拾間程、何れも風に倒れたる爲杭を添へて之を立起したるが、尚郡山迄缺けあるに付道を附替へ、並木松茂りて笠などに障る所は剪らせて然るべく、爰許より鬼柳(和賀郡)迄の間四五間程も並松なき所は、當秋植付けたしと係役より申出で、二三三三(延寶元)年十月、仙北町(巖手郡本宮村内)同心丁端れより鬼柳舟場迄、竝に夕顔瀬(同郡厨川村内)より雫石町迄の街道通兩側〔註七九〕へ、先年植置きたる松・漆枯れたるを以て、來年より三ケ年間に、松又は漆を一間に一本宛植繼ぐべく、其代償として、松の枝上五階を殘し下枝の分拂受けたしと願ひ出でたる者あり『畑野方ニ而松・漆二通植候所は、松・漆共ニ二通植可レ申候、田方ニ而一通植候所ハ、松ニ而も漆ニ而も奉行の差圖次第植可レ申候、尤下枝拂之時分ハ、奉行可レ被レ遣候間、木之大小に寄り、五重七重に不レ限定遣候、年紀三年之分ハ、奉行人之差圖次第、段々下枝拂可レ申候、奉行人不レ被レ遣ニは切申間敷事、漆之苗は、此方より可レ遣候、苗無レ之候はゝ漆の實可レ遣候間、ふせ置段々植可レ申事、松に蟲付候はゝ油斷不レ仕、其方共走廻、蟲多不レ成内精を出取可レ申候』等の條件を以て之を許され、翌二三三四(延寶二)年九月、之が奉行〔註八〇〕を任命、二三三五(延寶三)年三月見分〔註八一〕を了せり。

並木松下枝卸

二三四〇(延寶八)年三月、花巻道筋鬼柳まで並木松の下枝卸〔註八二〕しを行はしめたるが、往往松の根迄田打返し、松倒るゝことあるを以て、注意すべき旨道筋百姓に申付け、二三八

①東北遊日記

四（享保九）年四月、盛岡五代官より、街道並木松の脇より四尺は土手代分とし、外に二間引除き杭打立て、都合二間四尺の内へ堰通すべしと郡山・花巻二郡へ沙汰〔註八三〕し、二四〇四（延享元）年二月、藩〔註八四〕は代官等に対し、往還街道の並木松保護に關して嚴重に警告する所あり、同年四月、夏坂村（陸奥國三戸郡上郷村内）より田子村（同上）迄の往來並木松漆植立奉行〔註八五〕を命じ、二四〇六（延享三）年十一月、更に諸代官及山奉行に對し、海道並木植付〔註八六〕竝に諸植木には、時節を考へ土地の狀況に應じて、效果あらしむべき樣注意し、二四〇七（延享四）年五月、海道並木或は一里塚之木、其外諸木に絡る藤蔦〔註八七〕の類は、成木の妨げとなるを以て剪取るべき旨指示したり。

並木松よりた打取締

二四一七（寶曆七）年九月、街道並木松にして風折等〔註八八〕ありたる節は、今後御勘定所へ屆出づべきことゝし、二四二五（明和二）年十月、山奉行に對し、田名部町（陸奥國下北郡）外れより一里小屋向迄『並木松飛々にも植立、外何木にても立林、末々往來之左右並木平林之樣に植立可レ申旨』〔註八九〕命ぜられ、二四三三（安永二）年三月、同藩の御勘定所は、往來並木松稠密なる場所のような打取締方〔註九〇〕を令すると共に、並木松植繼なき場所に松を植立つべき旨沙汰し、二四三五（安永四）年三月〔註九一〕、鹿角街道（羽後國）田頭（ダントウ）（巖手郡田頭村内）道並木の植立奉行二人を任命し、植繼植足に付訓示する所あり、又上田通（巖手郡）厨川通（同上）沼宮内通（同上）各代官、並木植立奉行、大更御新田（巖手郡大更村）奉行、盛岡西根及沼宮内御山奉行等に對しては『鹿角街道栗谷川村（巖手郡厨川村）ゟ田頭村迄四拾餘里之野道、往來之者道筋取失迷惑仕候旨、從二前々一相聞得候付、先年松木・雜木等一本木邊二而植立手入被二仰付一候處、往來之者不埒或牛馬之障二而成木二至兼候、然處近年冬道通用不自由二而、雪中怪我等も有レ之趣相聞得候付、尙又今度並木植立之御趣意別紙之通御百姓江被二仰付一、盛岡・栗谷川・沼宮内・大更御新田支配迄、志有レ之者連々植付候樣可二申含一候、委細別紙被二仰渡一候通、往來之目印二相成候樣致二成木一候樣致候得者、至而御用私用旅人無レ滯助二相成、且植付之木數御帳二留置、成木之上、子孫二至候共其砌御褒美被二成下一候間、數ヶ村之內格別志之者も可レ有レ之候條、銘々支配中念頃（ママ）二申含、並木成就仕候樣二取扱可レ申候』と懇切に諭示する所あり、同時に栗谷川通・沼宮内通・上田通の百姓等に對しても、諸人の救に成ることゝ故、木數の多少に拘らず植付けたる者は、御上の御趣意にも相叶ふを以て、末々小百姓まで迫々植立つべしとて、左の如く其條々を指示せり。

並木植立條々

一栗谷川通夕顏瀨片原丁先ゟ沼宮內御代官處田頭村迄、野道幅二拾間程二いたし、一尺位ゟ二尺位迄之小松、其間三間置位二植立可レ申候、其筋江斷二不レ及候、尤植付候節椽之廻り四五尺四方芝くれ切廻し、野火之防二相成候樣心懸植可レ申事

一植付候者ハ奇特之志二候間、植主之名元・郡・其木數・年月・何村之誰與、木をけつり

出印候而立置可レ申候、植付・植仕廻共ニ訴ニ不レ及候事

一片原丁・すがう・一本木(巖手郡)松川村(同)田頭村(同)、此五ケ所江御帳一通宛御渡被レ成候間、小松植付之もの手寄之御村ニ而、右御帳江木數・名元・場所共ニ書留可レ申事

一高根道通用・兩鹿角奥通・盛岡五御代官處、在町幷諸士寺社迄、右御趣意之儀御沙汰被レ成、都而旅行之者不慎之儀無レ之様堅被ニ仰付ニ候間、右植付場所江野火付候もの見當候ハヽ、諸士寺社たりとも無三遠慮一咎、名元聞屆、御帳宿江早速爲レ知、御帳宿ゟ植立奉行江訴出可レ申事

一往來之者、右植木江相障、剪折・踏折抔致候ハヽ、壹本之代ニ拾本宛爲レ植可レ申事

一牛馬踏折候歟枝葉喰候ハヽ、牛方馬方之者致ニ吟味一、牛馬主ゟ壹本之代ニ五本つゝ爲レ植可レ申事。但植立木江相障候を見當候ハヽ、名元聞屆、手寄之御帳宿江爲レ知置、植立奉行竝手先之者共見廻候節訴可レ申候、若見當候砌不法申募候者有レ之候ハヽ、捕押、御帳宿江預置可レ申事

尚管下の諸士・諸醫及飯岡通(陸中國紫波郡飯岡村)見前通(同郡見前村)向中野通(同國巖手郡本宮村内)福岡通(陸奥國二戸郡福岡町)三戸通(同國三戸郡三戸町)五戸通(同郡五戸町)七戸通(同國上北郡七戸町)野邊地通(同郡野邊地町)兩鹿角通(羽後國鹿角郡)に對しても、右同様の趣意を觸れて、一般に並木の保育を戒告する所ありたり。

並木松植立奉行表彰

二四三六(安永五)年正月、領内並木松植立奉行(註九二)を任命し、同年十二月、藩(註九三)は鹿角街道並木植立奉行高橋某に對し『其方儀、夕顔瀬向海道一本木(巖手郡)ゟ大更町田頭町之間、左右並木植立竝御新田附立林外、御藏給所炊料山林立共兼帶御用懸被ニ仰付置一候處、去當年心を用、御百姓共爲ニ相勵一、數千間之場所兩側植立、根付相揃、尤立林炊料山共相茂り宜趣』を以て、又同奉行村上某に對しては『其方儀、夕顔瀬向より一本木先海道迄、並木植立御用懸被ニ仰付一候處、去當年心を用、自力を以數十間之場所兩側植立根付宜趣』を以て、縞紬一匹宛を賞賜し、二四三九(安永八)年正月、右高橋某に對し、更に御紋御小袖を賞賜(註九四)されたり。同人が百姓を督して二拾里の間に植付けしめたる並木松は、實に一萬餘の多きに達したりと云ふ。同年七月、鹿角街道夕顔瀬片原丁向より田頭迄四拾餘里の廣野に、旅人雪中の目印として、去る安永四年植立てしめたる並木松(註九五)は、植繼・植足共に了りて一通り成木したるが、今後尚年々枯植・野火留・ほそけ(細毛)等に心を用ひ、怠無く手入すべく、又植足松苗を手寄御山より出すに際し、差支へざる様平素心懸くべき旨沙汰したり。二四三二―四〇(安永)年代、田名部(陸奥國下北郡田名部町)地方に『橋はみな、御役所は二度建にけり、笥部の並樹、蘆崎の松』(註九六)といふ落首行はれ、代官大巻某在勤中の治績を讃へしものとして、該並木が、二四三五―七(安永四―六)年代に植付けられたる證左と言傳へらる。二四四一(天明元)年三月、藩は街道並木松(註九七)の件に付、更に上田通

笥部ノ並樹

（巖手郡玉山村内）飯岡通・向中野通・見前通・日詰長岡通（紫波郡長岡村内）大迫通（稗貫郡大迫町）福岡通・三戸通・五戸通・雫石通の各代官に對し『往還街道之並木松等、古來ゟ心を盡し植立候處、徒者有レ之ようた打或は根を切候故、風折等數多有レ之候、右等之儀ハ、□□之者ハ致間敷事ニ候、尤近年植繼之小松之枝を切、或は引倒候類相見得申候、以之外不レ宜候』とて、嚴しく注意を促したるが、右の趣旨は、既に二四〇四（延享元）年二月發令せられ、其後も度々沙汰せられたる所なるも、啻に厲行せられざるのみならず、近年に至り、ようた打する者など多く、紀律弛むに至りたるを以て、更めて戒飭したるものなり。二四四二（天明二）年二月、目付浦上某・四戸某は、更に鹿角街道田頭迄之間並木松植立御用懸〔註九八〕を命ぜられ、二四六一（享和元）年三月、前年植繼ぎたる花卷街道向中野見前通掃除場の並樹松〔註九九〕千百四拾一本の內、八百二拾五本枯れたるを以て、植替の爲、飯岡通御山の內細越竝に向中野通廣宮澤村の內諏訪堂前後にて、三寸廻より五寸廻までのもの八百二拾五本掘出方を願出でゝ許され、同年同月、同じく前年植繼ぎたる郡山街道〔註一〇〇〕の小松三百四拾五本の內二百四拾本、厨川街道百七拾一本の內八拾五本、都合三百二拾五本枯れたるを以て、植替の爲夫々附近より同數の小松下附方を願出で、又同年四月、是亦前年の植繼に係る日詰通街道並木〔註一〇一〕千六百本の內千本餘枯るゝに至りたるが、植立時季後れたるを以て、同年土用中に植繼ぎたしとて、附近山林に於る小松の下附方を願出で許されたり。

二四六二（享和二）年二月、御勘定頭富田某は、街道松植繼御用懸〔註一〇二〕を命ぜられ、同年三月、三戸通代官所の內、釜澤村（陸奥國三戸郡）川守田村（三戸町內）小向村（向村內）の並木松〔註一〇三〕七尺廻より二尺廻迄のもの都合二拾六本立枯となり、風雨の節危險となりたるを以て、之を剪取らせ村方へ預け置くことゝし、二四六三（享和三）年二月、仙北町升形より郡山下町迄の間街道並木、所々風折根返等歩かざるを以て、右往還筋見透の所へ小松植繼差上申度、當春より五ケ年間掛繼見廻方〔註一〇四〕御用仰付られ度しと願出でたる者あり、奇特の事として之を聽許し、同年同月、福岡代官より、往還街道の並木風折立枯の箇所へ、小松植繼ぐべき旨前年命ぜられたる處、福岡通（陸奥國二戸郡福岡町方面）は主として畑方へ漆を植立置くを以て、並木に移植すべき小松無きに付、漆にても苦しからざる箇所には、並木に漆〔註一〇五〕を植立てさせたき旨申出でたるが、同年四月同村民よりも同樣〔註一〇六〕願出で許されたり。又同年二月、飯岡通・厨川通・向中野見前通・德田傳法寺通（紫波郡水分村・不動村內）日詰長岡通掃除場所街道並木松透植繼の爲、小松掘取の證文下附〔註一〇七〕を各代官より申出でゝ之を下附せられ、同年三月、上田通街道並木松〔註一〇八〕間遠の場所へ、小松九百五拾本を植繼ぐ爲、合野森御山及長坂御山より移植することゝし、同月德田傳法寺通往來並木松〔註一〇九〕七本枯れ、生木二本根上りとなり、烈風の節危險に付剪取りたき旨百姓等の願出を許せり。

植繼用並松移植

二四六五(文化二)年二月、德田傳法寺通街道並木松〔註一一〇〕百拾三本大風の爲折れたり。同年三月、郡山街道見前向中野通掃除場所並木植繼〔註一一一〕用として、元口三寸廻より五寸廻迄の小松二百九拾五本を、廣宮澤村(紫波郡煙山村内)の内諏訪堂前後の内より、又飯岡通同上百六拾九本を上飯岡村(飯岡村内)大平より何れも移植し、同月上田北街道並木松枯損植繼の爲、二寸廻より五寸廻迄の小松五百本を、黒石野及川又山御山にて掘出方〔註一一二〕を許可し、同年四月、厨川通掃除場雫石街道並木松〔註一一三〕にして、前年洪水の節押流され、又は水枯立枯となりたる分、三寸廻より五寸廻迄の小松四百本植繼の爲、赤平・級木澤兩御山より掘出方證文下附の願出を許せり。

並木松手賄植立

二四六六(文化三)年九月、釜澤某は、上田升形より沼宮内代官所の内澁民町(巖手郡澁民村)入口までの往還筋街道並木松を、當秋より三ケ年間に手賄にて植立〔註一一四〕てたしと願出て之を許され、二四六七(文化四)年正月、花巻南北街道並木松〔註一一五〕の内二百四拾八本、大風にて風折となりたるにつき、藩は御用材木として枘取らせたる殘木を、翌月拂木となしたり。

(備考)二四六七(文化四)年、下北郡大畑村の某は其著書〔註一一六〕中に『街道並木數を定すとも、一棟にて二本宛植立べきの法令あり、倩並木を按るに、街道の正しきを體とし、防禦の逆茂木を用とし、陣具或は囚年等の憂慮をや兼てん、されは橋の一方ハ木、一方ハ石に掛分たるも、防禦を慮りたると念はる』と記せるものあり、蓋し並木の要を說けるものと言ふべし。

並木ト賞罰

二四六八(文化五)年四月、郡山街道飯岡通村々掃除場所並木見透の所へ、植繼〔註一一七〕の爲め、上飯岡村大平山にて元口三寸廻より五寸廻までの小松百四拾五本の下附方を、飯岡通百姓より願出でゝ許され、同年六月藩は、街道松植立竝に風折訴等〔註一一八〕を吟味して申達すべき旨命じ、二四七〇(文化七)年三月〔註一一九〕、上田通北街道村の並木松枯木等の透々へ植繼の爲、黒石野及川又村(巖手郡玉山村内)小野松兩御山より、二寸廻より五寸廻迄の松千五拾六本を、飯岡通同街道同上の爲、上飯岡村大平御山より、五寸廻より七寸廻迄の松二百七拾五本を、見前向中野通同街道同上の爲、飯岡通上鹿妻村(巖手郡太田村内)細越御山・廣宮澤村諏訪堂前後より、三寸廻より五寸廻迄の松千百八本を、徳田傳法寺通同街道並木松間遠の所へ植繼の爲、長岡村(紫波郡)境郷御山日詰通陣ケ岡御山より、五寸廻より七寸廻迄の松八百五本を、沼宮内通同街道並木松見透の所へ植繼の爲、五日市村(巖手郡御堂村内)小山澤長根畑澤長根苗代長根横欠野形永井澤長根好摩野長根門前寺野紙漉澤野形より、三寸廻より五寸廻迄の松千五百五拾本を、何れも掘出し移植することゝし、又谷屋敷にて育成の漆苗六百本植頃となりたるに付、上小路升形先より乙部街道(紫波郡乙部村)へ、並木〔註一二〇〕として移植することゝせり。二四七二(文化九)年五月、福岡通小鳥谷村(陸奥國二戸郡)肝入某の子は、並木の風折松一本を無斷焚料に剪取〔註一二一〕りたるの故を以て、過料に處し手錠を箝めら

並木ノ共同監守

れ、二四七四(文化一二)年十一月、御徒松原某は、街道並木松植繼其他諸木植立に自費出精したる廉を以て、一生組付御免(註一二三)となり、二四七六(文化一三)年六月、釜澤某(註一二三)は、上田升形より澁民町入口迄街道並木松植立に出精したる廉を以て嘉賞せられ、二四七九(文政二)年二月、日詰町目明某は、櫻町村(紫波郡赤石村内)の内街道並木うら風折松一本を剪取りたる廉(註一二四)を以て、過料手錠の上組合預けとなり、同人に賴まれて材木持歸りを手傳ひたる百姓三人も夫々處罰されたり。

二四八一(文政四)年四月、藩は北街道筋の並木松特に生立難きにより、又復令達して其植繼と保育とを指導し、百姓共の共同責任(註一二五)として之を監守すべきを命じたるが、二四八四(文政七)年十月には更に諸代官に對し(註一二六)『街道並木之儀は、專御警衞向之儀ニ茂有レ之候處、よた打或ハ根を堀削燒等仕候所ゟ自ら立枯風折に相成、街道筋並木薄相成、甚不埒之至ニ候、誠精被レ及ニ御沙汰一候得共自然ト相弛、頓而右樣之儀有レ之候付、右爲ニ御締一風折等有レ之候ハヽ、其節々近村御百姓共枝葉共ニ手寄御場所江附上可レ申旨、去年四月御沙汰被レ成候得共、以來風折木有レ之候ハヽ、掃除場所地懸り御代官見分之上、小枝葉ハ掃除場懸り御村方江被ニ下置一、元木者往來差支不ニ相成一樣、街道左右ニ取片付置朽捨ニ被レ成候、尤以前者元木之分御道筋道橋普請入用等ニ被レ下候儀茂有レ之候得共、向後決而不レ被ニ下置一候、且街道手寄御村方江、よた打等之吟味猶又嚴敷被ニ仰付一候間、無ニ油斷一見守可レ申候、都而風

風折並木ノ代植

折等有レ之候ハヽ、手寄御百姓共、風折木一本ニ付小松五本宛植繼被ニ仰付一候間、根付候ハヽ可ニ訴出一候』云々と令達し、盛岡郡山花卷二郡雫石沼宮内の御鳥見に對しても、右の御趣旨を以て野廻の節吟味怠るまじき旨命じたり。二四八九(文政一二)年十月、厨川通下厨川(厨川村内)茨島より同通瀧澤村(巖手郡)の内一本木村迄、鹿角街道二拾一里餘の野道へ先年植立てたる並木松(註一二七)は、饑饉の節殘らず剪取り、今は一本も餘さゞるを以て、今回自費を以て小松を植立て土手を築き、冬季旅人の難澁を救ひたしと願出でたるものあり、藩は此月、追て並木竝に立林植繼の基たるべしとて之を許し、同年十一月、右に要する苗木を沼宮内通平笠村(田頭村内)御山竝に大更御新田手寄御山(註一二八)より下附されたき旨願出でたるに對し、藩は之を許し、小松三千六百本の切手を與へたり。

志和山道並木植立

二四九四(天保五)年十月、志和山道(紫波郡志和村)普請竝に並木植立(註一二九・一三〇)に付、御側目付戸田內某外三人を再び懸り同樣心得べき旨申付けたるが、志和神社への道筋は、山道の方難所の場所もあるを以て、日光街道の如く左右に土手を築き、並木を植うることとしたるものなり。翌二四九五(天保六)年三月、志和稻荷山道普請及並木松植立(註一三一・一三二)に付、奉行其他に夫々發向を命じ、同年十一月同街道新設普請(註一三三・一三四)に付、道橋掃除竝に小破修繕僅少の朽木植繼等は、向中野通・見前通郡山四箇在へ割付くるととしたるが、並木松植繼多數に上る時請の節は向中野通・傳法寺通・日詰通地懸村方へ命ぜられ、大普

並木取扱違反者處罰

は、植立奉行を派して處理せしむることとせり。同月右山道新設に付、成就院外一院より、守札引配り初穂寄附の儀〔註一三五〕を願出でゝ聞届けらる。二四九七（天保八）年三月、見前向中野通代官所の内、本宮・向中野・仙北丁・三本柳（紫波郡見前村内）見前・高田（同德田村内）矢次（同煙山村内）各村の百姓は、前月掃除場所街道並木松の内、枝竝に小松數箇所にて百本餘剪取られたる廉〔註一三六・一三七〕を以て、畢竟見廻方を怠りたるの致す所なりとし、科料として二貫文を課せられ、尚同代官所の内、街道地付竝に最寄百姓は、右の廉を以て不届至極無調法なりとし、科料二拾貫文の重きに處せられ、二四九九（天保一〇）年十二月、八幡通（稗貫郡八幡村）葛村（同郡宮野目村内）肝入外老名四名・組頭四名は、同年三月街道並木松六拾九本・杉一本、風折竝に根返りとなりたる分の取扱方不始末なりといふの故を以て各過料錢〔註一三八〕を課せられたり。二五〇四（弘化元）年三月〔註一三九〕、飯岡通・厨川通・見前通・德田通・日詰通街道に於る並木松風折數百本を、百姓等が夫々宿元に持歸りたる廉を以て、數拾人の百姓過料に處せられ、村も亦過料を申付けられ、同年五月、雫石通雫石町檢斷重次郎・老名六人は、街道並木の風折を届出でざりし廉〔註一四〇〕により過料に處せらる。二五一〇（嘉永三）年春、津志田町（紫波郡見前村内）入口より川久保一里塚の元まで街道兩側に住宅を營みたき者に對し〔註一四一〕『土地竝住居間數之内に有レ之街道並木松普請入用に被二下置渡一旨』沙汰したり、右は異例に屬するが如きも、八幡町・三戸町邊の茶屋商賣の者等

並木松交附ノ異例

が、近年停止となりたるに付救濟の爲なりと云ふ。二五一一（嘉永四）年四月、青物町（盛岡市）向より太田村（巖手郡）への追分迄左右に土手を築き、並木松〔註一四二〕を植ゑ、同年六月、藩は、八幡通へ街道並木松見分の爲夫々係員を派遣〔註一四三〕せり。同年、巖手郡御所村の農①吉兵衞は、獨力を以て秋田街道拾三町の所に松並木を植付け今尚現存せり。二五二七（慶應三）年十月、沼宮内八角某は、厨川通一本木村より沼宮内通田頭村迄、拾三里程の街道並木松を自費を以て植立てたる功により、銀三枚を、同通田頭村權兵衞外一名は、厨川通一本木村と沼宮内通田頭村間街道並木松植立の世話に出精したる功により、御代物五貫文宛を、何れも賞賜〔註一四四〕されたり。

弘前ノ並木

弘前藩内

弘前藩　二二四六（天正一四）年九月、②弘前藩の祖先大浦爲信は、隣國出羽北秋田郡の淺利修理實義を攻めんが爲、矢立峠（陸奥國南津輕郡碇ヶ關村、羽後國北秋田郡矢立村間）と唱ふる國境の大嶮岨を切開して碇ヶ關道を通じ、大館川を越えて比内（北秋田郡）に入り、數日滯陣して凱旋したるが、二三四一（天和元）年三月、土手町（弘前市）升形より碇ヶ關迄〔註一四五〕街道道幅を五間とし、左右に土居溝を掘り、人夫一萬三千餘を使役して翌年效全く成るや、三月上旬より街道兩脇に二葉の小松〔註一四六〕を植付け、同時に『今度土手町より碇關迄道普請被二仰付一、兩脇ニ小松植付置候、往行之者誰によらず折りとり、あたり候ても可レ爲二曲事一候』〔註一四七〕と達し、組中・支配中下々迄申渡さしめ、尚家中・御町・在々殘らず之を觸れしめたるに

碇ヶ關街道

①巖手縣下の町村　②青森縣史

拘らず、翌二三四三(天和三)年五月、同街道大清水村領(陸奥國中津輕郡堀越村)にて、該並木の小松を伐取〔註一四八〕りたる者ありしを以て、藩は直に足輕を以て之を監視〔註一四九〕せしむることゝせり。是より先藩は、並木用の小松を育成する爲、松畑〔註一五〇〕を設けて之を家士に預け、尚同年八月、所々上ケ屋敷に在る松〔註一五一〕を、碇ケ關街道條並木用とし、其他家中よりの寄附をも受けたるものゝ如し。同年同月、同街道並木の松拾七本を伐取〔註一五二〕りたるものあり、藩は足輕共の監視怠慢によるものとして嚴重に之を戒め、又同所並木の松二本を馬にて踏裂きたる者を留置〔註一五三〕に處し、百方並木の保護に力を盡したり。尚同月、大風の爲傾きたる松を起し、雪折に備ふる添木〔註一五四〕を爲し、十一月には雪圍〔註一五五〕をも施さしめ、翌二三四四(貞享元)年十一月にも、奉行及足輕を配置〔註一五六〕して雪圍を爲さしめ、其作業中は賄を給したり。二三四六(貞享三)年四月、同街道筋の松を伐りたる者の代償〔註一五七〕として、其村の領切に松を植ゑしむるとゝせしが、是れ前年藩より、松一本伐りたる者には拾本を代植せしむる旨達しありしを以てなり。

並木ノ添木ト雪圍

一本ニ拾本ノ代植

二三四八(元祿元)年五月、小栗山村(陸奥國中津輕郡千年村内)より碇ケ關迄の海道並木松〔註一五八〕五百四拾本枯れたるに付植替へ、二三五四(元祿七)年四月、土手町より碇ケ關村迄の海道並木松を植繼〔註一五九〕ぐこととせり。蓋し同海道の並木松は、先年來の植付數五千五百廿六本(内右の方二千六百七拾七本、左の方二千八百四拾九本)に及べるも、段々枯木を生ぜしを以て五間に一本宛の割合にて千八百八拾四本を、小栗山及杉新田松山より移植すること、したるなり。同年五月、同海道の村隱修復竝に並木松植栽〔註一六〇〕に付下役を銓衡し、並木松目繼〔註一六一〕の者をも選定したるが、二三五七(元祿一〇)年六月下旬、大雨〔註一六二〕あり、並木松も幾分流失したるにより、所管の代官は之が植足に付夫々意見を上申し『並木之松植付之儀、秋ハ附兼候樣承候間、來春植付可レ被二仰付一候哉、併四五百本程茂只今植付可レ申候哉』〔註一六三〕と伺出で、同年九月、石川村領(南津輕郡石川町内)は、八幡館村(同郡同町内)境まで二三間隔に一本宛植足〔註一六四〕し、三百本の植付を了したり。同時に並木松中、下枝茂り過ぎ、往來の人馬障りともなり、他樹の生育を妨げ、且冬季雪損の虞もある分は、松の大小に從ひ高さ四尺より六七尺迄枝打を施せるが、餘り高く打ち見分惡敷からざる樣注意し、同年十一月、同道筋並木松監視の爲、小栗山・石川・長峰(南津輕郡藏館村内)三村より各一人の百姓を松守〔註一六五〕として選定し『右三人百姓持高小役米竝高掛銀御指引諸鄕役御免ニ而松守被二仰付一候ハヽ、此者共土手升形より碇關迄手分ケ仕、不レ斷相廻り目繼仕せ松損不レ申樣可レ申付一候、若小枝成共手折申徒者有レ之候ハヽ、捕候而僉議仕候、尤向後者徒者茂御座有間敷樣奉レ存候、且又多中雪多懸り痛申候節者、右海道筋村々より鄕人足申付、雪拂せ申候ハヽ、雪痛も無二御座一候而松成立可レ申與奉レ存候』と具申し、二三五八(元祿一一)年三月、同道筋並木松植繼用として、前年秋來、小栗山村より碇ケ關迄の村々にて、松の毬實〔註一六六〕三石三斗

並木松目繼

松守

七升を採置かせたるを、村の庄屋をしてふせ置かしめ、一面該並木植繼に關する伺に對し、伺通り百年山より石川村迄は道幅狹きを以て、小土居の箇所にも松植〔註一六七〕うること、し、苗間は先年の如く二間隔三間隔、所により一間半隔に植繼ぐ樣と指令したり。同年九月、藩は又〔註一六八〕『千年山之松枝打可レ申候、新道より碇關迄並木の松枯候處所々ニ有レ之候、千年山之松所々すかし、並木ニ植可レ申候、尤櫻蔓連々植せ可レ申旨』申渡し、同月更に、右は何れも來春施行〔註一六九〕すべく、松は當年根を廻し置かしむること、せり。二三五九（元祿一二）年二月、藩主津輕出羽守入國に先ち、道筋所々破損の修繕及富田町（弘前市）末より碇ケ關迄の並木松植繼に著手〔註一七〇〕するとなり、同三月、碇關海道奉行〔註一七一〕に棟方某を任命し、並木松植樣としては小松のみ植度きも、大松交りても宜しく、枝打は能き程に土際より打せ、下枝も打べし等の心得を申渡し、同年六月に至り、同海道の並木松〔註一七二〕殘らず植了したり。二三六〇（元祿一三）年五月、碇關海道奉行〔註一七三〕より、同海道並木松の枯松・切折松・牛馬折松竝に去年土居外に植たる松、石川村築出し兩方九拾間程松一本も無き所、松の間に杉あるもの、廟の如き松、枯て間遠なる所等の件に付詳細上申したる結果、又復植足すこと、なり、同年七月千年山より松五百七拾六本を移植〔註一七四〕したるが、二三六一（元祿一四）年六月、代官より、同海道筋並木の枯松植繼に付、附近所々の松山より松を多く取出し、殘れるは大木のみにて並木には不適當なるを以て、千年山の松

碇ケ關海道並木ニ櫻

碇ケ關海道並松植了

山より三百本程移植し度く、尙不足の分は所々の松山より之を見出し、村切にて植繼がしめたき旨申請〔註一七五〕する所あり、七月右に從事する者の賄方等〔註一七六〕に付申出で、翌年五月に至り完成〔註一七七〕したるが如し。尙藩は、同海道新設以來海道奉行を命じ、道筋各村に松守〔註一七八・一七九・一八〇・一八一・一八二・一八三・一八四・一八五〕を置きて、並木松の目繼植繼ふせ立等に當らせたるが、元祿十三年春以來松守等には常に飯米として俵米を給し、又特殊の作業に從事せしめたる間は、其間賄を給したるもの、如し。二三六六（寶永三）年五月、原ケ平村領（中津輕郡千年村內）より碇ケ關領間に、雪痛〔註一八六〕の枯松生じたるを以て、鄕切に間遠なる所にのみ植繼を命じ、奉行以下夫々任命し、二三六七（寶永四）年五月以來、同道筋の並木にして風水害又は盜伐〔註一八七・一八八・一八九・一九〇・一九一〕の爲被害屢々あり。二三八五（享保一〇）年四月、大鰐（南津輕郡大鰐村）組代官より、富田町村隱より碇ケ關迄碇ケ關海道の並木松都合七千四百八拾本の內三百八拾一本（九寸より三尺四五寸廻まで）及產神堂の道筋並木松四拾四本の內三拾本は、田地障りとなるの故を以て蔭伐方〔註一九二〕に付申出で、郡奉行〔註一九三〕は、道筋松は枝を伐詰めて日當り能き樣に仕成し、本木は往來障り又は餘り込合はざる限り見合はせること、して、同月末三百三拾二本を伐採〔註一九四〕し、村々庄屋に預らしめたり。二三九〇（享保一五）年二月、富田町より碇ケ關迄の道筋に於る並木の松にして、先年より風返りとなれる分の跡植付〔註一九五〕を命ぜらる。

碇ケ關海道並松蔭伐

松守給與

二四二三(寶暦一三)年四月、大風(註一九六)にて御郭廻柵立竝に並木倒るゝもの多く、碇ケ關海道の如き三百餘本倒れ、二四二五(明和二)年二月『碇ケ關街道其外共並木風折之儀申出候得考、足輕目付見分、伐取御極印打入、庄屋江相渡、在方御普請相用候様申付候事』(註一九七)と達し、二四五〇(寛政二)年十二月、同街道大澤(南津輕郡石川町内)より下西側通並木松直徑一尺位のものを伐取(註一九八)ることを觸出さしめ、二四五一(寛政三)年七月大風(註一九九・二〇〇・二〇一)あり、碇ケ關通の並木雜木を併せて千二百九拾四本の風返倒木を出したり。

青森其他ノ街道

二三三四(延寶二)年八月、大風あり、諸街道並木の柳(註二〇二)倒れたり。二三五四(元祿七)年七月、長坂より百澤(中津輕郡岩木村内)まで道條松(註二〇三)植付に付奉行を任命せり。二三六三(元祿一六)年八月大風、駒越組(中津輕郡駒越村)高杉組(同郡高杉村)村々、其他堅田村(中津輕郡和德村)の内青森街道、藤代村(中津輕郡藤代村)領鰺ケ澤(西津輕郡鰺ケ澤町)海道筋、常盤組(南津輕郡常盤村)增館組(同郡女鹿澤村内)村々青森街道の各並木柳(註二〇四)何れも多少風折したる旨届出あり。二三六六(寶永三)年五月、五本松村(南津輕郡浪岡村内)より大豆ケ坂(東津輕郡高田村内)迄道添の松を、拔捨又は伐採する者あるを以て、作道村(青森市内)より原別村(東津輕郡原別村)迄に制札(註二〇五)を建つることとし、同年八月、浪岡海道(南津輕郡浪岡村)並木の柳(註二〇六)倒れたるを入札拂に附し、同年十月、長峰村(南津輕郡藏館村内)松仕立人某(註二〇七)、二拾數年前來杉浦山に松を植付け、年々道筋の並木に充用せられたるも、尙殘存せるもの二萬六千餘本あり、今後同人をして諸木を植仕立て且目繼せしむる爲、相當の扶持を與へられたき旨漆奉行より内申せり。二三六七(寶永四)年四月、入内村(東津輕郡高田村内)領大豆坂海道筋に於て、野火二箇所に起り、郡方より植付けたる道添の松燒失(註二〇八)し、二三七〇(寶永七)年三月、入内町領寺鄕長根の上に野火(註二〇九)あり、郡方植付の小松四拾餘本燒失せり。是より先二三六八(寶永五)年六月、大鰐組(註二一〇)松仕立の百姓に對し、劒ケ鼻道筋左右松仕立根拂用として、夫食粮の内を貸渡すことゝせり。

海道之印

二三七九(享保四)年四月、小澤海道(中津輕郡清水村内)並木に漆木仕立方(註二一一)を申立てたる者ありしも、見分詮議の末、同海道筋は風當強く、漆木成立難かるべきを以て、小澤村の内竈子澤枝澤に漆木を植付くることゝなり、二三八四(享保九)年四月、三奉行(註二一二)より『海道筋並木無二御座一候而者、雪風之節道に迷ひ、下々難義仕候間、青森・鰺ケ澤海道、其外之海道筋共に、田畑之障無二御座一所々ハ、松・杉・漆・柳其外何木ニ而も取合ニ、五間・七間・拾間隔或ハ其餘ニ而も、海道之印ニ罷成候様、並木植候様可レ被二仰付一候哉、尤右之並木、往來之者共徒伐捨可レ申様ニ奉レ存候間、堅伐不レ申候之様、御郡中江被二仰渡一候儀如何可レ有二御座一候哉、海道筋村々江者隨分目繼仕成立候様可二申付一与奉レ存候』云々と申出でたり。

二三八八(享保一三)年十一月、高倉某(註二一三)等は、命により六年以來、海道並木成立に付、

鰺ケ澤海道並木植了

郡奉行より代官竝庄屋共へ申達せるも成立兼ぬるを以て、當春特に諸木植付奉行に世話を命ぜられ、鰺ケ澤海道筋も來春より段々申付くる心得なりと申告したるが、二三八九（享保一四）年八月、奉行より、鰺ケ澤海道の並木は年々植付け居るも、徒者の伐取拔取る者ありとて嚴重之が制止方〔註二一四〕を申出で、二三九〇（享保一五）年三月、百年山の松木盜伐〔註二一五〕せられ、從來も屢々伐取る者ありたるを以て、自今同山の松木及同所より富田町迄の並木松は、同町の者をして目繼せしむることゝせり。同年同月、高岡（中津輕郡岩木村内）道筋並木の儀に付『松之外杉一通植御座候、杉段々立延申候而松與押合、松之爲不レ宜、其上道幅茂狹罷成、杉大木ニ罷成候而ハ、日之申リ茂無ニ御座一候而ハ、道茂彌干申事も御座有間敷奉レ存候間、杉之分ハ御境内之内何方江茂一所ニ植置申度奉レ存候』〔註二六〕と申出でたるものあり。同年四月、青森海道・鰺ケ澤海道筋・大間越（西津輕郡岩崎村）海道竝に目屋野澤（中津輕郡東及西目屋村）海道に於る諸木並木を見分〔註二一七〕せしめたるに『事之外草長、引立兼申候、依レ之當秋より其海道之手寄之山より、松竝其外何木ニ而茂一尺より三四尺迄、右之木ニ而植付候得者、人夫茂入增不レ申候』云々と復命し、同年五月、青森海道大豆坂〔註二一八〕より上磯下磯竝鰺ケ澤海道の並木植付は、大組諸手足輕の手にて其前々年より著手したるも、捗々しく進捗せざるに付、自今其村々切に庄屋共より植付けしむることゝせられたき旨、係役人より申出で、二三九一（享保一六）年三月〔註二一九〕『高岡御道筋並木之松、

高岡道筋並木ノ杉

小人屋敷之前迄御座候付、松かけニ罷成、村茂さみ敷、面々家之ためニも迷惑仕候、北之方ハ重而家居出來迄、只今之通ニ差置、南之方小人屋敷之方ハ、村之内不レ殘松伐取候樣ニ仕度奉レ存候』と申出でたる者あり。

ハンノ木並木

二四一〇（寛延三）年六月、西東街道〔註二二〇〕へハンノ木を植付け、二四四〇（安永九）年九月、並木松見繼は爾今代官の支配〔註二二一〕とする旨達し、二四六三（享和三）年三月、久渡寺（西津輕郡清水村内）街道並木之内五拾本程伐取りたる者あり、藩にては西濱街道竝に百澤久渡寺街道へ、前年來並木松植付中のことゝて大に警戒し、爾今街道並木へ往來の人馬共決して差障らざる樣嚴命〔註二二二〕し、尙同月高岡街道駒越村領の内に、並木としてハンノ木を植付くることゝし、從來同木を植付けたる青森・鰺ケ澤街道と共に嚴重なる保護の訓令を發し、二四六九（文化六）年二月にも同樣嚴戒〔註二二三〕する所ありたり。二四六六（文化三）年二月、久渡寺街道の並木植付を延期〔註二二四〕し、鰺ケ澤街道の並木には、場所により柳・田茂木・范葉の類を植付〔註二二五〕けしむることゝせるが、尙同月革秀寺（中津輕郡藤代村）街道にも並木〔註二二六〕を植ゑしめ、同年四月『並木松伐荒當人有レ之候得ハ鞭三、並木守當人有無ニ不レ拘一貫二百文、庄屋九百文過料可ニ申付一候事』〔註二二七〕と達し、二五二二（文久二）年八月、所々並木其他諸木の徒伐〔註二二八〕多きを以て、之を糺明すべき旨觸出さしめたり。

蝦夷幕府領内ノ並木

一　蝦夷幕府領

二五一五（安政二）年、①函館附近の路傍に松・杉・櫻・楓を植ゑたり。

秋田藩ノ並木

秋田藩　二二九三―三三一（寛永一〇―寛文一一）年代、院内杉峠（羽後國雄勝郡院内村内）より比内（北秋田郡）の境目迄、海道の左右に並木[1]の柳あり、之が伐採を許されなば銀子七拾貫目を納むべく、且其跡へ漆を植うべしと願出でたるものあり、老職等乙を領主佐竹義隆に上申したるに、義隆は、並木の柳は義宣公（慶長七―寛永一〇）の植ゑ置きしものなれば伐採するに忍びず、併し今後は柳の枯れたる跡へ漆を植ゑしむべしと命ぜり。二四九〇―五〇三（天保）年代、天王村（羽後國南秋田郡）の兒[2]玉某、同村の東なる廣き沙漠北野三里餘の間に、松數萬本を植栽し、菅に砂防のみならず、旅人の炎暑・風雪に艱みしをも救ひたり。

水戸藩内ノ並木

ロ　水戸往還及其附近

水戸藩　二三四四―七（貞享）年代、徳川光圀[3][4]は、下總國小金（東葛飾郡小金町）鎌ケ谷（同郡鎌ケ谷村）の驛路原野渺遠なる所に、松を栽ゑしめて路を標し、香取郡飯高（飯高村）竝に中村（中村）への道に、印旛郡酒井原（酒々井町内）及根木名原（富里村内）とて、香取郡東佐野村迄續き、行程四五里程の廣野、香取郡高萩（栗源町内）の原（行程三里）へも、道の並松多く植ゑしめ、行旅の便となしたり。

二四六九（文化六）年三月、藩は上川合（常陸國久慈郡幸久村上河合）より太田・木崎（那珂郡木崎村）迄の松並木植繼[註二二九]に付、季節を逸せず早々實行すべき旨重ねて催告し、二四九二（天保三）年四月、木障伐定法[註二三〇]中、往還道木障は三間、往還へ付ける居藪は一・二間と定めたり。二四九五（天保六）年二月、太田村（久慈郡）木崎山下往還の並木として櫻樹植繼[註二三一]に付、同村庄屋及大里村（久慈郡久米村内）御山横目より目論見書を提出せるが、四五間置に一本宛、四百八拾間程の間に二百本を、二ケ年間に植付けんとするものにて、櫻苗は大川村の御立山より掘取り、苗一本毎に添木三本を三木丁に蔴繩を以て結付くる爲、之に要する蔴繩二拾房、人足四百人（苗山出分）同百人（植立分）馬三拾疋を見積れり。

松代藩内ノ並木

ハ　北國往還及其附近

松代藩　二三一五―三二（明暦―寛文）年代、藩は赤松[1]を路傍に植ゑしめて列樹とし、二三六八（貞永五）年二月、御越町（信濃國松代町）川端の松の木[註二三二]枯れて見苦しきを以て、枯れざる様念を入れ植立つべきを命じたり。二五二五（慶應元）年五月、松原並木[註二三三]の内根返り松一本、立枯松二本あり、東寺尾村（埴科郡寺尾村内）百姓の願出に依り代金三兩一分餘を以て之を拂下げたり。

村上藩内ノ並木

村上藩　二三一八―二〇（萬治）年間、松原[2][6]大和守直矩、村上城に封ぜらるゝや、入國に際し北蒲原郡笹岡村大字金屋なる安田街道に、並木松を植栽せしめたり、諸侯上府の街道に當り、隈ノ松原の名著はる、權大納言通知が『月も日もさはらぬ隈の松原』と詠めるは此並樹松原の事にして、現今樹數々百に及び、其大なるは目通周圍一丈四五尺以上、樹高拾二三間以上に達し、蓊鬱として繁茂せり。

四〇五

①秋田縣史　②牡鹿名勝誌　③大日本農功傳　④⑤桃源遺事四

①埴科郡誌　②新潟縣之林業　③大日本老樹名木誌

佐渡幕領内ノ並木

佐渡國幕府領　二三七六―九五(享保)年代、幕府領なる佐渡國(註二三四)に於ては、奉行北條新左衛門より『往還筋並木之儀も、減少いたし候ケ所江ハ無ニ油斷一苗木植付、精々手入いたし』云々と觸出し、並木の保續を圖れり。

高田藩内ノ並木

高田藩　北國往還中、越後國高田藩内の並木は、以前は相當の樹數ありしものゝ如く、二四三五(安永四)年四月(註二三五)及六月(註二三六)に、山方の並木見分の記錄を存するも、後次第に減少し、二四五六(寛政八)年、頸城郡(中頸城郡)小出雲村(新井町内)地方の如き、延長拾四町に亙る兩側にて松及檜木々數(註二三七)僅に拾本となり、二四六八(文化五)年正月五本(註二三八)に減じたるが、右は主として普請用木に伐採せられたると、雪深の爲植繼苗木の成育し難かりしとに因るものゝ如し。二四七一(文化八)年正月は尚五本を維持(註二三九)したるも、越えて二四七六(文化一三)年三月には僅に四本(註二四〇)に減じたり。是より先二四三五(安永四)年四月、藩は他方面に於て笠町(註二四一)に松百拾五本を植替へ、たらに口に於る並木植付を見分(註二四二)したり。

金澤藩内ノ並木

金澤藩　藩は二二六一(慶長六)年、往還並松(註二四三)を植ゑたるが、二二九〇(寛永七)年より翌年に亙り、藩主の意により街道筋に並木(註二四四)を植ゑ、又下口往還に道を作り、二間以上の並松を植ゑ『往還松ころひ候はゝ、其領より起し可レ申』と令せり。二三二三(寛文三)年十月、①七木改箇條中に『御林箇所之外、御領國内七木竝往來並松之義ハ御林同樣之事』

©石川縣山林誌

並松ノ根ニ定杭

往還道番人

と定め、同年十一月、小松(加賀國能美郡小松町)迄の道通植松(註二四五)風に吹倒され、旅人の迷惑となるものを植直さしめ、二三二四(寛文四)年二月、道筋植松の下枝にして、往還又は田地に障る分を見分の上伐採(註二四六)せしめ、二三二五(寛文五)年四月、下口往還筋(註二四七)の倒れ松にして、植直すとも根付かざるべきは悉く伐らせ、其跡に田地主をして四五尺の松を手寄の山より移植せしむるをとし、二三二六(寛文六)年、往還筋道々にて百姓自分に架けたる出橋材に、並松の内立枯根返り松を下附(註二四八)することとし、二三二七(寛文七)年九月、御算用場(註二四九)より、往還道筋松は根を掘るが故に、少しの風にも吹倒さるゝ次第なるを以て、向後其田主に倒れ松を始末させ、跡地に早速小松を植繼がしむるとを達せり。二三三四(延寶二)年三月、藩は『御領國中往還爲ニ御作一候就者、雙方ニ芝を敷、小松を植候處ニ、往來馬口引無レ之ニ付、馬芝をくいおこし候由、道作奉行爲レ斷候條、馬口引いたし、芝なと喰不レ申樣可レ有ニ御觸一候』(註二五〇)又『往還道筋ニ植置候松伐取申旨相聞候間、猥無レ之樣ニ御申付可レ有レ之候』(註二五一)と觸出さしめ、翌年三月、分國中往還道並木の保護方(註二五二)に付同樣の訓令を發したり。二三三四(延寶二)年四月『往還道筋並松之根、田之方より堀申ニ付而松たおれ申體相見へ申候故、其段御算用場御奉行衆へ御理り申入候處ニ、松之根□を指除定杭をうち、其内ヲ土取不レ申樣ニ可レ申』(註二五三)とて直に杭打に著手せしめ、二三三九(延寶七)年二月、往還道に番人(註二五四)を附し、又砂除垣竝に苗松植付の費用

として、御郡打銀を以て支給したる所あり。

二三四七(貞享四)年九月、大風〔註二五五〕あり、金澤町端より大□村御領境迄にて往還並松千四百七拾本吹倒され、能美郡にては六百九拾本、石川郡にては七百本程、加々郡〔河北郡〕にても拾本程の並木いづれも倒れたり。

二三五一(元祿四)年九月、鹿島郡にても、竹木類道に生え懸るは通行の妨げとなるを以て、枝を切るべき筈なるも、往還道縁の木の根を伐る義にあらざる旨〔註二五六〕を特に注意し、二三五七(元祿一〇)年五月『往還並松根本田地之方江堀取申ニ付而木ころひ候間、前々之通付ケ足シ可レ申』〔註二五七〕と達し、二三七三(正德三)年四月、從來往還並松の立枯・根返りあり、去秋の大風にて尚更增加せしに依り、損傷木を伐りて入札拂とし、其伐株及枝は、村々への伐賃竝に跡植の手當として交附〔註二五八〕するととしたるが、曾て玉緣を狹め並松の根など掘取るべからざることを諭告したるにも拘らず、右の始末となれるを以て、改めて能々申付くべく、尚今般領切に苗松を植ゑ、玉緣も並松の外六尺より狹めざる旨、肝煎與合頭より夫々請書を徵せり。二三七六―九五(享保)年代、金澤道端〔註二五九〕跡々の通、每年松の根へ土掘上げ、松倒れざる樣いたし度と願出でたる者あり。

二四六一(享和元)年八月、能登國五里峠竝往來道筋並木等の伐採願〔註二六〇〕は總て聽屆けざるととなさしめ、唯風折・根返・立枯等の損木は、十村見分の上許否を定むべき旨申渡し、

並木ト玉緣

並松植付方注意

二四七四(文化一一)年正月〔註二六一〕『上口・下口往還之松木ハ、御憐愍を以被二仰付一候所、枯木・風損等ニ而皆不數與成候、併近年立添抔致少々並木有レ之所も候得とも、多少打捨勝ニ而、畢竟大木與成候而ハ、兩狹之田地日光を請不レ申故、旁所々嫌申義も可レ有レ之哉ニ候得共、道ニは狂曲有レ之、日南を得不レ申所歟、能南致候歟之所ハ念頃ニ磁石等を以□候得は能譯り申義ニ候、左候得は、其可レ然所ニは追々松木爲二植立一手付ニもいたし候は可レ然候』とて、往還並木植付方につき能州四郡に注意する所あり、二四八一(文政四)年九月、能登國の往還並木等伐荒さゞる樣、嚴重に取締るべき旨訓示〔註二六二〕せり。

二五〇四(弘化元)年二月、加州三郡往還筋左右並松植添方に關し『組々才許見分をなし、御定通り並松より御田地緣迄六尺通り玉緣を盛らせ、當春苗松植添方に指支さる樣申渡し、又並松の根近く穴をほり、ハサ木を立、松木に繩を結附くる等ハ、松木生育に障るゆゑ之を禁ずる』〔註二六三〕旨、御郡改作奉行より令する所あり、二五〇五(弘化二)年三月、往還並木損木等あらば、代苗松〔註二六四〕を植ゑしむべきを達したり。二五一七(安政四)年正月、三州御郡奉行より、往還左右玉緣の件〔註二六五〕に付、各郡支配下の十村役に申渡す所ありたるに對し、十村役の一人は、同年三月、組々才許中へ宛て廻文を以て照會〔註二六六〕する所あり、翌四月十村役拾二人より奉行所に對して復申〔註二六七〕し、越えて同年閏五月、十村役三拾一人の連署を以て更に奉行所に對し、各郡往還の狀況及玉緣の有無、付添支障の有無

等に付詳細具申〔註二六八〕する所ありたり。

二五一四－九（安政）年代、羽咋郡（能登國）にて、往還根返松等を處分〔註二六九〕したる旨の書上あり、二五二七（慶應三）年春、戸板組（石川郡戸板村）往還筋並松明場所に苗松〔註二七〇〕を植付け、二五二八（明治元）年三月、上口往還竝野田（金澤市）金石（石川郡金石町）往還の並松明場所へ、村々指出の人足をして苗松〔註二七一〕を植付けしめ、翌二五二九（明治二）年九月、上口往還並松損木見分の爲、郡役所より手先書吏を派遣したり。

（備考）年代不明、磯一峰は共著書〔註二七二〕中に『大國のしるしにや、道廣くして車を竝べつべし、周道如レ礪とかやいひけん、毛詩の詞まで思ひ出らる、雙木の松巖しく列りて枝をつらね、蔭を重ねたり』と記せり。

富山藩ノ並木

富山藩　二五一五（安政二）年秋、藩主、北陸の國道路狹隘なるを以て之を擴張する爲、納租三石三斗を免じ、公費百拾八兩を下附して後自ら巡視〔註二七三〕したるが、婦負郡（越中國）内の四箇村へ特に金六拾兩を下し、路傍に柳を植栽すべき旨命じたりと云ふ。

福井藩ノ並木

福井藩　二三三七（延寶五）年八月、藩は御山方條目〔註二七四〕中に、海道筋兩脇の山は、下刈一切仕間敷事と定め、二三四七（貞享四）年六月『此所（足羽郡社村）より瑞源寺（同村）迄たてお き候なみ木一切きりとり申間敷候、竝木下枝等かり申間敷候、横目付置候條相背族有レ之者急度越度可二申付一者也』〔註二七五〕との禁制あり、二五〇六（弘化三）年十一月、山奉行の書上たる山方役所勤方〔註二七六〕中に『遠丁場打前見通立木生茂相障候節、御目附〻申來候得は、渡組之者一人、御持筒組之者一人立合、吟味之上爲レ伐申事ニ御座候』とあり、從來專ら並木の生育を圖らしめたり。

小濱藩ノ並木

小濱藩　二四七九（文政二）年、藩は街道筋並木〔註二七七〕に對し、枯木眞折あらば直に植繼、手差の者あらば早速申出づべく、街道筋村々及往來の者力を戮せて、並木を生立たしむべき樣令したるが、其後等閑に付せらるゝに至りたるを以て、二四八七（文政一〇）年四月、大飯郡方役所は重ねて『庄屋ハ不レ及ニ申ニ村役人共と得と申合、何分無レ滯生立候樣相心掛ケ、枯木眞折等不二出來一樣致二出精一可レ申候』〔註二七八〕と達し、植繼其他に付指示する所ありたり。

廣島藩ノ並木

ニ　中國路及其附近

（備考）二四六三（享和三）年九月、幕府の大目付井上美濃守①は、内藤帶刀家臣の問に對し、中國筋は、丹波・丹後・但馬・因幡・伯耆・出雲・石見・隱岐・播磨・美作・備前・備中・備後・安藝・周防・長門と相唱へ得るも、何國何驛より何驛迄を中國路と唱ふるやは明示し難しと答へたり。

廣島藩　二四六八（文化五）年、往還筋へ藩より植付の並木松〔註二七九〕あり、後年之に關する書類を一括せしめたり。二四八七（文政一〇）年、往還引負の割庄屋等連名〔註二八〇〕を以て、往還筋並木松にして、御趣意植の分手入等の節は、村々より御役所の許可を受け、村役人共立會の上伐拂ひ、枝葉は其植主作士或は人夫賃に遣はされたしと願出でたるが、二四九四（天保五）年、並木松手入の節、新御趣意植の分〔註二八一〕は、其段書き記し願出でしむること

①館驛使問答

とせり。

山口藩内ノ並木

山口藩　二三二〇(萬治三)年九月、藩は郡中制法〔註二八二〕中に『國中道筋見合、松を植可レ然所於レ有レ之ハ、其道之左右ニ植可レ申事、植置松枯朽之時ハ、年々無レ怠うへ繼へし、自然徒もの有レ之而或截折或採用仕候段於ニ見屆一ハ、可レ訴ニ奉行所一、褒美遣すへし、尤其罪人の儀は、依レ品或死刑或過料全不レ可レ許之事』と規定し、二三七四(正德四)年十一月、郡中作法〔註二八三〕の一として『道松無レ緩植繼可レ被ニ申付一候事』とし、次で道松の根掘・腹打を禁止し、風倒・枯損跡の植繼は、小土手の上に植うること等〔註二八四〕を令し、二三八四(享保九)年正月、腹打の禁止を督勵〔註二八五〕し、尚植繼ぎたる小松の保護に付嚴達したり。

軍用ノ外ノ道標

二四〇〇(元文五)年十月、今以て火を付け腹打する者絶えざるが故に、充分之を取締〔註二八六〕らしめ、二四〇二(寛保二)年四月、村々の道松折々荒行く所多きを以て、其植繼〔註二八七〕を地下人に命じ、二四〇九(寛延二)年三月、近年植繼促進の爲、度々係役を派遣〔註二八八〕したるが、此月亦差出すことゝし、其際往還筋外の脇道にして田畠障りとなるは、取除かしむることゝせり。二四二五(明和二)年六月、道松は、軍用の外道標の爲〔註二八九〕に植ゑたるものなるにより、根切枝下と雖容易に許さゞる次第なるに拘らず、田畠障等の事由を申立てゝ伐採せんと企つる者あるを以て、今後よく〳〵の場合にあらざれば、願を聞屆けざることゝし、二四三一(明和八)年八月、代官心得中〔註二九〇〕に、往還道松の事をも一項として、風折・枯失等無レ據伐採を許したる跡は、毎春一月上旬に植繼がしむることゝし、而して生長の見込なき所或は田畠障の分を除き、通路の旅人見入如何をも考慮し、又腹打ある地方は毎年見分し、附近の百姓中へ監視を命ぜしむることゝせり。尚藩は、家士中拜領開作内の道松〔註二九一〕は、田畠の陰となるものも伐採を許さゞることゝせり。

往還道松植繼規定

二四三四(安永三)年九月、御山制道方二拾條〔註二九二〕を達し、往還道松植繼等に付ては左の如く規定せり。

一御國中往還道松植繼之儀は、郡中御制法ニ茂彼ニ仰出一、春々植付相成候處、裁判所ニ寄り植樣之仕法惡敷、枯候分多ク有レ之由、間々有付候分茂所ニ依リ野火入、燒枯候由、一體地下足役旁造佐入之儀ニ候處、只今迄之通有付候期茂無レ之、誠春々申譯計ニ而公私御費之事ニ候、道松之儀者往還之目驗第一、別而被レ入ニ御念一事ニ候得は、是迄之通ニ而甚不ニ相濟一儀候條、急度成立候樣可レ有ニ沙汰一候事

一道松植候處柄、木陰ニては有付候而茂盛長無レ之候間、假令は大松之間相、壹間内外有レ之所は不レ及ニ植附一、間相惡敷候共、陰ニ而無レ之所江念を入植調可レ申候事

付、松苗二三尺位ヲすへ能男松之分を、隨分鉢を附掘候而植調可レ申候事

付、植調時節之儀は、二月上旬を限り、尤雨降土地しめり宜敷時節ヲ考植付之事

付、植松一本ニ付添杭三本程宛にして結ひ立可レ申候事

一道松植繼之分、間々野火入令ニ燒失一候由、春分御立山火道燒、一同植松之近邊燒切、下刈等相調可レ申候事

一道松田畠之陰ニ相成候分は、此中陰切被ニ仰付一候分茂有レ之候得共、道松之儀は前斷之通別而被レ入ニ御念一候得は、自レ今容易ニ採用枝下レ等不レ被ニ仰付一候、左右田畠之所ニ候ハヽ、二三間に壹本宛左右江代り々々植付可レ申候、尤植附之小松往來之者仕業ニ而枯失申分可レ有レ之候得共、元來田畠緣り植附之分者作物之陰を嫌ひ、作人共盛長不レ被ニ仕せ一分茂有レ之樣相聞候付、都而田畠之物通りハ其作人江制道引請ニ被ニ仰付一儀ニ候條、植繼之儀茂其作人共江可レ被ニ申付一、併旅人之仕業ニ□へ年々植替候而者所詮盛長之期無レ之候條、若右體之儀於ニ相顯一は重ク御咎可レ被ニ仰付一候條、別而〳〵り好樣可レ有ニ沙汰一候事

付、一方は山、一方は田畠ニて候へハ、山之方江植繼可レ申候事

付、明和八精選之書附ニ、田畠物陰ニ相成候所江は植附被ニ指除一之通相見候得共、一向ニ被ニ指除一筋ニてハ無レ之候條、奥阿武郡野坂より前大津通り九州江之往還筋、高森ゟ吉田迄之九州往還竝自レ萩宮市迄之道筋之儀者、古來ゟ田畠緣り山野ニ而茂有掛り之所江は植繼被ニ仰付一事ニ候、其外御國中通路之枝道之儀者田畠之障りニ不ニ相成一所江植繼被ニ仰付一候條、左右田畠之所ニは一向不レ及ニ植繼一候事

一道松植所前段之趣ヲ以、山方役人先達而見合塞目ヲ指植調申付、請村々々之境目江本數書付棒杭立置せ、植樣之善惡旁御代官を始見分候而例之通春々屆出候樣可レ有ニ沙汰一候、追追見分之役人ヲ茂可レ被ニ指廻一候事

（松苗植付料下附）

翌（安永四）年三月、先大津豐浦郡河原村（大津郡菱海村内）大掛植松七八寸より一尺廻り位の道松〔註二九三〕を改め、根帳に記載せり。是れ先年の地下人過料松にして、同村其外の村々より俵山への道筋へ道松として根付けしめ、御立山坪付帳へ記入し御立山となりたるものなり。

二四三九（安永八）年正月、往還道松〔註二九四〕の腹打止まざるを以て、附近の百姓へ割渡して監視を引受けしむる樣達し、二四六四（文化元）年正月、九州往還及萩より宮市（周防國佐波郡防府町内）迄の往還筋は、別て肝要の場所なるを以て、特別の扱として松苗植付料〔註二九五〕の内へ、御立山修甫銀を以て一本に付銀二匁宛を下附し、良苗を鉢付の儘植付け、添杭等を入念に建てしめ、其枯損分に對しては、地下役をして植替せしむることゝしたるが、同時に〔註二九六〕『諸郡道松植繼之儀ニ付而ハ、先年以來追々御沙汰茂相成たる事候得共、植繼之分、多ハ枯失又ハ何者之仕業ニ哉、或ハ切折或ハ拔揚、大概有付候分無レ之、御不爲ハ勿論、見入茂不レ宜、所詮成立之期無レ之樣相見候、元來松苗細く植やうも麁略にして添杭等も手弱故之儀と相見候、時節ヲ考、大キ男松素生宜分見立、鉢ヲ能付、掘取、念を入植付、猶添杭をハ割立位之大キ分得と差込、圍杭等茂手丈夫相調、猶追々無レ怠御制道相成候ハヽ、往來之者其外容易惡調儀をも不ニ得仕一、自然と有付可レ申事ニ候、度々御沙汰も相成たる儀ニ候得共、

成立之目途無レ之、只今之通ニて八甚不レ被ニ相濟一儀、御代官所之御制道筋不行届歟之様相見候』とて、代官中得と申合すべき旨を内達し、道松植繼に付種々注意する所ありたり。

徳山藩内ノ並木

徳山藩　二三七〇(寶永七)年冬、徳山藩にては、東方往還松を作り松〔註二九七〕とし、翌二三七一(正徳元)年、西方をも同様とせり。二四二二(寶暦一二)年四月、往還松の根荒し取締方弛緩〔註二九八〕したるに付、更に松より三尺通り差置きて作物すべく、向後濫りの義仕者は屹度吟味すべき旨を沙汰し、二四六七(文化四)年十一月〔註二九九〕『往還道筋左右敷地三尺通り間數先年改相成、其後以ニ物境一無ニ相違一田畠及ニ作方一候様追々御沙汰相成候處、漸々敷地ニ面田畠江堀添、場所ニ寄、並木根迄堀込、松倒れ候義有レ之由、其持主甚以不心得之事ニ付、此度御山方見廻り、右敷地間數糺方ニ及ひたる並木之分、向後地傍付掛りニ被ニ仰付一候間、植繼方御山方請ニ差圖一取斗、常々見守護可レ仕』と告達したるが、越えて二四八八(文政一一)年十二月〔註三〇〇〕、先年來度々沙汰ありしに拘らず『場所ニ寄候而は、不都合之折枯等茂有レ之、是迄之植松兎角ハ成長ニ及兼候事ニ付、御取調茂可ニ相成一義ニ候得共、先無ニ其義一、去丁亥十月東町橋際より御船藏迄之並木、御法通り地傍之者江引受、植方被ニ仰付一候處、此度御領一圓往還筋右同様植方被ニ仰付一候、尤御吟味を以、松苗宜一間餘之分植繼可レ被ニ仰付一候、依而は通例小松植方ト違ひ、村方迷惑筋も有レ之事ニ付、少々宛御心付錢被レ下候』とて、一本に付拾六文宛を給することとし、今後山方の差圖を受け、見守護麁略なき様に命じたり。

並木ノ見守護

二四九七(天保八)年十一月、往還並木の折枯等依然たるに付、地傍の者をして三四尺位の松苗を一間置きに植繼〔註三〇一〕がしめ、二五〇四(弘化元)年七月、近來場所に寄りては、道幅狭くなれるに付、文化十年の沙汰通り、御山方見廻り間數改方〔註三〇二〕を命ぜられたり。

篠山藩内ノ並木

篠山藩　二四三三(安永二)年三月、藩は『大道通ニハ幕木幅貳間松可レ植事、但花木ノ枝折ヘカラサル事』〔註三〇三〕と達せり。

鳥取藩内ノ並木

鳥取藩　二四九二(天保三)年三月、濱場山村牓示折橋へ並木松〔註三〇四〕二拾五本を植付け、二四九八(天保九)年八月、高草郡(因幡國氣高郡)中ノ茶屋邊並木松〔註三〇五〕の砂を取除かしめ、二五〇〇(天保一一)年十月、久米郡(伯耆國東伯郡)中西村より大鳥居村(南谷村内)まで二里の間野通り往來並木及八橋郡(東伯郡)松谷村(赤碕村内)より奥村々津出し往來野通り凡二里之間並木に藩主の樸手(ママ)植〔註三〇六〕ありたり。

松江藩内ノ並木

松江藩　二四九六(天保七)年三月、藩は能義郡荒島村より吉佐村(島田村内)迄に於る往還並松植繼竝杭打箇所野取帳〔註三〇七〕を調製し、並松植繼及杭打箇所を夫々指定せり。

ホ　四國路及其附近

徳島藩内ノ並木

徳島藩　二三三三(延寶元)年八月、藩は『御國中往還筋道端之儀、在々ニ而被レ遂ニ吟味一、先規より有來通相改、道作遣候事所役ニ可レ被ニ申付一候、往還之左右ニ植松可レ然所於レ有レ之ハ、見計相植させ可レ被レ申事』〔註三〇八〕と達し、其植付令中に『御國中往還左右植松竝野原出次

野山之内ニ而も、萱野牛馬飼野樹木竹植付可レ然處江は植させ可レ申』と規定せるが、二三四

往還道松伐採令

三(天和三)年四月に至り『在々往還道植松不レ残御伐せ被レ成、御植させ不レ被レ成事』(註三〇九)として、所々の植松を伐採せしめたるものゝ如く、同年九月、北方往還道筋植松根切竝に所々新萱野共入札を以て賣拂(註三一〇)に付、板野郡へ役人を派したり。然るに二四九九(天保一〇)年、植松の必要を覺り『南方筋往還之内、生木無レ之、夏分ハ日蔭無レ之通行人迷惑仕』(註三一一)とて、下福井村(郡賀郡福井村内)より宍喰浦(海部郡宍喰町内)の間に松・櫻を植付くることゝせり。又年代不明なるも、淡路國三原郡八木村大字養宜より神代村大字神稻字國衙に至る延長一里の間に植ゑられたる松並木あり、今尚生存し、現在の全國松並木中代表的のものと稱せられ、其大木の揃へる點に於ても日本隨一にして、並松の總數一千本に達し、地上五尺の幹圍一丈のもの百餘本に及べり。

高知藩内ノ並木

高知藩　二三三一(寛文一一)年三月、仁井田(高岡郡仁井田村)並松の枝を盜伐(註三一二)して、籠舍に處せられたるものあり。

御日蔭林

二四四九(寛政元)年十二月、蕨岡村(幡多郡)より下田(同郡下田町)までの往還筋を初め、其外の村村に檻を植付(註三一三)けしめたるが、往來の者之を打傷め或は引捨て心得違の仕業あるを以て、嚴重に其監守を命じたり。

(備考)　二四七八(文政元)年三月、安藝郡赤野村八流に御日蔭林(註三一四)あり、藩政時代には、藩主通行の道筋を御

①天然記念物解説　②漁業ト森林トノ關係調書

日蔭林と唱へ、樹木の伐採を禁止したるを以て、手結山籠より和喰に至る約一里の海岸の如き、松樹蓊鬱として晝尚暗き狀態を呈したり。又同時代に於ては、沿海道路の並樹としては濱松林を以て代用し、山路には主として舊留山の内なる自然生木を以て、前記の如く日影林(註三一五)に仕立てたるものゝ如しと云ふ。

日蔭木

二五一三(嘉永六)年四月『先達而東西往還筋江日蔭木御植付被二仰付一候ニ付、動ハ打傷メ候樣之儀有レ之趣』(註三一六)なりとて、自今村々に左の如き制札を建て、日蔭木を保護せしむることゝせり。

覺

暑中往來之諸人暑氣爲レ凌往還筋江日陰木御植付被二仰付一候ニ付、打傷メ不レ申樣心を可レ付妻

月　日

宇和島藩内ノ並木

宇和島藩　二四七四(文化一一)年七月、所々並木の所管分擔(註三一七)を定め、二四七六(文化一三)年二月、並松倒木(場所不明)跡の植付を百人組へ下命(註三一八)し、倒木を同組へ下渡したり。二四八五(文政八)年三月、城下組村々の並松にして繁茂の爲田地に障る分(註三一九)は、之が伐採を許可し、二五〇一(天保一二)年三月、柿原村(北宇和郡八幡村内)より、同村境目より折付といふ所迄燒野となり、夏季の往來難澁に付、道下へ一通り檻植付の願出(註三二〇)あり、巡見の結果、往來の場所故『並松ニ相成候樣松檻取交植附候儀』を差免し、二五〇二(天保一三)年四月『腹打松之儀、前々及ニ沙汰一候趣も有レ之處、近來間々心得違之者有レ之、往來筋並木等

迄も腹打いたし枯木に相成不居之事』〔註三二〕なりとて、爾後嚴重に之を禁じ、二五〇六（弘化三）年五月、槇川村（北宇和郡御槇村内）笹郷の内笹山往來道端左右の諸木を伐荒〔註三二〕したる廉を以て、庄屋以下同村民に遠慮を申付けたり。

へ　九州路及其附近

小倉藩内ノ並木

小倉藩　二五一二（嘉永五）年、京都郡（豐前國）にては、新津手永往來筋並木〔註三三〕に松苗六百三拾本を植付け、翌二五一三（嘉永六）年正月、大庄屋中に對し『例年之通四ツ高松植付候之間、御山式之外ニモ存寄之場所有レ之候ハヽ、右之心得を以植可レ申旨、御山方より相聞候ニ付、往來筋日除並木・川筋水除其外溝端等不用之空地も有レ之候ハヽ、何ニ而も地味相應之木植付申度』〔註三四〕とて、苗木引方植方等に就ても注意を促す所あり。同（嘉永六）年〔註三三〕久保手永七曲り中茶屋下往來左右並木に松苗六百本、新津手永往來筋松原に同千九百五拾本を植付け、二五一四（安政元）年〔註三三〕久保手永下河原土手長九百間に松苗二千七百本を、新津手永往來筋並木及小破瀬川土手に同三千二百四拾本を植付けたり。二五一五（安政二）年二月、往來其他へ試植〔註三三五〕せしむる爲、帆柱山より槻苗七百本、梅苗二百六拾本、椴苗四拾本を持出させ、平島・元永・國作・長井四手永内の道場寺村（仲津村内）大山竝新田原・生立社馬場筋・石坂往來筋其他へ夫々植付けしむることゝし、同年三月、〔註三三六〕『並木之儀者暑寒を凌ため而已ニあらす、深く趣意も有レ之候間、年々時ヲ失はさるよ

並木試植

並木ニ槻

ふ入念植付可レ申候』と、京都・仲津（京都郡）兩郡の各手永三役中へ、並木植付方を奨勵する所あり、併せて『並木は松通例ニ候へ共、山往來者杉・檜取交可ニ植付一、且又槻者遲く繁り、早く凋ものニ候得者、作方之爲ニも宜候間、手廣之所は山野往來共植付可レ申候』と注意し、同年十月更に『槻・栂・椴苗木植付方申付□相成、並木其外空地之場所遂ニ吟味一、地所苗木相應場所木數夫數等帳面ニ仕立、早々可レ被ニ差出一候』〔註三三七〕と達し、同年中〔註三三八〕に久保手永上久保村（久保村カ）より檢地村（稗田村内）迄川土手及上久保村より津積村（稗田村内）迄往來筋並木に植付けたり。

並木制札

並木制札〔註三三八〕の案文として左の通り山奉行より布達し

一、往來筋土手筋植付之並木諸木ぬき取おり取候儀致間敷候、若於ニ相背一者過料可ニ申付一事

二五一六（安政三）年二月、並木制札〔註三三九〕

一、此山式之内江立入植付之松檜又は諸木槻椴抜取候儀致間敷候、若於ニ相背一者過料可ニ申付一事

同年中〔註三三〕久保手永七曲り左右往來千百拾二間の並木に松苗四千四百五拾本、新津手永各村往來筋に同三千二百本を植付く。二五一七（安政四）年〔註三三〕、久保手永七曲女宮長五百三拾間左右二拾間に同二萬千二百本、新津手永往來筋松原に同千二百本、延永手永御藏所船入土手に同三百四拾本、同小破瀬川土手に同百六拾本を、二五一八（安政五）年〔註三三〕、久保手永七曲峠より上松原口迄左右八百間通に同八千八百本、延永手永村より西往來

筋へ同百三拾本、同沼ノ口往來に同百六拾本、同櫻往來に同二百二拾本、同稻光堺より西往來に同百三拾本を、二五一九（安政六）年〔註三二三〕、久保手永七曲り道並木植繼に同千五百本、延永手永小破瀨土手に同八拾本、同江ノ口より櫻往來に同二百本、同稻光村堺より西往來筋に同八拾本を植付け、二五二〇（萬延元）年二月、久保手永上野村七曲り峠上松原口迄長五百間の並木左右に、松苗三千本を四ツ高松〔註三二九〕として植繼ぎたり。二五二七（慶應三）年十二月、上野往來筋並木伐採者の松科代植四千五百本〔註三三〇〕を算せり。

福岡藩内ノ並木

福岡藩　二四一四（寶曆四）年五月、藩は山目付に對し『往還筋並木植立麁末有レ之候ハヽ、遂ニ衆議ニ可レ被ニ申出ニ候事』〔註三三一〕と達し、又山奉行をして、次第に減少せる往還松を追々植立〔註三三二〕てしむることゝし『往還松追々減シ植立被ニ仰付ニ候而茂生立兼候ニ付、御用ニ茂不ニ伐取ニ様被ニ仰付ニ之儀御書付之通りニ候、風折・雷木・枯木等茂少シニ而茂青葉付候木ハ不ニ伐取ニ白枯ニ成候木ハ、郡奉行承屆伐除申付候、萬一格別之御用ニ付、往還松不ニ伐用ニ候而不ニ相叶ニ次第有レ之節ハ相伺、御聞通り之上伐取候事』としたるが、兎角成長し難き傾あるを以て、以來は在來の並木竝に追々植立の分共往還沿田畠の抱主に受持たせ、成長せざる分は幾度にても其者をして植替へしめ、尺廻りとなるを待ちて山奉行の手に引繼ぐことゝせり。

（備考）二五二〇（萬延元）年、藩の失名氏〔註三三三〕は『昔往還ノ有ル松ヲ植サセ給ヒシハ、田畠ノ耳ヨリ一間程ノ遊地ヲ置植立サセ玉ヒシカ、今ハ松ノ根サヘモ切取、松ノ間々モ田畠ニ開入スレハ、スコシノ風ニモ吹倒シテスキモナキ所ニアリ、昔ノ様ニ一間ノ遊地ヲ置事コソナラヌ共、責テ二尺三尺程ノ土ヲヨセテ、田畠ノ木垂ニナラヌ高カラヌ樹ヲ植繼度事共也、人夫ニ植タリ共、大體ニテハ成立ヘカラズ、共所ノ掛リ〳〵田主コソ領分ナレ、枯タラハ植繼ベキヨシ、嚴制ヲ加ヘラレハ再ヒ生長センカ、此事道松ノミニ限ルベカラズ、御城下土手松モヲナシ心得ナランカ』と記せり。

嚴原藩内ノ並木

嚴原藩　二四五三（寬政五）年、嚴原藩〔註三三四〕なる筑前國怡土郡（糸島郡）吉井村（福吉村内）唐津往還延長千九間の松並木百廿四本、同鹿家村（福吉村内）同千二百三拾二間の並松木二百廿四本、同福井村（福吉村内）同六百二拾間の並松木八拾三本を算したるが、右往還並木間遠の場所へ苗木植付を爲すべき旨申付け、又同年肥前國松浦郡淵上村（東松浦郡玉島村内）唐津往還延長千三拾三間の並木松二百七拾七本ありたるが、同樣間遠の場所に苗木植足〔註三三五〕を命ぜられたり。

佐賀藩内ノ並木

佐賀藩　二四三二（安永元）年九月、藩は『近年往還筋其外所々之道幅以之外狹相成』後年に至らば前々の形相知れざるに至るべしとて、道幅帳調製〔註三三六〕を命じ、二五一〇（嘉永三）年、御山方より、往還筋の枯倒並木を伐除〔註三三七〕かしむべきを達せり。二五一七（安政四）年正月、藩〔註三三八〕は『山山野削際、先年より依ニ場所一片側並木松仕立相成候へ共、以來ハ兩側共同樣並木松仕立相成候事』と定め、植次は每年正月村々野削の節、家別夫にて之に從事せしむることゝせり。

熊本藩内ノ並木

熊本藩　二四七四（文化一一）年正月、矢部（肥後國上益城郡）往還筋山坂難所迄は、立木少く、

暑寒風雨雪中抔人馬難澁するを以て、故障なき箇所に新規並木を仕立〔註三三九〕つること、し、尚先年植立たる往還筋並木松其外立木のはらを削るものあるを以て、今後再び右様の不埒なからしむべく嚴重に申渡せり。

（備考）二四四一―八（天明）年代、①佐藤信淵は中國九州を旅行して肥後國に抵り『此所（熊本）より阿蘇山に行くには、熊本の辻より大津（菊池郡大津町）まて五里、此間は廣平の地にて街道の廣さ凡そ三十間許り、左右に土手ありて、並木は皆大木にて、杉・樅其他雜木も多し、皆是れ清正の造りたる道なり、熊本侯關東に參勤するに、此道より豐後の霍崎（大分郡鶴崎町）に通行す』と叙せり。

臼杵藩内ノ並木

臼杵藩　二四六〇（寛政一二）年六月、祇園馬場の爲、並木松の内幾分伐拂ひたき旨の願出ありたるが『上ニ思召有レ之被ニ植置一並木ニ付、伐拂難レ成段』〔註三四〇〕達し、二四九八（天保九）年二月、幕府の上使封内巡見の際、白木峠の並木松〔註三四一〕を薪抔に取ることもあるやとの尋に對し『是は道左右並木と申候所、先年より御座候、暑氣之時分往來之爲めに相成、大雪之時分ハ道筋之目印道しるべニ相成候儀ニ付、薪等ニ取候儀無ニ御座一候』と答へしめたり。

人吉藩内ノ並木

人吉藩　二四四八（天明八）年六月、藩は『往還筋並木ハ、道筋之爲ニ公義より被ニ生育置一木之事』として、家中領分の内に存するとも『諸木御拂方代之内、割銀領主不レ及ニ拜領ニ之旨』〔註三四二〕議定せり。二四六六（文化三）年二月、門武村社人及郷侍等畑を焼きたる際、三ケ浦領並木杉八本を焼枯したる廉〔註三四三〕を以て、各三ケ日の愼を命ぜられ、尚代償として

百五拾本の指杉と五ケ年の手入とを課せられ、二四九一（天保二）年三月〔註三四四〕、木上領（球磨郡木上村）村松並南側百間、同領白坂通新並木丁場廿五間に、一間に付松三本、總松數六百廿五本を植付けしめたり。尚年代不明なるも同藩にては『湯前往還新道並木等之儀、前々は村々ニ丁場割之杭木建置、手入植次、道橋作り茂致來候、然共近來麁末ニ成行候所茂有レ之由相聞候』〔註三四五〕とて、古來の通り心得べき旨達したり。

（備考）同藩の並木制度〔註三四六〕は、沿道及郡中の人民を使役して、杉・檜・松の三種を凡そ一間に一本宛植挿せしめ、小柴下草等は、年々沿道の人民をして無代苅除、各自薪料及水田肥料に供せしめ、大樹となり間引したる木材は、沿道及一般の希望者に拂下げ、其代金は會計掛へ收入して官民分收とせり、而して並木は郡務掛會計係の管轄に屬せしめ、竹木上目付山留役之を監守保護し、容易に伐採することなしと雖、官費に屬する堤防橋梁用材に無代伐採することあり、盜誤伐及枯損燒木蟲害木伐採跡には、沿道人民をして植繼がしめたるが、藩政改革の際總て官有地と定められたりと云ふ。

鹿兒島藩内ノ並木

鹿兒島藩　二二五六（慶長元）年、志布志町（大隅國囎唹郡）六月坂には早くも松並木〔註三四七〕ありしものゝ如きが、二二八八（寛永五）年十二月に至り、御勝手方より御勘定奉行に達したる並木制度〔註三四八〕あり、即ち

並木制度

一、往還ノ道筋並木植候儀、諸國一統ニ被ニ仰渡一植調有レ之候得共、有來並松ノ大道筋ニモ道筋相直、古道ニハ並木有レ之、新道ニハ並木無レ之、所見分不レ宜候間、新道ニ植次可レ申候事

一、大道筋ニハ無レ之候共爲ニ差立一、通道筋ニハ並松並櫨並杉等其所ノ土地ニ相應ノ木ヲ致ニ吟味一、或植付、或差立候樣ニモ可レ仕候事

一、右ノ外ニモ外城迄、外城往還ノ道筋、同斷植木差樣等見合ヲ以可レ仕候事

一、道筋ノ岸ニ並木有レ之、岸崩、木ノ根見得候程ニ有レ之所、又ハ倒□り候所者、道より少々引退候得共、植所於レ有レ之ハ仕立候テ、元々並木連々伐除ノ方可レ然候事

一、右ノ木仕立候儀、其所士並中宿社家門前ノ者罷出可ニ相調一候、百姓町濱ニハ召仕候儀ハ可レ有ニ用捨一事

一、右仕立場野火ノ用心ホサキ草刈等モ、其植候者役ニ可レ仕候、乍レ然不レ及レ手所ハ、所役ニモ詮議次第可ニ申付一候、令ニ油斷一野火ニ燒枯候節ハ必植次ヲ可ニ申付一候事

（中略）

一、海上ヨリ見込ノ所ハ松林・杉林・植櫨又ハ雜竹木立山ニモ申付可レ然候、耕作村居ニ障於レ有レ之ハ林ニ可ニ仕立一所見合可ニ申付一候事

一、井手溝道橋修補、並木不如意ノ所ハ、松山竹林等仕立有レ之所モ相見得、今以不ニ仕立置一處ハ場所見合、此節ヨリ並木仕立候樣可ニ申付一事

と達せられ、爾後領内所々に並木仕立を見たり。

二二八九―三一七（寛永六―明暦三）年代、出水（薩摩國出水郡出水町）の地頭山田某、夏日旅行の困苦を慮り、出水街道に松樹を植（註三四九）ゑしめ、二二九七（寛永一四）年頃より、鹿兒島領莊内野々三谷に路並木（註三五〇）あり、二三一七（明暦三）年冬、伊集院①（日置郡伊集院町及上下伊集院村）の地頭島津久通、伊集院街道に並松を植ゑ、二三二〇（萬治三）年頃より、日向往還に並木櫻（註三五一）を植ゑたる事實は、申間追分の碑に明かなり。二四一六（寶曆六）年、莊内鷺巢村上使通路筋（註三五二）にも並木ありたり。

日向往還ノ並木櫻

二四七二（文化九）年五月、藩の山奉行（註三五三）は『御領國中一統木絕之砌候處、至ニ頃日一段諸木聊爾伐且拔木等有レ之段江戸表江茂相聞得、別而如何之到被ニ思召一上、殊ニ當節大坂表材木御仕送方有レ之折柄ニ候へ者、尙又諸木仕立方ハ勿論、山方取締向之儀、此節分而御内沙汰被レ爲レ在候旨被ニ仰渡一』とて『往還筋竝邊路並松其外野松等片拔打聊爾取締之儀、是以前文同樣繁々申渡候へとも不ニ相止一候由、時々當座ゟ申渡趣意□□疎ニ相考候所ゟ取締緩せ之方ニ成立候、右聊爾ニ付而者當人ゟ紛付誤書可レ被ニ差出一候處、右體之儀掛役々致ニ用捨一候筋ニ相見得候、片拔打之儀ハ外之聊爾伐与ハ相替、間ニハ銘々當人不ニ相知一も可レ有レ之候へハ、近方竈數江科料等被ニ仰付一御法ニ而、右樣不埒之儀者不レ致候者共迄も及ニ迷惑一第一所中之痛与爲ニ差見得一事候付、旁無ニ手拔一取締可レ有レ之候』と令せり。

並木獻植

二五二二―五（文久二―慶應元）年代、同藩の山元藤助（註三五四）は、鹿兒島より日向地方に通ずる宇福山（大隅國姶良郡）街道の本道及支道延長五里餘の間に、松苗三萬五千七百八拾本、楠苗一

①島津久通傳

萬九百本、杉苗二千本を並木として獻植したりと云ふ。

尙同藩家老〔註三五五〕島津長元及其養子久通は、共に植林が經國の緊要事なるを覺り、盛に杉樹栽植を奬勵し、特に各道路に松樹を栽植して行旅を保護したるの功を錄し、二五四二（明治一五）年山林共進會は久通に二等賞を追贈せり。

明治維新後ノ並木

以上の外〔註三五六〕一ノ關・二本松・石岡・湯長谷・泉・棚倉・大泉・米澤・笠間・土浦・麻生・茂木・高崎・館林・安中・七日市・桑名・和歌山・津・龜山・久居・神戸・鳥羽・淀・宮津・舞鶴・福知山・綾部・母里・濱田・津和野・岩國・淸末・島原・神代・大村・延岡・佐土原・飫肥・高鍋の諸藩に於ても夫々施設せるものありて、往還並木は日本國中多少存在せざる所なきの盛況を呈せり。然るに明治維新の變革に伴ひ、往還並木の取扱ひも各領區々となるを免れず、之を北國街道筋なる金澤藩に付て見るに、二五二九（明治二）年十一月、能美・石川兩郡山々竝に往還筋並松損木を御定直段半錢〔註三五七〕を以て拂下げ、二五三〇（明治三）年二月、諸郡御扶持人等〔註三五八〕は、三州（加賀越中能登）郡治局の諮問に對して示談の上、往還筋並木道橋等に關する訴訟願其他は、郡治局へ屆出で、其驛遞に關係あるは郡治局より驛遞方へ仰遣はされ度、往還並木の枝卸竝道造等も、驛遞方附屬とするよりは郡治局手合にせられなば、手寄々々の御詮議にて手數とならざるべく、且枝卸を宿驛へ下附せられては、領付村々心服せざるを以て、從前通りとせられたしと答申し、同年七

金澤領並松損木處分

月加州郡治局は、上方往還筋並松立枯の分〔註三五九〕を取調べ、伐木に付申出づべき旨石川郡（加賀國）組々才許中へ達し、同月石川郡往還並松中久安村（三馬村內）領一本、西泉村（同上）領三本、五歩市村（中奥村內）領六本、成村（出城村內）領拾三本、村井村（一木村內）領百拾二本、福留村領四本等の損木を郡治局に於て入札拂〔註三六〇〕に付し、翌八月には同郡西泉村領等の往還並松損木四拾四本を同樣入札拂〔註三六一〕とせり。同月石川郡各村肝煎等は連署を以て、同郡御扶持人・組才許に對し、領付並松の損木入札拂に異議〔註三六二〕を唱へ『是迄並松植付方ニ付、人足甦苗松等代雜用村々より指出、勿論生育方も大切ニ相心得罷在候處、今般誰彼之無差別入札御拂被仰付候下候而ハ、是迄相勤來候所詮も無御座歎ケ敷義ニ御座候間、何卒前々之通御用立候分は、御普請所之方へ御渡被下、其餘之分ハ、領內切御拂被仰付候下候樣』と願出で、扶持人は之に添書して加州郡治局へ提出し、同局の採納する所となれり。九月、金澤藩民政所は『往還並松竝御林山同格御藪之義ハ、萬一賊伐等有之候ハヽ、從前之通一時其村過怠免取立候而可然』〔註三六三〕と伺出で、其通り取扱ふことなり、同月山廻役を廢し、從來の御林山竝往還並松は、其箇所の才許にて取扱〔註三六四〕はしむることとし、又三州御林山七木取締方を開發方へ引繼ぎたるも、官道枝道の往還並松は之を除外〔註三六五〕し、十月往還並松損木入札拂に際し、賊伐調理の爲、極印〔註三六六〕を打入るゝこととし、又往還筋並木にして根返の分〔註三六七〕は、往來の支障とならざる樣早速

道縁並松伐殘請願

切除き、其組付村等拾箇村の入札取立て、才許に於て開封の上高札の者に落札すべく、尚損木を生じたる節は同様取計ひ、實意の代錢指出さしむる樣、加能越鄕長棟取衆へ達せり。

同月『御林格松山開拓に付、御收納持運通道稼道の儀、松木を風雪往來の風除の爲殘存せられ度、其損木の代り木は村々より植付度』(註三六八)と願出でたる者あり、閏十月、右に付、石川・河北兩郡鄕長・棟取等は民政掛に對し、御林格松山開拓に付て、道緣の松木迄伐除かれては、雪中の往來難儀(註三六九)に付『道緣ニ有レ之候松木、爲ニ風除一伐除方御指留之義、村々より相願候向も御座候間、右樣道緣ニ有レ之松木見斗伐殘候事ニ被ニ仰付一被レ下候樣』と願出で、此段聞屆けられなば『通り下村々竝領付村之役人立會、伐殘候木柄ニ札打置、右松木損木ニ相成、伐除候節竝枝下仕候節者、右村々役人立會、領付村江伐木等爲レ仕、代り木植付方も領付村々より仕候事ニ取極置申度』と申添へたるが、之に對し民政掛より『本文之趣難ニ承屆一義と奉レ存、通筋村々田畑等蔭下ニ不ニ相成一道筋ハ、木苗勝手に植込申候ハヽ、可レ然』との下ケ札ありたるも、鄕長・棟取等は重ねて『山方稼道之義者、一村之間二三里斗も隔、一村又ハ三里四里村程も通行仕候處も有レ之、本往還抔と違、冬間ハ別而人通も少ク、立木悉皆伐除候而者、風雪之節頻ニ吹埋、難儀仕候義不レ少所も在レ之、時ニ寄人命ニ抱候樣之義も可レ有ニ御座一候と奉レ存候、木苗植込候共、容易ニ風雪ヲ凌候樣ニハ難ニ相成一』とて、今一應の詮議を願出で、民政掛は詮議の末『往來之爲松木殘置可レ申ケ所、何村字何

石川縣ノ並木調査

と歟と申處、其道筋不レ殘至急取調』書上ぐべき旨を達したり。十二月、往還筋並松損木の節は伐除き、其領付村等拾箇村の入札を取立て、才許にて開札の上直に正租掛へ達すべき旨、重ねて廻狀(註三七〇)を以て各村里正・棟取へ通牒したり。二五三一(明治四)年正月、聽訴掛驛遞方は、新に其所管事項となりたる並木の件(註三七一)に關し、諸郡の里正・棟取に對して、風損等の並松は、先づ通行に指支へざる樣其村々等にて仕末し、至急屆出づべしと達し、二月正租掛(註三七二)は、諸郡諸町の里正・棟取をして、三州往還並木等にして町在の家建中に在る分の員數・目廻りを取調べ差出さしめ、五月大風の爲吹折られ又は根返りとなりたる石川郡福留・荒山・柏野・下柏野(柏野村內)各村內の往還松、目廻七尺以下のもの六本を入札(註三七三)にて拂下げ、十月石川縣土木係は、官林竝往還並木に於る松・杉・檜・栂・槻・檣の木數(註三七四)を至急取調べ書出すべき旨、諸郡の里正・棟取に命じ、同月重ねて右書上げを急ぐべき旨催促(註三七五)したるが、石川・河北兩郡より、御林格山方村々數拾箇村領山に多く存するを以て、至急取調べ兼ぬる爲來春迄の猶豫(註三七六)を願出で、十一月土木係は、御林格の分は來春迄懸るべきも、往還並木等の分(註三七七)は早々取調べ、至急書上ぐべき旨達せり。

德山領ノ並木處分

中國路なる德山藩(註三七八)の如きにては、二五三一(明治四)年八月、後勢屯竪登り左右の松林竝に竹藪一二の御門前並木松等追々伐拂はれ、跡地に田畑を開拓さるゝに至れり。

太政官ノ並木保護令

二五三三（明治六）年五月、明治政府は府縣に對し、太政大臣三條實美の名を以て諸道路竝脇往還並木ノ儀ハ、風雨寒暑之節、行客ヲ防護スルヲ以テ、猥ニ不レ可ニ伐取一候ニ付、自今伐木願出候節ハ、實況篤ト遂ニ檢査一、田畑ノ障碍ニ相成分ハ、大藏省へ申立、許可ノ上處分可レ致、尤障害ニ相成候下枝伐透シ、或は立枯・根倒シ・風折等ノ損木有レ之節ハ、村々出願次第遂ニ檢査一、府縣限リ伐木差許、木品入札拂下ノ上、代金同省へ上納致シ、跡地苗木植付等ノ儀ハ、從前仕來ノ通相心得、難レ決儀モ有レ之候ハヽ、同省へ可ニ伺出一事と令達せるが、二五三四（明治七）年八月、內務卿伊藤博文は『道路並木ノ儀ハ、昨明治六年太政官第百四十六號公布ノ趣モ有レ之候處、旨趣一般ニ徹底不レ致哉、往々其根ヲ掘リ、其ノ皮ヲ剝キ、其幹ヲ削リ、其心ヲ燃シ、或ハ松脂ヲ採テ我生業ヲ營候者有レ之、夫カ爲メニ根倒レ風折等出來候趣ニ相聞、右並木ハ、兼テ相達候通、風雨寒暑ノ節、行客ヲ保護致シ候儀ニ付、人民相互ニ是ヲ培養可レ致等ノ處、却テ右等ノ所爲ニ及ヒ候ハ不都合ノ至ニ候條、厚ク人民へ說諭ヲ加ヘ、區戶長ニ於テ精々取締方注意爲レ致、今後心得違、右等ノ所業イタシ候者有レ之候ハヽ、嚴密ニ探索ニ及ヒ、相當之處分取計可レ申、此旨相達候事』と府縣に再令し、同年九月內務卿大久保利通亦『諸街道竝脇往還並木保護ノ儀ハ、昨六年百四十六號公布、且今年當省乙第五十二號ヲ以、相達置候次第モ候處、古來並木有レ之箇所モ逐々枯木根倒レ等ニテ間斷イタシ、並木ノ詮無レ之所モ不レ少、右等ノ場所ハ、植足ノ積ニ相心得、

伊藤內務卿布令

大久保內務卿再令

高知縣ノ伺出

木數入費詳細取調、尤是迄並木無レ之場所モ逐々植付候積見込相立可ニ伺出一、此旨相達候事』と達せり。各府縣は政府の方針に基き、並木の保續を圖るに至り、高知縣の如きは、二五三五（明治八）年一月、縣令①より『諸街道竝脇往還共並木之儀ハ、乙ノ第五十二號、乙ノ第六十號ヲ以御達相成候ニ付、追々植付等見込爲ニ相立ニ詳細相伺可レ申、然ニ灘筋往還緣リ並木植付可レ然箇所之中、舊領地川換上リ知或ハ藩政中底地賣下開墾致居候土地も有レ之處、中ニハ木品爲ニ生立一自然並木ニ相成居候も有レ之候得共、私林之儀ニ付勝手ニ伐採致候儀も可レ有レ之ニ付、右等之箇所ハ木品生立之有無ニ不レ拘、定價を以御買上可ニ相成一哉』と伺出で、同年二月內務大丞林友幸より『灘往還ノ儀ハ道幅間數取調、目今狹少之地ハ追テ界線取擴ケ之積見込相立、私林買上之地所反別木數定價等詳細取調實況明瞭ノ繪圖相添尙可ニ申出一事』と復牒せり。

（備考） 土佐國吾川郡長濱村（註三七九）に、若宮八幡宮馬場の位置より東西に區分せる西並松及東並松あり、海濱痩松群植の地にして、西並松は東西拾一町南北拾五間にして、樹の大小西並松に同じく是亦官有なるが、數年前大樹を伐採せしを以に屬す。東並松は東西拾町南北拾五間にして、現存のものは凡て稚小なり。同郡浦戶村（註三八〇）にも亦宇賀神社々頭より東西に區分せる東並松林及西並松林あり、東並松林は宇南浦の內小宇東南浦の海岸に在りて東西三町強、松樹千餘株欝として林の如く、目通周圍三尺乃至五尺なり。西並松林は宇南浦の內小宇西南浦の海邊にして、東は東並松林に接し、西は長濱村に隣り、其東西東並松林より稍長し、樹數周圍亦概ね相同じと云ふ。

並木植繼ノ費用

二五三六(明治九)年二月、大久保内務卿は更に府縣に對し『昨八年第二百三號ヲ以テ御達有レ之候事務章程中、下款第四十八條並木植繼及新規植立等之入費ハ、各地方府縣稅ノ中ヲ以テ取賄可レ申、尤並木立枯、損木賣拂代金ハ、植立費ニ可レ充』と達したり。斯くして各府縣下に於て並木の植繼等を施行したるもの尠からず。

宮城縣ノ並木制札

宮城縣の如きは二五三九(明治一二)年一月、縣令を以て『道路並木ノ儀ハ、夏冬行旅ノ安全ヲ保護スルノ緊要ニシテ、且風致ノ最モ不レ可レ闕モノナレハ、精々保全スヘキハ勿論ナリ、然ルニ近來濫リニ幹ヲ削リ之ヲ燒キ松脂ヲ取リ、甚キハ根ヲ□チ枝ヲ損シ候等往々見聞、甚以テ不都合ノ事ニ候條、已來ハ沿道村々共篤ク申合、屹度保全可レ致候、猶自然並木ノ疎間アルモノハ植副ヲナシ、必ス地元村ニテ保全スヘク』と布達し、次で並木ある沿道凡毎一里一箇所に、次の如き制札を建てたり。

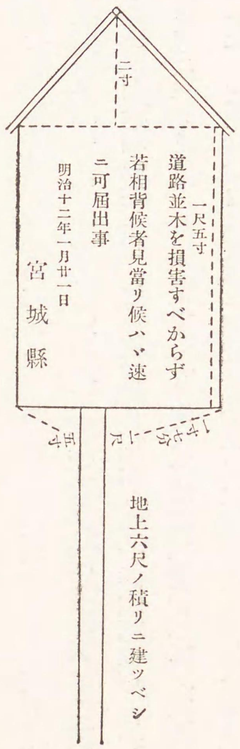

①法令全書　②③宮城縣令

東北沿道ノ並木

(備考)　二五四二(明治一五)年頃、①中村彌六・小出拙藏は、東北沿道を旅行して並木の狀況を左の如く記述せり。

『先ツ千住ヲ出ルヿ數町、赤楊赤松ノ並木アリ……
粕壁杉戸邊、柳ノ並木アリ、恨ラクハ其間長カラス……
利根ノ一水ヲ渡レハ並木モ面目ヲ改メ赤松ノ並木秩然トシテ駢列セリ、而シテ古河近傍ニ至レハ、時々杉檜ヲモ交ヘタリ、赤松ノ並木ハ下部三四尺乃至十餘尺ヲ除クノ外、赤栗色ヲ爲シテ青葉ニ映帶シ、枝條ノ横張甚シカラス、故ニ觀望ノ美ナルノミナラス、傍近ノ田畝ヲ害スルノ憂モ亦少シ、檜ノ並木ハ枝條ノ横張セサルコト赤松ニ優レリト雖、稍陰氣ナルヲ覺フ……
其ヨリ宇都宮ノ近傍及佐久山ヨリ大田原ニ至ルノ間ノ如キ何レモ能クハヘ揃ヘリ……宇都宮近傍ハ松ニシテ、佐久山邊ハ檜多シ……
白河以北ノ地モ並木ナキニアラサレ𪜈斷續常ナラス、最モ矢吹驛邊ハ相應ノ並木アリ、殊ニ處々落葉松ヲ交植シ、稍目趣アルモ、如何セン何等ノ凶漢カ、並木ノ幹ヲ斧斫シ、其半ニ過クル者極メテ多シ、蓋松脂ヲ私センコトヲ謀ルナリ……
舊仙臺領ニ入レハ並木整然實ニ人目ヲ驚セリ、而シテ白石尤佳ナリ、……大幹直立高サ數十丈、人ヲシテ神龍ノ九天ヨリ垂下セルニ非ルカト疑ハシム、夫ヨリ以北杉・黑松又赤楊ヲ交植セシ者少カラス、而シテ仙臺ヨリ石巻及鹽竈ニ至ル路傍亦好並木多シ、尤樹ハ赤松アリ、赤楊アリ、赤楊ハ多ク卑濕ノ地ニアリ、赤松ハ高燥ノ地ニ生ス、赤松ノ並木ハ世間極メテ多シ、今特ニ赤楊並木ノ景況ヲ概言セン……
……枝葉ノ蓋フ所、左右ノ渠溝ノ外ニ出テス、中ニハ田畑ノ畔ニ植タルモノアリ、太サ一圍長五六間七八間ニ達シ……枝ヲ、其儘默許シ置タルナリ、且風ノ爲ニ顚覆セラレシコトモナク、人ノ爲ニ脂ヲ取ラレシコトモナク、タマ〳〵牛馬ノ爲ニ損傷セラルヽモ再蘗芽シテ衰弱ノ狀ヲアラハサス、眞ニ卑濕地ニ適セシ並

木樹ト云フヘキナリ……

仙臺ヨリ山形ニ至ルノ街路遠野原近傍ハ昔時並木ノ痕跡アリ、數圍ナル大木ノ伐痕ヲ存スレドモ今ハ則一本モ存セス羽前國ハ並木極テ少ク、會津地方亦然リ、仙臺ヨリ盛岡ニ達スルノ街路並木アリ、大體皆赤松ニシテ壯大ナリ、獨リ三本木ヨリ荒谷ニ至ルノ間楊樹ヲ植ウ、其古木ハ大サ數圍ニ及ヒ、其新綠ハ葱々愛スヘシ、恨ラクハ往々外皮ヲ存シテ内心腐蝕シ、顚倒折裂スル者少カラス、赤楊ノ老健ニ如カサルコト萬々ナリ、高清水ヨリ築館ノ間新道多キニ居ル、道ノ左右松苗ヲ植ウ、恨ラクハ山苗ニシテ畑苗ニアラス、縱令枯槁ヲ免ルヽモ、良樹トナルコトハ難ク且遲カルヘシ

舊一關領ヨリ並木稍小ナリ、舊南部領ニ入ル、並木再壯大ナリ、而シテ花卷ノ北ニテ其枯損セシ跡ニ新苗ヲウヱ居タルヲ見ル、漸次盛岡ニ至ル皆既ニ新苗ヲ植了セリ、蓋一人ノ受負人ニ命シ、盛岡ヨリ植初テ是ニ至リ、漸次縣境ニ達セント欲スルナリ、其畑苗ニアラサルハ惜ムヘシト雖、諸縣ニ先チテ補植ニ從事セシハ感歎セサルヘカラサルナリ……

要スルニ南海西海山陰山陽諸道大率並木ナク、偶々之レアルモ特ニ城下ノ近傍數里間ニ過キス、東京以北ノ如ク、數十里間ニ及ヒタル者極メテ少シ……』

大分縣ノ並木松

大分縣に於ては二五四四(明治一七)年四月、速見郡杵築町市中惣代五名より、杵築警察署新築用として、當時廢道となり居る東國東郡大内村字篠原往還並木松三尺廻以上五尺廻迄百拾本を相當代價にて拂下(註三八一)を願出でたる處、右並木は前年廢すべからずとの見込により許可せられざりし例もあり、旁願の趣聞屆け難き旨指令し、同年六月、同郡藤原村村社八幡神社神殿其他修繕用として、當時廢道の姿となり居れる同村字相原山並木松(註三八二)の拂下を願出でたる者ありしも、舊道並木と雖生木漫に伐木すべからざるの故を以て是亦不許可を指令し、二五四五(明治一八)年八月、暴風に依り大野郡菅生村(菅尾村内)字大屋原字柳井瀬・字佐土に於る官有地並木の内松百本杉卅五本損木となりたるに付、例規の通り公賣(註三八三)に附すべきや否を、同郡長より縣廳に伺出で、同年十二月(註三八四)、佐伯より都府への道中、北海部郡嶽谷(上北津留村内)藤河内(下北津留村内)兩村は、嶽谷村字御所ノ撓より字小越までの間並木松四百本、藤河内村字六ケ迫に於て同二百本の官費植繼及畔燒方を願出で、同郡木田(坂ノ市町内)市尾(小佐井村内)兩村亦、臼杵より鶴崎へ通ずる都府道字轟橋より御所ノ峠迄の間に並木松四百二拾七本官費植繼方、及並木保護の爲雜草刈取畔燒を願出でたるが、縣にては詮議の末、翌年一月何れも之を許可し、同時に各村は夫々並木保護規約書を以て『並木ハ松苗精選長二尺以上ノモノ植繼可レ仕事、並木植繼後ハ成木迄ニ枯損ハ勿論、又ハ行人ノ爲メ折傷セラレ生立ニ障碍アル節ハ、村方自費ヲ以テ植繼可レ仕事、野燒又ハ野火延燒ノ憂ヲ防ク爲メ、並木周圍(凡拾間通リ)ノ雜草刈取可レ仕事、並木保護ノ爲メ盡力可レ仕ハ勿論、若シ妨害等ヲ爲スモノハ直ニ其筋ニ告訴可レ仕事』とせり。

並木保護規約

日光並木ノ現在

①日光並木の如きは、維新後其敷地と共に國有に歸し、二五六〇(明治三三)年、二萬五千五百八拾四本を數へしが、二五六五(明治三八)年四月、東照宮に還附せられ、同宮に於て手入及植繼を爲し、二五八〇(大正九)年四月、巡視規定を設けたり。現在幅員凡三間に亙る路面の左

①史蹟精査報告

右に並木敷を設け、其幅各一方にて狭きは二間より廣きは拾三間に及ぶ。高さは路面と相等しきあり、或は高く堤防形をなし、數町の長きに續く處もあり、殆ど全部杉にして間々檜・松等を混じ、其大なるは廻り二丈に餘れり。今市より大澤村森友に至る廿八町間は能く舊態を保存し、所々に一里塚を遺せり。二五八二(大正一一)年三月、史蹟第一類に指定せられたり。又東海道中箱根並木の如き、二五七五(大正四)年十一月、米國人エフ・スタールは

箱根並木

『我らは忽にして、箱根山系の分水嶺に立つ。みちは、此れから下り坂となる。坂を下りて少しく進むと、道は次第にひらけて、従來の山道は一變して、こゝに廣濶なる坦道となる。兩側にははや霜のために、薄い鶯茶に染まつた杉の並木が、矗々として天に向つて聳り立つて居る』と記述せり。

斯くして全國の往還並木は幾多の曲折を經て現代に及べり。

要約　之を要するに街道並木は、我上古渡瀬・峰路・狹路往來の時代には之を存せざりしが、中古驛路の創りたる頃より、京師及其附近に於て發生し、爾來道路の發達に伴ひて漸次各地に波及せるものなるも、戰國時代に入りて軍用等の爲濫伐せられ、或は植繼等斷絶せる結果、舊態を保たざるに至れるもの丶如く、近古の末期就中安土桃山時代、並木回復の必要を覺りて多少施設する所ありしと雖十分なるを得ず、近世江戸時代となるや、道路の整備・參覲交代・大船禁止等の制度確立すると共に愈々並木の成立を促し、五海道は

①東海道行脚

勿論、脇往還に於ても、是なきは道路にあらざるが如き觀を呈するに至り、北は松前より南九州に亙りて行はれたり。而して同時代並木の設立は悉く人工を以てし、新植・補植・手入のみならず、特に强度の保護を加へられたるものにして、他に其比を見るを得ざるべし。

樹種は初め橘又は果樹を以てし、後柳・櫻の外松・杉・柏・榎・漆等を之に代へ、或はヤチタモ・櫨・槻・楓・桃等を用ひ、近來アカチヤ・ポプラース等を充てたるものありと雖、概して松最も多く、杉之に次げり。是等の樹種は各一種を用ひたるが、所により二種以上を混ぜるもあり、距離を表示する爲、松の間一町毎に杉又は落葉松を交ぜたるが如き、或は日當りを注意して夏木と冬木とを別つ爲、片側を杉とし片側を櫨とせるが如きあり。又枝葉を薪料となす爲赤楊を以てし、或は山往來に杉・檜、耕地近に生葉の遲くして落葉の早き欅を以てせる如きもあり。苗木は初め小ブリのものを以てしたるが、後五六尺以上の大苗を使用したるもあり。植付は舊曆の正月又は春秋の兩度とし、距離は概して一間乃至二間なるも、其疎なるは六間乃至八間、密なるは三間乃至五間、特に海洋に面して四時烈風の激しき地方は、一間に二本乃至三本とせるもあり。大苗は鉢付の儘植付け、傍に添木を立て丶根付を助け、時として雪圍を施すことあり。手入は枝打・蔓切・下刈に注意し、又保護の爲、常に拔捨・徒伐・腹打・人馬の踏倒の外、並木下又は附近に於る焚火、特に並木敷地の掘取を禁ぜり。總て往還並木は御林同樣の取扱となし、植付植繼は宿村の公役とし、又宿村をして並

木敷地の定杭・高札・制札を建て、並木臺帳又並木植付帳の調製・並木書上・被害報告を爲さしめ、屢々係役人を派遣して見分せしめ、地方により特に松守或は足輕を配置して保護管理せしめ、或は地元に對して村極或は五人組前書に條文となさしめたり。其伐採は、立枯・風折・雪折・根返等の外許さず、而して是等伐採に際しては嚴重なる取締を爲し、時としては地方役人の外、軍役をして立會せしむる所あり。若し盜伐等あらば、啻に其當事者のみならず、其一箇村全體に過料を課し、或は損木の三倍乃至拾倍を代植せしむることあり、牛馬の害には其飼主をして五倍を科植せしめたるもあり、尙重きは手錠・鞭の罰を以てし、甚だしきは死刑に處せることあり。一面奬勵の方法としては、苗木又は人夫賃を下附し、或は並木より下枝・橋梁堤防用材を附與し、又は損木を地元限り拂下ぐる外、蔭引（並木の左右を竿除地として免租）加害者の訴人褒美、或は又松守等に對して給米・免租・一生組付御免・裃著用等の特典を以てせり。

現東京時代となるや、鐵道の開設・新道路の開鑿等交通機關の變動、竝に道路の保存上並木を有害なりとするの思想其他の爲、舊時代の往還並木は其成立の意義を失ひ、漸次減少の傾きを生じたりと雖、積雪深き東北地方、暑熱烈しき九州等に於ては、今尙昔日の儘に之を存置し、或は手入を施し或は補植したるものなきにあらず、加之新設の道路にして新に植栽したるもの亦尠からざるが如し。又往還並木中史蹟天然記念物として保存せられたるものあり、或は郊外散步道用の如き新用途を生じ、今後二條三條の並木も設立せらるべき狀態に在るを以て、同並木は絕滅するに至らざるは言を俟たざるべし。

註一【山林沿革史】○農林省
註二【連鑑土代公事物語】○滋賀縣廳
註三【長曾我部國政百ケ條法令書寫】○編者
註四【石黑文書】○石川縣能美郡金野村石黑勝治氏
註五【熊本營林局調査書】○熊本營林局
註六【三聽祕錄三】○東京市帝國圖書館
註七【教令類纂初集卅九】○內閣文庫
註八【德川幕府職制問答】○帝國圖書館
註九【憲教類典二ノ五】○內閣文庫
註一〇【蠹餘一得】○同上
註一一【教令類纂初集卅九】○同上
註一二【令條祕錄八】○同上
註一三【地方袖中錄後篇】○農林省
註一四【御觸留】○內閣文庫
註一五【野人私草上】○同上
註一六【牧民金鑑第十八】○同上
註一七【道中方祕書】○同上

註一八【絜矩群錄】○奈良市登大路町移原守茂氏
註一九【牧氏金鑑第十八】○内閣文庫
註二〇【公裁錄取本斗之部】○同上
註二一【溜中方祇書】○同上
註二二【牧氏金鑑第十八】○同上
註二三【地方國役祇鑑五】○同上
註二四【絜矩監群錄五】○移原守茂氏
註二五【令條祇錄八】○内閣文庫
註二六【寶曆群錄六】○帝國圖書館
註二七【馬書日記】○東京市山内侯爵家
註二八【絜矩監群錄六】○移原守茂氏
註二九【牧氏金鑑第二】○内閣文庫
註三〇【山林沿革史】○農林省
註三一【郡政紀要】○帝國圖書館
註三二【令條祇錄八】○内閣文庫
註三三【道中祇書三】○帝國圖書館
註三四【富田藏部行雜記】○維新史料編纂局
註三五【濱記書二】○農林省
註三六【御林木數御書上帳】○群馬縣多野北橘村森田仁平氏
註三七【御留木下書控帳】○同上
註三八【柴間等之丞殿廻村書取＝付申渡書】○山梨縣中巨摩郡古木村役場
註三九【申渡國都留郡忍草村御仕置五人組帳】○山梨縣南都留郡泥野村今泥草區
註四〇【日光廟御山記】○所在地、栃木縣日光山麓
註四一【林雞山日光山記】○日光東照宮
註四二【地方全書卷十三】○内閣文庫
註四三【憲教類典一ノ八】○同上
註四四【三聰祇錄一】○帝國圖書館
註四五【時憲道並杉見分帳寫】○日光東照宮
註四六【東時道並杉見分極印帳寫】○日光東照宮
註四七【三聰祇錄三】○帝國圖書館
註四八【教令類纂初集九十五】○内閣文庫
註四九【山林沿革史】○農林省
註五〇【八組御仕置帳】○福島縣石川郡須釜村役場
註五一【高祓仲渡覺書】○福島縣耶麻郡猪苗代町岡部文太氏
註五二【御觸並御差圖物控帳】○同上
註五三【閥閱文書】○同上
註五四【山代所懸ㄉ達控】○同上
註五四・五六【萬覺帳】○同上

註五七　【安政七庚申年萬延二辛酉年萬覺帳】　○岡部丈夫氏

註五八　【御林集】　○米澤市林泉寺町伊佐早謙氏

註五九　【樹苧建議】　○米澤市上杉伯爵別邸

註六〇　【舊中村藩刑法拔書】　○福島縣廳

註六一　【山林法則附屬書】　○同上

註六二　【福島縣林野資料】　○同上

註六三・六四　【定目】　○巖手縣大原町鳥畑成德氏

註六五　【刑罰記卷七】　○仙臺市伊達伯爵邸

註六六　【文化九年二月國分根白石村御林野火御〆り證文牒】　○宮城縣宮城郡根白石村鷲尾榮吉氏

註六七　【刈田郡滑津村諸御用永留】　○宮城縣刈田郡七ヶ宿村安藤秀夫氏

註六八　【嘉永五壬子正月ヨリ安政五戊午年十二月迄刈田郡滑津村諸御用永留】　○同上

註六九　【巖手縣史郡部史料】　○巖手縣廳

註七〇　【南舊祕事記三十四】　○盛岡市南部伯爵別邸

註七一　【巖手縣史南家古今雜記】　○巖手縣廳

註七二　【鴈禹家訓一】　○盛岡市縣立圖書館

註七三　【巖手縣史國統大年普】　○巖手縣廳

註七四　【鄉村古實見聞記】　○南部伯爵別邸

註七五　【祐清私記】　○巖手縣廳

註七六　【御家被仰出之類一】　○南部伯爵別邸

註七七・七八　【雜書】　○同上

註七九　【諸願伺】　○同上

註八〇・八一　【覺】　○青森縣三戶郡留崎村小笠原嘉太郎氏

註八二　【雜書】　○南部伯爵別邸

註八三　【鄉村古實見聞記二】　○同上

註八四　【御家被仰出三】　○同上

『一、二月十六日被二仰出一左之通

一往還街道之並木松等古來より心を盡し植立候處徒もの有レ之、ようた打或者根を堀切候故、風折等數多有レ之候、右等之儀、遠方之者致間敷事ニ候、尤近年植繼之小松ハ枝ヲ剪、或者引倒候類相見得候、以之外不レ宜候之條、右往還ニ相懸候支配者、其村肝煎益海道地付ハ不レ及レ申、最寄之者度々懸廻、並木江障らせ不レ申樣可レ仕候、尤徒者見當候ハヽ、搦押、急度可レ及二披露一左候ハヽ、褒美可二申付一候、若見遁候か、並木江障候儀僉議之上不レ存候由申出候ハヽ、肝煎益最寄之者江科代可二申付一候、此旨急度可二申渡一候

右之趣宜相心得急度可二申渡一者也』

註八五　【小笠原文書】　○小笠原嘉太郎氏

註八六・八七　【御家被仰出三】　○南部伯爵別邸

註八八　【被仰出拔書】　○盛岡市縣立圖書館

註八九　【田名部檜山御山制書拔寫】　○青森營林局

註九〇　【明和八年雫石通檜御山御吟味被仰渡書】　○巖手縣巖手郡御所村佐々木民治氏

註九一　【御役】　○南部伯爵別邸

註九二 【雜書】 ○南部伯爵別邸

註九三・九四 【御側雜書】 ○同上

註九五 【御家被仰出一】 ○同上

註九六 【御邦内郷村志】 ○青森縣下北郡田名部町德源寺

註九七 【御家被仰出一】 ○南部伯爵別邸

註九八 【御役被仰付同御免】 ○南部伯爵別邸

註九九・一〇〇・一〇一・一〇二・一〇三・一〇四・一〇五・一〇六・一〇七・一〇八・一〇九・一一〇・一一一・一一二・一一三・一一四 【雜書】 ○同上

註一一六 【原始漫筆風土年表二九】 ○青森縣下北郡大畑村林源助氏

註一一七 【雜書】 ○南部伯爵別邸

註一一八 【御側雜書】 ○同上

註一一九・一二〇・一二一・一二二・一二三・一二四 【雜書】 ○同上

註一二五 【舊南部藩林制調書】 ○秋田營林局

『文政四年四月十二日被二仰出一左之通

演說

一北街道筋並木松、先年ヨリ年々植繼キ被二仰付一候得共、根付不レ申内、拔捨或ハ小松ノ内ニ剪倒、一圓生立不レ申、甚ダ不埒ノ至リニ候、其上有來候古來根燒ヨタ打等（方言ヨタ打ハ松ノ生木ヲ剝リ脂ヲ出シ取ルヲ言フナリ）仕置所ヨリ風折雪折相成、當時所々ニ依リ少々有レ之候迄ニ候、必竟見守方等閑ノ所ヨリ右ノ次第ニ至リ候、依レ之以來漆植立被二仰付一候間、街道左右ノ御田畑地主等年々心懸、漆植立可レ申候、植立ノ儀ハ植立奉行ヘ申付置候間、得ニ差圖一急度植立可レ申旨

右之通被二仰付一

巳三月

上田通

沼宮内通

御代官

右之通御勘定奉行立合申渡候樣、主膳殿・左門殿ヘ被二仰渡一、御代官呼上申二渡之一

演說

街道並木見守吟味方ノ儀、寛保四年二月別紙ノ通御沙汰有レ之、其後度々御沙汰被レ成候得共、心得違ノ者ヨダ打、根燒或ハ根ヲ切候ニ付、風折雪折年々不レ少有レ之、自然ト薄相成候ニ付、先年植立掛ノ者被二仰付一、年々爲二御植繼一被レ成候處、南街通筋ハ行屆、相應ニ小松生立候得共、頓テ心得違ノ者、小松根付不レ申内、拔捨或ハ五六尺ニモ成木仕候テ切倒、其上古並木ヨダ打、根燒、或ハ根ヲ切候付、風折等別テ雫石街道ニ澤山有レ之樣相聞得、甚タ以テ不屆至極候、依レ之以來並木松、街道筋手寄居掛竝地掛リノ百姓共組合見守被二仰付一候間、相吟味仕、萬一心得違ノ者見當候ハヽ、取押可二訴出一候、若見逃置候儀相聞得候ハヽ、無調法可レ被二仰付一候條、此旨相心得急度見守可レ申旨

但村境ヨリ村境迄一ケ村限肝入老名立合、街道並木大小委敷相改書上可レ申候、掃除場所ノ義ハ古來ヨリ仕來ノ村持ニテ可レ仕旨

風折雪折等有レ之候ハヽ、早速訴出可レ申候、最モ右ノ分直ニ植繼、本木數相減不レ申樣可レ仕候ハヽ勿論、薄立ノ場所ハ追々植立可レ申旨

但地掛ノ者植織引高垣結名面木札立置可レ申候、根付不レ申筋ハ幾度モ植立可レ申候、
往還街道ノ並木松、古來ヨリ心ヲ盡シ植立候故、徒者有レ之ヨダ打或ハ根ヲ堀切候故、風折木數多有レ之候、右等
ノ儀遠方ノ者ニ致間敷事ニ候、最モ近年植立小柴生枝ヲ切、行倒候類相見得候、以ノ外不レ宜候條、右往還ニ相掛
リ候支配所其村肝入竝街道地付ハ不レ及レ申、最寄ノ者度々掛回、並木ヘ爲レ障不レ申様可レ仕候、最モ徒者見當候ハ
ハ押搦急度可レ及ニ披露一候、若シ見逃候歟、並木ヘ障リ候義有レ之候ハヽ、詮義ノ上不レ存ノ
由申出候ハヽ、肝入竝其最寄ノ者ヘ過料米申付ヘク候、此旨急度可ニ申渡一者也

右演說竝御沙汰書二通前同斷申渡候樣主膳殿被ニ仰渡一之、上田通厨川通向中野通見前通德田通傳法寺通日詰長岡八
幡寺林通二千万丁目通鬼柳黑澤尻通雫石通沼宮内通御代官呼上申ニ渡之一』

註一二六【雜書】○南部伯爵別邸
註一二七・一二八【山林雜記上】○同上
註一二九【雜書】○同上
註一三〇【篤焉家訓】○盛岡市縣立圖書館
註一三一【御側雜書】○南部伯爵別邸
註一三二【篤焉家訓】○盛岡市縣立圖書館
註一三三【御家被仰出】○南部伯爵別邸
註一三四【雜書】○同上
註一三五【御側雜書】○同上
註一三六【雜書】○同上
註一三七【刑罪】○同上

註一三八【雜書】○同上
註一三九・一四〇【舊南部藩林制調書】○秋田營林局
註一四一【紫波に關する資料】○巖手縣廳
註一四二【內史略】○同上
註一四三【覺書】○南部伯爵別邸
註一四四【覺書・雜書】○同上
註一四五【津輕年表】○弘前市新町岩見常三郎氏
註一四六【津輕歷世錄】○弘前市津輕伯爵別邸
註一四七【天和二年日記】○同上
註一四八【天和三年日記】○同上
註一四九【碇ヶ關村誌資料】○青森縣南津輕郡碇ヶ關村役場
註一五〇【天和二年日記】○津輕伯爵別邸
註一五一・一五二・一五三【碇ヶ關村誌資料】○碇ヶ關村役場
註一五四・一五五【天和三年日記】○津輕伯爵別邸
註一五六【貞享元年日記】○同上
註一五七【碇ヶ關村誌資料】○碇ヶ關村役場
註一五八【貞享五年日記】○津輕伯爵別邸
註一五九・一六〇【元祿七年日記】○同上
註一六一【碇ヶ關村誌資料】○碇ヶ關村役場

註二四【享保十年日記】享保十年・三ナ・四ナ・一ナ　○同上

註二三【享保十四年日記】○同上

註二二【享保十三年日記】○同上

註二一【享保九年日記】○同上

註二〇【享保四年日記】○同上

註一九【享保七年日記】○同上

註一〇九【寛永四年日記】○同上

註一〇八【寛永三年日記】享保十年・三ナ・一ナ　○同上

註一〇七【寛永二年日記】○津軽伯爵家文庫

註一〇六【寛永元年日記】○弘前市立図書館

註一〇五【慶長十六年日記】○津軽伯爵家文庫

註一〇四【元和九年日記】○弘前市立図書館

註一〇三【貞享規範】○弘前市立図書館

註一〇二【津軽歴代記類】○津軽伯爵家文庫

註一〇一【寛永諸家系図伝】○弘前市立図書館

註一〇〇【津軽年表二】○岩見常三郎氏

註九九【御用之格覚書】○弘前市立図書館

註九八【寛永諸家系図伝】○同上

註九七【享保十五年日記】○同上

註九六【封内事實抄一三】○岩見常三郎氏

註九五【享保十五年日記】○同上

註九四【享保十三年日記】○同上

註九三【享保七年日記】○同上

註九二【享保四年日記】○同上

註九一【享保元年日記】○同上

註九〇【寛永二十年日記】○同上

註八九【寛永十九年日記】○同上

註八八【寛永十八年日記】○同上

註八七【寛永十七年日記】○同上

註八六【寛永十六年日記】○同上

註八五【寛永十五年日記】○同上

註八四【寛永十四年日記】○津軽伯爵家文庫

註八三【寛永十三年日記】○津軽伯爵家文庫

註八二【元和十年日記】○同上

註八一【元和十一年日記】○同上

註八〇【元和十二年日記】○岩見常三郎氏

延喜十九年・永二・十・二八【享保十五年日記】　○同上

延喜二九【享保十六年日記】　○同上

延喜一〇【年代記略】　○青森營林局

延喜一一・一二・一三・一四・一五・一六【享保十五年日記】　○青森縣舊名濱山林制度誌】

延喜一七【青森縣舊名濱山林制度誌】　○弘前市小野字沼中外一ノ二ノ二ノ二

註二六五・二六六　【岡部文書】　○岡部恒氏

註二六七　【小紙留】　○同上

註二六八　【岡部文書】　○同上

『往還玉緣付添之義、三州御郡御奉行所より御達之趣も有レ之ニ付、私共詮義之趣、御達申上候樣被ニ仰渡一奉レ得ニ其意一申候、往還筋之義ハ、道幅玉緣前々御達も有レ之、自然欠落等ニ相成候ケ所、附添方被ニ仰付一候義者、何方ニ而も指支申義者無ニ御座一候得共、在來之往還玉緣兩方ニ用水有レ之分者、在來通被ニ成置一、江緣堅仕、欠落不レ申樣被ニ仰付一可レ被レ下候、新タニ用水堀替等仕候而者、何れも迷惑仕候、右上ハ能美郡今井村より下礪波郡射水郡早川村境和田新町迄同樣之譯ニ御座候、且田地之内江玉緣切かき候分者、付添可レ仕義ニ御座候、其付添方區々ニ相成候而者、不心服も可レ有ニ御座一候間、往還筋一樣之御詮義被ニ仰付一候樣仕度奉レ存候、且又並松際ニ家建有レ之處ハ、別段御詮義被レ下候樣仕度奉レ存候、射水郡ノ義ハ、礪波郡界早川村より大門新町續枇杷首村迄往還道、近年玉緣付被ニ仰付一並松御植御座候而、當時生長仕候、大門新町より利波新村幷願樂寺村迄之道筋ハ、新道ニ而並松御植無レ之道筋ニ御座候、大門新町より水戸田村迄熊野往來與唱候道筋ハ古道ニ御座候處、前段新道被ニ仰付一候而より數百年來相立、尤旅人通行も稀成道筋ニ御座候故、並松無レ之樣ニ相成候所々も御座候得共、只今之處、兩玉緣付添被ニ仰付一候義、不ニ容易一奉レ存候、併御見分被レ下レ成限リ御植付被ニ仰付一可レ被レ下候

新川郡之義、詮義仕候處、往還筋先前より並松無レ之ケ所多分ニ有レ之、丁松迄之ケ所重々御座候、先年御定之樣子相知不レ申、當時往還在成之處ニ而ハ、左右玉緣三尺程ならて無ニ御座一、玉緣之外多分捨取も御座候間、丁松捨江之內ニ有レ之候所與、外ニ有レ之ケ所與兩樣ニ相成居、其內丁松外ニ相立居候處多分ニ而、右樣之處ハ左右田畑ニ御座候故、若並松植付方被ニ仰付一候時ハ、小高所ニ而往還長間相懸候村方抔ハ、田歩過分之減方も出來、及ニ迷惑一可レ申候間、右體之ケ所ハ、丁松ニ而不レ宜候ハヽ、半丁又ハ貳拾間斗程、丁松植付候事ニ成とも被ニ仰付一可レ被レ下哉、尤天保九年巡見　上使御通行之節、道幅不足見苦敷ケ所々々附添等被ニ仰付一、當時餘他國相比ヘ候與も、御郡一體往還筋相應相見江、其以來年々加ニ手入一、悪敷不ニ相成一樣、勢子仕居申義ニ御座候間、天保九年附添等不行屆ケ所之義ハ、夫々御見斗附添等可レ被ニ仰付一候、其餘ハ先只今在成ヲ以、御用捨被ニ成置一被レ下候樣仕度奉レ存候、石川郡金澤より宮腰道、河北郡津幡より能州道、往還與ハ相唱候得共、上下往還與違、玉緣並松之外、六尺宛ニ被ニ仰付一候義無ニ御座一與承傳申候、此分は道幅御改不相應之狹處、暨いつしか玉緣かき取候體之所々者、追々付添被ニ仰付一可レ然奉レ存候

口郡之義は、脇道往還之義、街道筋與も違申義ニ御座候間、以前之道幅より狹クヶ所ハ附添爲レ仕可レ申奉レ存候、玉緣與申者別ニ無ニ御座一候

奥郡之義者、口郡同樣ニ御座候、舊地道下門前荒屋乙ケ崎通　上使道與申所、前々より惣持寺下馬先之外ハ、並松等無ニ御座一候、在來之道幅欠落候ケ所ハ、元之通爲ニ取直一可レ申與奉レ存候

礪波郡岡村より戸出通常國村々迄之義、古往還ニ而、其內岡村ハ、戸出村迄ハ近來　上使御通行之節、道造、玉緣付添等仕申候、戸出より常國村迄者、庄川々原之外、大體在來之通ニ相成居申候、且氷見往還之內、今右動より赤丸村（ママ）より立野村迄、是又古往還之體ニ付、玉緣付添仕置申候、前段之道筋之義者、兩方共古往還ニ而、道番人も罷在申候、其外　上使往來者、往還與も違、玉緣無ニ御座一候

射水郡より中田驛江出候道筋、礪波郡界串田村より婦負郡境本木新村迄之往還は、並松多分御座候、併中ニ者少キ所も御座候間、御見分被レ下、御指圖可レ被レ下、且又往（ママ）氷見往來與申道筋、礪波郡界五十里村より床鍋村能州界迄之道筋者　上使往來ニ而者御座候得共、道番人も罷在不レ申、並松も無レ之道筋ニ御座候間、是迄之通罷成置可レ被レ下義與奉レ存候

右之通御郡々詮義之樣御達申上候、尙更御詮義被ニ仰付一可レ被レ下候、以上

○宇和島市仲達寮跡別邸

註二九四・二九五・二九六【御立事】　○同上

註二九七・二九八・二九九・三〇〇・三〇一・三〇二【德山藩記】　○同上

註三〇三【舊藩山林制度調書】　○兵庫縣

註三〇四【因伯御郡々割稼場根帳】　○鳥取市池田侯爵別邸

註三〇五・三〇六【稚物方日記】　○同上

註三〇七【能儀郡高島村往還並松植繼並杭打ヲ所野取帳】　○松江市持田榮藏氏

註三〇八・三〇九【御記錄至寶抜】　○德島地方裁判所

註三一〇【吉田文書】　○德島縣教育部教育局古文部氏

註三一一【德島縣圖文書田畑竹木林之部】　○德島縣圖

註三一二【寬文十二年分覺書】　○東京市內役僧院

註三一三【憲章簿山方之部】　○高知縣立圖書館

註三一四【赤野村文書】　○高知縣安藝郡赤野村役場

註三一五【山林沿革史】　○德林省

註三一六【御觸文寫拔書】　○高知市役警察局

註三一七【自文化八年御用場日記・御勤方日記】　○宇和島市仲達寮跡別邸

註三一八【自天明六年御用場日記】　○同上

註三一九【日記・文政九年御用場日記】　○同上

註三二〇【文政九年御用場日記】　○同上

註三二一【御用場日記】　○同上

御改作

御奉行所

註二七九【御郡所年中行事】　○岡部貞氏

註二七〇【覺應三年御用留】　○右川縣石川郡縣屋村中川秀雄氏

註二七一【明治元年御用留】　○同上

註二七二【ヒし地紀行寫】　○右川縣

註二七三【前田氏家乘】　○前田侯爵邸

註二七四【御山方條目】　○福井市松平侯爵邸

註二七五【瑞源寺文書】　○福井縣足羽郡社村福源寺

註二七六【御山方條目】　○福井市松平侯爵邸

註二七七【御山方條目】　○松平侯爵邸

註二七八・二八〇・二八一【御役所御條目書留】　○福井縣

註二七九・二八〇・二八一【永代郡方要用頭書帳】　○廣島縣

註二八二【高浩請條目】　○東京市毛利公爵邸

註二八三【郡中作法請書附】　○同上

註二八四・二八五・二八六・二八七【請書附】　○同上

註二八八・二八九【御立山事】　○同上

註二九〇・二九一【明和郡御書付】　○同上

註二九二・二九三【先大津警消番組番賣山共外改禁仰付帳】　○同上

『

註三二二【自弘化二年御用場日記】○伊達侯爵別邸

註三二三【京都郡嘉永三戌春より年々椎木松苗竝差杉書上帳】○福岡縣京都郡豐津村小笠原伯爵別邸

註三二四【嘉永六年丑御用日記】○福岡縣京都郡犀川村永井興三氏

註三二五・三二六・三二七【安政二年卯御用日記】○同上

（註三二六【卯御用日記】抄錄）

『郡中往來筋道橋之修理、常々不行屆之儀共有レ之哉、所ニ寄而者並木等茂無レ之、道狹く石高ニ相成、人馬之難澁而已ならす、他之見體茂不レ宜候間、自今農業手透之節、無ニ油斷一往來筋道橋叮嚀ニ取繕、左右段違之處たり共、成丈内法貳間壹尺ニ造り立可レ申候、尤空地有レ之場所は、人馬行違候とも不ニ混雜一樣道幅手廣可レ致候、且又並木之儀者、暑寒を凌ため而已ニあらす、深く趣意も有レ之候間、年々時を失ハさるよふ入レ念植付可レ申候、猶又先達而も相觸候通、巡見上使來ル午年より被ニ仰出一ニ而可レ有レ之、尤今般之儀者格別失費を御厭ひ被レ遊候御趣意ニ付、諸事省略致可レ然候得共、彼是一時ニ相成候而者、郡中手廣之儀ニ付、入費莫大ニ相層候半茂難レ斗、左候へ者御趣意ニ茂齟齬致シ候間、役々之者共申合、平常厚世話可レ致候、自然等閑之儀相聞へ候ニおゐてハ及ニ沙汰一義も可レ有レ之候條、此旨可ニ相心得一候

但並木ハ松通例ニ候へ共、山往來者杉檜取交可ニ植付一且又槻者遲く繁り、早く凋もの ニ候得者、作方之爲ニも宜候間、手廣之所は、山野往來共植付可レ申候

右之通御心得郡中へ御申觸可レ有レ之候、尤企救郡之儀者別達相達候、以上』

註三二八【辰御用日記】○永井興三氏

註三二九【京都郡申春四ツ高夫松植付書上帳】○小笠原伯爵別邸

註三三〇【賞罰記】○同上

註三三一【福岡藩林制調書】○福岡縣廳

註三三二【山方法令】○同上

註三三三【山林古老傳】○福岡市黑田侯爵別邸

註三三四【筑前國怡土郡御林帳】○長崎縣嚴原町宗伯爵別邸

註三三五【肥前國松浦郡御林帳】○同上

註三三六【治茂公御代御改正御書付】○佐賀市鍋島侯爵別邸内鍋島内庫

註三三七【嘉永三年諫早日記】○長崎市縣立圖書館

註三三八【小路方御武具方御山方後鑑】○佐賀縣小城郡多久村多久男爵邸

註三三九【公義御觸屋舖御達書寫御帳】○熊本縣上益城郡朝日村藤岡育太郎氏

註三四〇【寛政年中日記】○大分縣臼杵町稻葉子爵別邸

註三四一【御上使御用留書】○同上

註三四二【文化四明細記】○熊本縣球磨郡人吉町相良子爵別邸

註三四三【文化三丙寅年二月罰帳】○同上

註三四四【深實記】○熊本縣球磨郡深水村豐原順藏氏

註三四五【相良文書】○相良子爵別邸

註三四六【人吉藩林制及慣行調】○熊本營林局

註三四七【玄照日記寫】○編者

註三四八【歷代制度自六十一至六十三】○東京市島津忠重公爵邸

註三四九【出水風土志寫】○編者

註三五〇【莊內地理誌】○都城市男爵島津久厚氏

註三五一【日向地名錄寫】○編者

註三五二・三五三【莊內地理誌】○男爵島津久厚氏

註三五四・三五五【大日本農功傳・山林共進會報告・農政類編卷十】○編者

註三五六【山林沿革史】○農林省

『山林沿革史卷之四

第三　並木ノ制

往時道路ニ並木ヲ設置スル其要、旅行人民炎熱風雪ヲ凌クニ便ニス、而シテ全國大概多少ノ並木アリ、其ノ樹ハ多ク松杉檜ノ類ヲ以テス、就中松最モ多シ、植栽ノ方法各地同シカラス、一間ニ一本ヲ以テシ、二間ニ一本ヲ植ルアリ、或ハ一里間ニ二千餘株ノ比例ヲ以テスルアリ、立枯風折ノ損木アルトキハ入札ヲ以テ拂下或ハ橋梁堤防ノ修繕用ニ供スルアリ、跡地ニハ官費ヲ以テ植繼アリ、村民ニ課シテ植繼モアリ、其法一ナラス。

東京府

舊幕府多クハ松ヲ植付ケ稀ニハ杉榎等アリ、林奉行或ハ代官ニ於テ監督シ、風折立枯等アルトキハ地元ヨリ代官所ニ屆ノ上公賣ニ付ス、代價ハ同所ニ納ム、其ノ代木ハ民費ヲ以テ繼植ス。

京都府

舊淀藩並木ハ多ク松ヲ植ユ、其移植法ハ三間乃至四五間ヲ隔ツ、枯損木アレハ其地元村ニ付與シ植繼ヲ負擔セシム○**舊宮津藩**松ヲ以テ主トナス、其植付ノ距離概ネ一間半乃至二間ヲ隔ツ、其費ハ官之ヲ支辨ス、若枯損木アレハ之ヲ官伐シ製材貯藏ス、其枝葉及不用木ノ如キハ之ヲ公賣ニ付ス○**舊舞鶴藩**亦多ク松樹ヲ以テス、其距離凡三間ヲ隔テ栽植ス、枯損木ハ道方役實檢ノ上伐採シ、以テ街道筋ノ橋梁等ニ使用ス、若使用ノ道ナキトキハ之ヲ山方役ニ引渡シ板ニ挽キ貯藏ス、其ノ枝葉ノ類ハ地元村ニ無代價ヲ以テ下付ス○**舊福知山藩**枯損木伐採跡ハ官林ノ松苗ヲ移植ス、其費ハ官ヨリ支出シ、其木ハ官ニ著ヘ殘木ハ地元監守人ニ拂下トス○**舊津領**枯損木ハ相當代價ヲ以テ拂下、植繼キハ地元村ヲシテ苗木ヲ納メシメ官費ヲ以テ移植ス、枝葉繁茂シ枝打等ヲ願出ルモノアルトキハ相當代價ヲ以テ之ヲ付與ス○**舊綾部藩**枯損木アレハ各村持ノ丁場ニ於テ植繼ヲ爲サシムルヲ慣例トス。

大阪府

各街道筋並木ニ一里幾本ノ制限ナシ、高槻街道地內字八町松原ハ兩側凡八九町ノ間松並木ナリ、風折枯木等アレハ入札ヲ以テ拂下、其代價ヲ以テ植繼費ニ充ツ○**河內國**ニ於テ並木アルハ淀川堤防ノミ、此並木ハ木數ノ定限ナク道中奉行之ヲ擔當ス、凡四十年前植足セシコトアリシカ費用ハ村費ヲ以テセリ。

神奈川縣

並木ハ東海道驛村ニ存スルモノ松樹多シトス、杉ハ百中ノ一ニ居ル、偶槻椚樫榎檜ノ類アルモ僅々數フルニ足ラス此種類ハ元來求メテ植付タルモノナラス、民林等ノ近接シタル地ニ多ケレハ往時實生ヨリ成長セシ自然木ト想像ス、其他箱根山中ニ係ル往還並木ニハ杉多シ、蓋シ陰濕ノ地ナレハナルヘシ、一里間ニ幾千本ト云フ制限ノ傳ハレルナシ、今東海道森列スルモノヲ平均シテ數フルニ、敷地ノ長サ三間ヨリ五間以內ニ一本アルヲ密ナルモノトシ、疎ナルハ六間以上八間以內ニ一本ヲ存ス、而シテ敷地ノ長延千間程ナルモノアリ、其餘ハ九百間ヨリ百間以內ニ至ルモノ各地ニ散在ス、風折其他ノ損木、往時ハ其ノ地元村ニ賣却シ、又ハ多數ノ損木等アリシ時ハ近傍村落ニ入札ヲ以テ拂下シナリ、植足ハ舊持地元村ニ於テ之ヲ負擔シ苗木竝夫賃等官ヨリ之ヲ給セス○**舊幕府直轄**ノ並木保護厚カリシ故ニ、諸藩及旗本社寺ノ領地ニ係ルモノト雖、道中奉行（勘定奉行必兼勤ス）ノ所轄トシテ叨リニ斬伐スルヲ許サス、些少ノ風折損木ハ領主地頭ノ處分ニ委スルモ、他ノ事故アレハ必ス道中奉行ノ裁可ヲ經テ處置セシモノタリシト云フ、且敷地ヲ開墾シ家宅ヲ構造スルモ亦堅ク禁制セリ、植繼ヲナスニ敷地一間ニ大抵松樹一本トシ或ハ二

本ヲ以テス、然レドモ老樹ノ間ニ植付ケタルハ日光ヲ支ヘ雨露ノ澤モ十分ナラサレハ成木隨テ遲綾ナリ、故ニ老松巨杉一本枯槁スレハ、其清陰風致ヲ失シ輒ク舊景ニ復シ難シ惜ム可シ（中略）東海道程ケ谷驛ニ屬スル帷子町ノ往還並木敷地若干ノ空地アリシカハ、明治十一年舶來神樹ノ苗ヲ試植スルニ枯槁セスシテ克ク成長セリ。

兵庫縣

攝津國八部莵原武庫川邊ノ各郡詳カナラスト雖、往々松樹ノ疎立スルヲ見ル、有馬郡ナシ○**丹波國**多紀郡氷上郡並木ヲ見ス○但**馬國**城崎郡美含郡專ラ松樹ヲ植テ他種ヲ混セス、出石郡氣多郡五間或ハ七間毎ニ松樹一本ヲ植ユ、七味郡二方郡詳カナラス、養父郡朝來郡ハナシ○**播磨國**明石郡ハ松樹ヲ植ユ、美嚢揖東揖西赤穗宍粟各郡ナシ、佐用郡松樹ノ稀ニ存スル場所アリト雖其制考フルニ由ナシ○**淡路國**津名郡三原郡松樹ヲ植ユ、其數ニ制限ナシ、枯ルレハ則植ユ。

長崎縣

舊佐賀藩多ク松杉ヲ以テス、其植方一里幾本ト云制限ナシ、損木ニ屬スルトキハ沿道村方ニ無代下渡シ、跡植繼ノ夫役ヲナサシメ別ニ賃金ヲ給セス○**舊島原藩**毎年正月十一日舊曆ヲ以テ植始ト稱シ人民ニ課シテ松苗ヲ配植セシム、然レトモ一里間木數ノ制限ナシ、若シ風折枯木等アルトキハ薪炭用ノ爲無代價人民ニ下與ス○**舊神代領**ハ毎年正月舊曆ヲ期トシ、並木ノ疎ナル所ヲ見計ヒ松木ヲ配植ス、其費一人日當米二升ヲ給ス、損木ニ屬スルトキハ村民ノ貧者ニ付與スルヲ例トス○**舊大村藩**松樹ヲ種ルヲ法トス、一里間幾本ト云制限ナシ、損木ニ屬スルトキハ相當代價拂下ヲ爲シ、植繼等ハ藩費ヲ以テス○**舊嚴原藩**對馬國ハ道路ト稱スルモノ概ネ山中ナルヲ以テ定レル植制ナシ、然レドモ風除等ノ爲メ海濱或ハ路傍僅ニ松樹ヲ植ユルノミ。

新潟縣

新潟區ハ往還並木ト云フモノ無ク只濱浦松林アルノミ、元來松木合歡木ノ外他ノ種類地質ニ應セス、松木最相應ス其植方ハ五十嵐濱又ハ內野村ヨリ實生松二年苗或ハ三年苗ヲ買受、年々春彼岸後ニ植立ル、木數年々異同アリト雖適宜ノ場所見立、凡三尺ヲ隔テ植栽スレトモ沙漠地ナルヲ以テ其根付クルモノ十分ノ一ニ滿タス○**北蒲原郡**ハ松杉ノ二種ニ止ル、就中松樹多シ、其ノ植立ノ法定制ナシ、唯成木ニ堪フ可キ距離ヲ與フルニ過キスト雖自然竝列ノ狀況一定ノ規矩アルカ如シ、風轉立枯等ノ損木ハ監守人又ハ村吏ヨリ藩衙ニ告ケ、藩吏檢査ノ上夫役ヲ以テ伐採シ直ニ代木ヲ植ユシム○**岩船郡**ハ凡テ松ヲ植ユ、大約六尺間ニ一本ツヽナリ、伐木拂下等ヲ禁スル「官林ニ同シ、植足ハ每年春季融雪後土壤ノ軟カナルヨヲ以テ山林奉行出張ノ上人夫ヲ命シ植立方ヲ指揮ス（人夫ハ一日一人ニ付玄米七合五勺宛ヲ給ス）風折立枯等ノトキハ山奉行見分ノ上郡奉行ノ指揮ヲ受ケ、風折ノ如キハ尺囘ノ大小ニ依リ代價ヲ定メ地元村方ニ拂下、其ノ立枯ニ係ルモノハ直ニ其村ニ付與ス○**中頸城郡**松樹多シ、杉榎等ヲ交植スルモ間アリ其距離凡二三間ナリ、風折損木等ハ付屬村ニ拂下ケ植足苗木人夫賃錢等ハ藩ヨリ下付ス○**佐渡國**松樹ヲ植ユ、別ニ定規ナシ、而シテ並木ト稱スル箇所一里以內ノモノニシテ三四ケ所ニ過キス。

埼玉縣

凡並木ハ松杉柳ヲ植、其方法制限ナシト雖、凡一里間ニ四千三百二十本ナリ、又枯損木跡植足シ等ノ手續ハ、其村々ニ依リ官ノ許可ヲ得、民費ヲ以テ植付ケシコトアレトモ一定ノ慣例ナシ。

群馬縣

舊前橋藩松杉ノ兩樹ヲ以テ一里間四百五十本程村役ヲ以テ之ヲ植栽セシメ、枯損木ハ拂下ケ植繼モ亦村役ヲ以テセシム○**舊高崎藩**モ松杉ノ兩樹ヲ以テス、枯損木ハ地元村ニ取退ケ命シ、每春五尺間ニ一本ツヽ植付、保護ノ爲メ四方ニ杭木ヲ建テ、布竹二夕通結立ヲキ、目通尺囘ニ生育スレハ兼テ地元ノ者ニ保護ヲ命シ置クヲ以テ、其賞トシテ麥若干ヲ給スルコトアリ○**舊館林藩**杉ヲ以テス、二間ニ竝リ一本ノ割ニテ植付、枯損木等ハ山守ヨリ屆サセ實地檢查ノ上相當代價ヲ以テ拂下、其金額ハ植繼ノ費ニ充ツ○**舊安中藩**樹木ノ種類ヲ以テスルコトナク又植方ノ制

定ナシ、枯損木アルトキハ藩吏見分ノ上用材トナルヘキモノハ營繕方ニ引渡シ、惡木ハ近傍橋梁修繕用ノ爲メ無代村民ニ下渡ス○**舊七日市藩**ハ杉ヲ以テス、植方ニ至テハ別ニ制限ナシ、唯春秋兩度藩吏巡視シテ枯木ヲ伐採シ跡地ニ栽植セシム。

千葉縣

下埴生郡松崎村外三ケ村從前松或ハ杉木ヲ植付ケ來レリ、風折枯木等アルトキハ其筋ノ指揮ニ從ヒ之ヲ處分ス、其植足シハ藩廳ニ於テ之ヲ施行ス、麻生村外二ケ村松樹ヲ植、風折等ノ時ハ吏員檢査ノ上村方ニ下渡ス、而シテ四十年ヲ一回トナシ之ヲ伐採ス、土室村及成毛村ハ一里間ニ凡松三千六百本許ヲ制限トス、損木跡植足シ等ハ民費ナリ○望陀郡戸崎村外二ケ村、古老曰昔時往來ノ左右ニ種々ノ菓樹ヲ植ヱ、夏日炎天ヲ凌キ冬日寒風ヲ防キ行旅ヲ安カラシムルノ設ケタリ、且其ノ菓ハ旅客ノ自由ニ採テ渇ヲ止メ勞ヲ慰ノ備トセシカ、其實ヲ得ルニ幾分時間ヲ費スヲ厭フヨリ、土人採テ之ヲ盤ニ盛リ錢一文ニ幾個トシテ手間ヲ貿易シタルナリ、故ニ休憩所ヲ設ケ飴ニテモ餅ニテモアレナヘテ菓子ノ稱アリト、德川氏以來並木ハ多ク松杉ヲ仕立テ、貪地頭領主ノ所有ニ係リ、下草ハ其土地ノ山守ヲシテ刈採シム、或ハ云若シ戰爭起レハ伐採シテ以テ道ヲ塞キ敵ノ闖入ヲ防クト○印旛郡桶木村外六ケ村松ヲ植ルコト一里間二千百六十本(一坪ニ付一本)雷裂風折ノ植足等ニ至テハ一里間ニ七百二十本(三坪ニ付杉苗一本ツヽ)植ユルモアリ、日吉倉村外三ケ村モ松杉樹ニテ一里間七百二十本ノ割ナレトモ、年々雷裂風折等ニテ減損ス、植足シハ杉苗ニテ一里間三百ツヽヲ植ルヲ例トス○香取郡大根村外二ケ村ノ方法ハ一町間ニ二十本トス、風折等ノトキハ時々屆出處分ヲ受ク。

茨城縣

舊水戸藩ハ概スルニ松ヲ植付、天保中櫻ヲ交植タリ、其植方ハ一定ノ法ナシ、植繼ハ藩林植付ノ際立山係出張ノ上實地ノ景況ニ依リ適宜施行シ、其費ハ藩費ヲ以テ支辨ス、並木ハ藩林ト同シク大山守山横目小山守等之ヲ監護シ、其下掃除ハ地民ヲシテ正月下旬一度四月七月十月何レモ上旬一度掃除セシム（風雨ニテ枝葉散亂セシトキハ此期限ニ拘ラス）並木ノ内立枯風折根倒等ノ損木ハ大山守山横目ヨリ所轄郡廳ニ具申シ入札ヲ以テ拂下、代金ハ藩ニ上納スル並木ノ土堤ヲ切崩シ茶店等ヲ設クルヲ禁ス○**舊笠間藩**ハ松杉ヲ地元ニテ植付、修理植繼等山守ニ任セ適宜ヲ以テ插植ス、枯木風折等ノ損木ハ官ノ用材ニ充テ、枝葉末木又ハ用材ニ堪サル分ハ村民ニ下與シテ伐跡ニ苗木植付ヲ命ス○**舊土浦藩**ハ松樹ヲ植ルヲ例トス、植付距離木數ノ定制ナシ、空氣流通生立ノ宜シキヲ計リ一樹ノ欠ヲ補フニ兩三本ヲ植テ豫備ヲナスヲ例トス○**舊松岡藩**松樹ヲ植ル、片側一里間ニ二千百六十本、風折植足シ一間一本ノ積リ○**舊麻生藩**樹種ノ定規ナク多ク土地ニ應シタル松ヲ植栽セリ、九尺間一本或ハ六尺間一本配植ス、風折枯損木等ノ地所必ス繼植ヲナス○**舊茂木藩**何レモ松ヲ以テス、植方ハ一里三千二百四十本則一間ニシテ一本半ノ配當ナリ、又風折立枯等ハ時々小吏巡見シテ之ヲ山奉行ニ告ケ、更ニ檢査シテ處分ス、風折立枯ノ植繼ハ前ノ如ク一間ニ一本半ノ配當ナレトモ其都度植足スコトナシ、但多數ノ欠隙アルトキハ此限ニアラス。

栃木縣

松杉檜ノ類其地味ニ適スルモノヲ撰ミ之ヲ道路ノ兩側ニ竝ヘ植ヱ一株毎ニ六尺ヲ隔ツルヲ以テ法トス、卽道程一里ニシテ一面ニ二千百六十本ナリ、其新植補欠亦此法ニ據ル、樹木ノ種類ニ依リ必スシモ六尺ヲ限ラサルモノアリ風折等アレハ官吏檢査ノ上公賣スルヲ例トス、野州日光地方ニテハ苗床ヲ製シ、樹木ヲ養フコト二十年ニシテ之ヲ官道ノ傍ニ移シ植テ以テ並木トナシ東照宮ニ寄進スルノ例アリ、其種大抵杉ナリ。

三重縣

舊桑名藩各村ニ道路掃除持場アリテ此區域内ニ係ル並木ハ其負擔ニ係ル、一里間二千九十本ヨリ二千百六十本マテヲ植ユルニ松樹ヲ用ユルヲ通常トス、枯木危害木風折倒木等有レ之時ハ伐採ヲ命シ、之ヲ下渡シ植繼ヲ爲サシム○**舊忍領**松木ヲ植ルニ一里間ニ二千百六十本トス、風折立枯等ハ山方役所ニ屆出見分ノ上拂下、植足ヲ爲サシム

○**舊和歌山領**木種ハ松ニシテ一里内ニ植ル五百四十本ヨリ二千百六十本トス、枯損木アルトキハ藩吏檢査ノ上其村ニ無代下渡、跡地植繼セシムルアリ、又損木代金ハ藩ニ納メ株根ハ望ノ者ニ下渡跡植繼ヲ爲サシムルアリ○**舊津藩**松樹ヲ植ルニ一里間凡九百本トス、風折枯木アルトキハ官費ヲ以テ植繼カシム○**舊龜山藩**凡一里間ニ松千八十本トス、植繼ハ地元村ニ於テ之ヲ負擔シ其損木ハ其村限リノ入札拂トス○**舊菰野藩**並木ハ松ヲ以テス、一里間千二百五十本ヲ通常トス、尤植付ハ藩ヨリ之ヲ爲シ、耕地障害ノ枝葉ハ許可ヲ得テ人民之ヲ伐採ス○**舊久居藩**木種ハ松ニシテ一里間凡千本餘ヲ植付、又枯損木アルトキハ村民ニ於テ植足ヲナシ其費用ハ官ニ仰ク○**舊神戸藩神領度會府**今其詳ナルヲ知ルニ由ナシ○**舊鳥羽領**一里間ニ九十本松樹ヲ植栽ス、風折立枯等有レ之トキハ藩吏見分ノ上村民ニ補植セシム。

愛知縣

松柳赤楊杉類ヲ植ユ、其方制限ナシト雖概ネ一間ニ一本宛植立タルカ如シ、風折木ハ道路橋梁用ニ供ス、苗木ハ官ヨリ給シ人夫ハ村民ノ課役トス。

靜岡縣

志太益津兩郡都テ東海道及田中城内往還等松樹ヲ植ルヲ以テ慣例トス、其植方一里間ニ二千百六十本ヲ以テスル處アリ又適宜ヲ以テ植ル處アリ、枯凋風折ノ時ハ檢査ノ上入札法ヲ以テ拂下ルヲ常トス、跡地ハ其間斷ノ景況ニ依リ是ヲ植足ス、其サマ古今同シキカ如シ○**庵原郡**東海道往還浦原宿以西竝列スル處ノ樹種ハ概ネ松樹ニシテ其木數曾テ制度ナキモノニ似タリ、然レモ枯損木ヲ伐採スルキハ一株ノ跡地ニ苗木五本ノ略定ヲ以テ其所屬沿村ニ命シ適度ヲ量リ民費ヲ以テ之ヲ補植セシムルト雖、地味ノ沃瘠ト培養ノ粗密トニ由テ其成樹ヲ遂クルモノ十ノ一ナルカ故ニ、現數ヲ以テ之ヲ數フレハ大略一里間千二百本宛ニ當ル、維新ノ後間斷ノ地ハ一間ニ三本宛ヲ以テ官費補植セシム○**駿東郡**松樹ヲ植ルヲ常トス、其植方一里間幾本ト云フ制限ナシト雖概ネ一間ニ二本乃至三本トナシ、毎歲春季代官所ノ命令ニ依リ其受持村々ヨリ苗木ヲ出シテ植付ヲ爲ス、風折立枯等ノ損木アルキハ目通枝下ノ寸間ヲ改メ代官所又ハ領主役場ニ屆出夫々處分ヲナシ、且伐木跡ハ前記ノ手續ヲ以テ植立ヲ爲セリ○**富士郡**往古松木植付、中古榛杉松柳等ノ類交植セリ、其植方制限ナシト雖凡一間ニ二三本ニシテ一里間ニ凡四千二三百本ナリ、且枯損木其他居宅田圃ノ障碍木ハ官許ヲ乞ヒ伐採シ、若シ間斷ノ地アレハ春秋兩度官費ヲ仰キ一間ニ二三本ノ比例ヲ以テ植足シ來レリ、是等ハ全ク往還筋其他古往還ノ如キ場所ニ限レリ○**有渡安倍兩郡**木種ハ松ヲ以テシ一間ニ二本乃至三本ヲ制限トス、年々春季代官所ヨリ達シ官費ヲ以テ苗木ヲ植シム、枯損木ハ官ノ檢査ヲ受之ヲ伐採シテ入札拂トシ代價ハ官ニ納ル○**佐野城東兩郡**專ラ松樹ヲ植ユ、一里幾本ノ制ナシ、松樹間斷アル所ハ年々正月廿日舊曆ヲ以テ補植セシムルヲ例トシ、枯損木入札ヲ以テ地民ニ拂下タリ○**磐田豐田山名三郡**往昔ヨリ赤松樹ヲ植ユ、枯損木アレハ受持村ヨリ屆サセ檢査ノ上入札拂ニ付ス、翌年春季ニ至リ松苗ノ植繼ヲ爲サシム、是舊幕府ノ成規ナリ其他各藩モ亦大同小異ナリ、置縣以降モ大約同シ、然レモ地所間斷アルトキハ櫻柳ヲ挿植ス、其植付ハ入札ヲ以テ受負ハシム、其距離ハ制限ナシト雖大約一間ニ一本ヲ目途トス○**數知長上濱名三郡**近頃迄ハ松樹ノミナリシカ、地勢地質ニ應シ往々櫻樹ヲ挿植セシヨリ、冬日ハ枝朶瘦疎ニシテ日光ヲ透シ夏日ハ枝葉蓊鬱シ以テ日光ヲ遮リ、春秋ハ花ト霜葉トニ行客目ヲ喜ハシム、其植方一里間ニ幾本ノ制限ナシト雖本州ハ大洋ニ面シ四時烈風多キカ故ニ樹木ノ間絶ナキヲ要スルハ古來慣例ナリ、本州沿道ノ管轄五地頭ニシテ其制度自ラ同シカラサレモ此慣行ニ於テ大異アルコトナシ、每歲初春道方ト稱スル者巡見シ間絶ノ箇所ハ受持村々ニ割當挿植セシメ別ニ費用ヲ下與セス、枯損木アレハ受持村ニ拂下ルモノトス○**引佐麁玉兩郡**ノ並木ハ松樹ニシテ、其植方制限ナシト雖概ネ一里間片側千八百本ヲ植ユ、損木アルトキハ領主ノ指揮ヲ受ケ伐採シ代價ハ領主ニ納ム、跡地ハ山守ノ指圖ヲ受松苗ヲ補植ス、其期節ハ必ス舊曆正月ナリ○**榛原郡**ハ松樹ヲ例トス、一里間幾本ノ制ナシ、唯百本ニ付若干金ヲ以テ生育セシメ相當代價ヲ官納ス○**君澤田方兩郡**ハ他樹僅々ナキニ非サレモ概ネ松樹ニ止マレリ、一里間若干本ノ制限ナシト雖損木

一本ノ跡地ニ苗木五本宛ヲ近村ニ命シ民費ニテ補植セシム、維新後ハ一間毎ニ三本宛官費ヲ支給シテ補植セシム。

山梨縣

當國ニ於テ並樹ノ制之ナク、嘗テ口碑ニ存スルニ幕府舊政中甲州街道（東京ニ通ス）及駿信兩往還ニ並木植付ノ義其ノ沿道村々ニ觸達アリシヨリ以降追々栽植シタル場所有レ之、而シテ其並木風折雪損等アルトキハ植付タル村村ニ無代ヲ以テ下付ヲナシ、跡地植繼ノ如キモ其ノ村々ニ於テ負擔セシムル慣例ナリシ由、然レトモ漸次植付ノ道怠リシ歟今其樹木アルヲ見ス。

滋賀縣

古來ヨリ松樹ヲ植栽スルヲ定則トス、其植方制限等ハ詳ナラス、風折枯損木ハ地元村ニ下付シ之ニ代ル ニ苗木ヲ培養セシム、或ハ藩ヨリ苗木ヲ拂下ルコトアリ。

岐阜縣　並木ノ制今其詳ナルヲ得ス。

長野縣　各地並木ナキニ非サレモ別ニ擧ク可キ制度ナシ。

福島縣

舊會津藩並木ノ木種ハ赤松ニシテ間一本ツヽ植付ルヲ從來ノ慣例トス、枯損木ハ藩吏檢査ノ上檢印ヲ打、村方ニ無代下渡シ伐木一本ニ付苗木二本ツヽヲ植繼カシム、平常ノ保護ハ山守ニ委託ス○**舊二本松藩**ハ赤松ヲ植、損木アレハ藩吏檢査ノ上伐採シ堤防橋梁材ニナルヘキモノハ村方ニ下付シ其用ニ充テ難キハ入札拂トス、伐採跡地ニ植繼シタルコトナシ○**舊石岡福島三池刈谷館領**ニ並木ナシ○**舊中村藩**黑松赤松ヲ交植、並木中天然生アレハ共ニ生育セシム、幾間ニ幾本ノ制限ナシ、損障木アレハ村目付山守ヨリ申立竹木奉行立會檢査ノ上重役ノ決ヲ採リ伐採ス、枝伐ト雖亦同シ、其堤橋用ニ充ツヘキハ無代下渡シ杏ラサルハ入札拂トス○**舊仙臺領**制限詳ナラス、樹種ハ赤松黑松ナリ、損障木ハ藩吏檢査ノ上相當代價拂ニシテ保護ハ村吏ニ命ス○**舊多古領**ハ松樹ヲ植タリ、其法三間ニ一本ツヽ、保護ハ村吏ニ命シ損木ハ相當代價ヲ以テ拂下其跡植繼ナシ○**舊笠間領**黑松ヲ植、保護ハ村吏ニ任シ、枯損木ハ山林方檢査ノ上使用ニ堪ヘキ分ハ堤橋用トシテ村方ニ無代價ヲ以テ下付シ、其餘ハ相當代價ヲ以テ拂下ケ、伐採跡地ハ二年ニ一度或ハ三年ニ一度黑松苗木ヲ官林ヨリ移植スルノ制ナリ、使役ノ人夫ハ村民ヲ無給ニテ使役ス○**舊平藩**赤松黑松ヲ植村吏之ヲ保護ス、枯損木ハ山方役檢査ノ上伐木シ相當代價ヲ以テ拂下ク、惡木ニテ用ニ供シ難キモノハ掃除ヲ命ス、跡地植付ノ制ナシ依テ漸々減木ス○**舊湯長谷藩**紐同シ○**舊泉藩**黑松ヲ植、枯損木ハ代官檢査ノ上伐採シ良木ハ藩用ニ充、惡木ハ堤橋ノ用トナシ村方ニ無代下渡ス、枝葉ノ如キハ掃除ヲ命ス、跡地植繼ヘキ規則ナリト雖近來植ルコトナシ○**舊三春藩**赤松ヲ植付一里間幾本ノ制ナシ、監護ハ地元村吏ニ命ス、枯損木ハ藩用ニ供シ跡地植繼ヲナス其人夫ハ無給ナリ○**舊棚倉藩**黑松赤松ヲ植、枯損木ハ山廻リ檢査ノ上伐採ス、堤橋用材ハ無代價ニテ下付ス、其用アラサルトキハ入札拂ヲ爲セリ○**舊白河藩**文化中舊幕府ニ屆ノ上白河町ヨリ白坂驛迄赤松ヲ植タリ、而シテ每町必ス落葉松一本ツヽヲ植ユルト雖落葉松ハ一町每ニハ植ヱサリシト云フ、幾間ニ幾本ツヽ植ルノ制限ナシト雖植繼ヘキ例ナリ、損害木ハ山廻リ檢査鎚印ノ上伐採シ堤防材所用アレハ無代價下渡シ不用ナレハ入札拂トス、平常監護ハ山廻竝村吏ニ命ス。

宮城縣

並木ノ制松柳赤楊杉ノ類ヲ植、一里內ニ幾本ノ制ナシ、概略一間ニ一本宛植タルカ如シ、今存スル所凡平均二間ニ一本トス、風折木ハ道路橋梁用ニ供ス、植付苗木ハ官ヨリ供シ人民地元村ノ課役トス。

巖手縣

松杉欅等ニシテ松最多シ、其他ハ微々散見スルノミ、一里間何本ノ制ナシ、損木ハ地元村ニテ枝葉ヲ剪伐シ幹木ハ路傍ニ擲キ腐朽セシメ決シテ官民ノ用ニ供セス、蓋シ之ヲ用ヒサルハ故造ニ倒スノ弊ヲ恐ルヽナル可シ、跡地ニハ每一本ニ五本ヲ植繼タリ。

青森縣

舊弘前藩概ネ松樹ニシテ最初ハ二間ニ三本ヲ植ヱ、植繼ハ樹藝役所之ヲ管ス、損木ハ並木見繼役ニ無代下付ス、見繼役ニハ年々七月十二月多少ノ手當金ヲ下與ス○**舊盛岡藩**田名部代官所々管、官費植挿セシコトナシ、都テ有志者ノ獻植ニ係ル、而シテ保護ハ村民ノ責任トス、植繼ハ一本ニ一本トス、木種ハ松ヲ以テセリ、枯損木ハ山奉行檢印シ適宜人民ニ付與スト云。

秋田縣

道路列樹ノ植付ハ或ハ官民ノ協議ヲ以テシ、或ハ沿道ノ村落ヲシテ植付シメ、以テ褒典ヲ與フルアリ、又風損木ヲ與フルモアリ、或ハ全ク官費ヲ以テ植付タルモノアリ、木種ハ多ク松杉トス、堠樹ハ往々雜木ヲ植ヱタルアルモ多クハ松杉ナリ。

山形縣

舊大泉藩古來並木ト稱スルモノナシ○**舊米澤藩**松杉柳漆等ヲ混植セシカ、其ノ制度ナキカ故ニ田圃障害等ノ苦情ヲ釀シ廢藩ノ際伐荒スト云○**最上地方**松杉柳「シホヂ」等ヲ二間或ハ二間半毎ニ一本ヲ植、並木掛之ヲ監守ス、枯損木ハ掛役檢査ノ上無代ヲ以テ村方ニ下與シ植繼費ニ充シム。

石川縣

並木ノ種類ハ松杉赤楊トス而シテ松多シ、一里間凡八百卅本即二間一本ノ割（片側ヲ以テ概算スルナリト云、風損木ハ徒横目檢査シ關係ノ村落ニ下付シ跡地ニ苗木ヲ植繼シム、巨額ノ植付費ヲ要スルトキハ藩費ヲ以テスルコアリ。

福井縣　當國並木ノ制詳カナルヲ知ラス。

島根縣

舊松江藩多ク松樹ヲ植、一里幾株等ノ制限ナシ、枯損木ハ官之ヲ處分ス○**舊母里藩**唯伯太川ノ兩堤僅ノ里程（凡一里餘ナリ）ニ大略二百卅餘株ノ比例ナリ、枯損木ハ沿道村方ニ拂下、代金ハ山方役所ニ納メテ補欠ノ手當トス、植足シハ松樹ニ限レリ○**舊濱田藩**並木ノ原由ハ官民協議ヲ以テシ一定ノ制ナシ、木種ハ松木ナリ、堠樹モ松多シ、罕レニ槻榎等ノ類アリ、損木ハ村方ニ無代價ヲ以テ下付セリ○**舊津和野藩**多ク松ヲ植、一里幾千本制ナシト雖概ネ一間毎ニ配置ス、枯損木ハ村方人民ニ下付ス、市中近傍ノ良材ハ藩用ニ供スル例ナリ○**隱岐國**並木ナシ。

鳥取縣

舊鳥取藩道路並木ノ植付ハ藩費ヲ以テシ、家屋耕地風砂防禦ノ並木ハ民費ヲ以テス、木種ハ多ク松木ヲ植ルアリ、一里間幾千本ノ制定ナシ、藩費ノ並木枯損木アルトキハ山奉行郡奉行ノ命ニヨリ入札セシメテ賣却ス、其補植ノ如キハ官費ヲ仰ク、一里塚樹損傷アレハ其ノ旨ヲ郡奉行ニ屆ケ檢査ノ上補植ス。

岡山縣　並木ノ制今其詳ナルヲ得ス。

廣島縣

並木ハ松樹ヲ植、他樹ヲ植ルコトナシ、一里幾本ノ制定ナシ、枯損木ハ入札拂トス、跡地補植ハ疎密ニ依テ多少アリ。

山口縣

舊山口藩每春各所ノ宰判所ヲシテ植付シメ、保護ハ山方役人ヲシテ主任セシムト雖其左右耕地アルモノハ持主ヲシテ保護セシム、後年ニ至リ各地ノ百姓ニ割渡シ擔當セシメタルコアリ、又左右ニ田地アル地ハ三四間ニ一本宛交植ス、又一方ハ山一方ハ耕地アル所ハ山ノ一方ニノミ植付シム、松ハ二三尺許ノ雉松ニシテ七八月頃各地ノ村民ニ賦課シ床付セシメ、翌年二月上旬頃雨後ヲ以テ之ヲ本植シ、乃一本ニ付副杭三本宛ヲ樹ユ、並木ニ接近スル草野ノ地ハ火道ヲ切レリ○**舊岩國藩**松或ハ櫻ヲ植、一里間幾本ノ制ナシ、枯損木ハ檢査ノ上伐木ス○**舊德山藩**凡七間毎ニ黑松ヲ竝植シ保護ハ下山守ヲ置ク、枯損木ハ入札拂トス、用材ハ作事方ニ引渡ス、補植ハ近傍官民林ヨリ松苗ヲ取リ植付ハ十月頃ヲ適度トス○**舊清末藩**樹種ハ黑松ニシテ一里幾本ノ制ナシ、之ヲ犯ス者ハ處分ノ上科植ヲ爲サシ

ム、耕地家屋ノ障害ヲ爲スハ官ヨリ伐採ス、枯損木ハ相當代價或ハ入札拂トス、補植ハ官之ヲナシ保護ハ人民ニ任ス○**國司氏**並木補植ハ人民ヨリ獻木ス○**阿川氏**並木ハ黑松赤松ヲ植ユ一里幾本ノ制ナシ、保護ハ沿道ノ村民ヲシテ受持シム、若雨村ヲ以テ挾ムモノハ其地ノ町數ヲ折半シテ分守セシム、又一方山一方耕地ナルハ山ノ方ニ植シム○**宍戸氏**時トシテ並樹ヲ伐採シ橋梁用材トナスノ慣例アリ、一里塚ハ每一里ニ土ヲ盛リ木標ヲ建テ其四面方位ニ應シ、安藝國小瀨川境ヨリ幾里、赤馬關ヨリ幾里ト記シ別ニ樹木ヲ植ス、其制防長二國更ニ異ル事ナシ。

和歌山縣

並樹ハ松樹ヲ植ユ、其制一里間七百二十本卽三間ニ一本ノ割ヲ以テセリ、此費途ハ枯損木拂下積金及地方稅ノ內ヲ以テ償却ス。

德島縣

並木ハ沿海道路ノ內、風潮或ハ浪砂除等ニ植エ置キタルヲ以テ之ニ代用ス、那賀海部兩郡坂路ノ內、今ヨリ五六十年官民地ノ別ナク松櫻等ヲ植付、現今繁茂セリ、損木等アレトモ植繼ノ例ナシ、其生立ノ景況ヲ見ルニ幾間ニ幾本ヲ植ル等定制ナシ。

高知縣

舊高知藩並木、沿海道路ハ濱松林ヲ以テ代用シ、山路ハ舊留山ノ內自然生木ヲ以テ日影林ニ立シカ、其平地ハ樹木トモ拂下、或ハ人民自由ニ伐採シテ殘シタル所少ナシト雖、人民所有ノ地所ナルヲ以テ官ヨリ植ル能ハス、依テ植立ノ制限ナキモノトス。

愛媛縣

凡並木ニ植付タル木種ハ松ニ限レリ、風折雪折其他天變ニヨリ枯損スルトキハ村方ニ於テ先ツ其景況ヲ山方奉行ニ具申シ、山方奉行山方役人ニ命シテ公賣或ハ相當代價拂下ノ處分ヲ爲シ、而シテ其收入金ヲ以テ植繼費ニ充テシムルモノ往々之アリト雖、各藩多クハ植繼ノ處分ニ至テ一ナラス、是目下並木ノ斷絕セル由緣ナリ。

福岡縣

舊福岡藩苗木ヲ下付シ沿道ノ人民ヲシテ植立シム、木數ハ凡十八町每ニ百本乃至百五十本ヲ以テ通例トナス、保護ハ近傍田地所有者ニ負擔セシメ、每年山奉行之ヲ檢ス、枯損木ノ跡地ニハ補植セシム。

大分縣

管內並木甚少シ、其距離ノ定限等ハ絕テアルコトナシ、損木ハ拂下代價ヲ官ニ納ル、補植ノ費用ハ關係村ニ賦課ス。

熊本縣

並木ハ多ク杉松或ハ櫨櫻ヲ植栽ス、一里幾千本ノ制ナシ、枯損木ハ相當代價ヲ以テ拂下、植足シ等ハ村民ヲ使役ス、若シ苗木ノ代價ヲ要スルトキハ官費ヲ以テス○**球磨郡**ハ杉檜松ノ三種ヲ植、凡三尺每ニ一本ツヽヲ植付、成木ニ隨ヒ間引シテ一間ニ一本トナス、各村受持ノ丁場ヲ定メ植足シ等總テ人民ノ負擔トス○**天草郡**ハ總テ松木ヲ植、一里間幾本ト云制限ナシ、風損立枯等ノ跡ニハ每年凡五百本ツヽ土地ノ人民ニ命シ植栽セシム、然レ𪜈成長スルモノ稀少ナリ、損木拂下ノ手續ハ官林ニ同シ。

鹿兒島縣

舊鹿兒島藩並木ニ松木ニ限リ、每春鄕村受持夫立ヲ以テ栽植シ輪垣ヲ以テ保護ス、其植付ノ員數山奉行ニ屆出巡回ノ都度之ヲ檢査ス、出水往還ノ並木ハ止ヲ得サル事故ナケレハ容易ニ伐採ヲ許サス、但農家必用ノ唐臼舂等ハ栗木中ヨリ拂下ヲナス習慣アリ、且並木ノ橫腹ヲ削リ火ヲ點シ心ヲ燒ク等嚴禁タリ、植付方ハ一里間ニ幾千本ト一時ニ栽植セス、伐木アル每ニ植繼ヲ爲スノミ○**舊佐土原藩**ハ松木ヲ植ユ、一里間ニ幾千本ト云制限ナシ、風折等ノ時ハ官ヨリ植繼モノトス○**舊延岡藩**松樹ヲ栽植ス、亦一里間ニ幾千本ト云制限ナシト雖、山林方道橋方ノ管掌ニシテ、植足シ植繼ノトキハ山橫目山回等立會村役人ニ命シ栽植ス、風折等アレハ村吏ヨリ山林方道橋方ノ兩所ニ屆出、實

地ノ檢査ノ上入札拂ヲ命ス○**舊幕府**（日向國內）松樹ヲ栽植ス其植方制限ナシ、風折アレハ用水掛樋或ハ橋梁用ニ供スル爲人民協議ノ上勝手ニ伐採ス、伐木跡ハ之ヲ植繼ノ慣例ナリ○**舊飫肥藩**松樹ヲ栽植ス、其植方制限ナシト雖、成ル可キタケ稠密ニ栽植ス、枯損木植足シ等ハ其往還掃除丁場受持ノ村々ヲシテ植付シム、成木ノ上時宜ニヨリ才覺方用材ニ伐採スルコトアリ、枯損木ハ必ス山方以下檢査シ才覺方用材ニ供ス、若用木ニナラサルモノハ其受持ノ村ニ低價或ハ無代ニテ下渡スモノトス○**舊高鍋藩**松木ヲ栽植ス、大概一里間ニ千本ヲ植ユ、風損立枯等ノ時ハ掃除丁場受持村々ヨリ植繼ヲナス習慣ナリ。』

註三五七【明治二年御用留】○中川秀雄氏

註三五八【驛遞方】○岡部恒氏

註三五九・三六〇・三六一・三六二・三六三・三六四・三六五・三六六【明治三年御用留】○中川秀雄氏

註三六七【中川文書】○同上

註三六八【中川御用留】○同上

註三六九・三七〇【明治三年御用留】○同上

註三七一・三七二・三七三・三七四・三七五・三七六・三七七【明治四年御用留】○同上

註三七八【德山藩記】○山口縣廳

註三七九【高知縣吾川郡長濱村誌】○高知縣吾川郡長濱村役場

註三八〇【高知縣吾川郡浦戸村誌】○高知縣吾川郡浦戸村役場

註三八一・三八二・三八三・三八四【並木一件】○大分縣廳

附　一里塚木

名稱　封堠・里堡・一里堡・堠樹等とせるものありと雖、全國概して一里塚と通稱し、塚上には樹木を植うるも殊更に樹名を附せざるが多し、然れども所により一里塚木（宇和島）一里塚林・一里塚松（佐賀）とも云ひ、或は一本木（庄內）印木（秋田）一里山（水口・福井・山口・松江・德島）一里松（篠山・德島）と云ふもあり。

（備考）二里塚（秋田）三里塚・七里塚・十里塚（庄內）等の名あるは、往古一里塚と同樣の用をなしたるもの、如し。

意義　一里塚は、道路の距離を表示し、人馬賃錢拂の便に資するのみならず、旅人の慰安例へば旅人の遠きを計り行程のたよりとし、長途の退屈を慰め歩を捗らしむる等の爲に設置せらるゝものにして、塚を築き其上に樹木を植付くるを例とし、並木と接續するものにありては、並木の樹種と異れる樹木即ち榎を選び、稀に欅・皀莢の如きを充て、往々松・杉を仕立つることなきにあらず。又並木なき道路のものは、通例松を以てせらる。而して特に榎を選びしに付ては種々の說ありと雖、要は該木が諸國に多く存生し、生長早く諸木に勝れて枝葉繁茂し、枝を截るも彌々繁茂するを以て枝の木と稱せられ、枝葉は能く燃え煙少く、煙眼に入るも痛まず、焚火として宜しきを以てもえの木の別名あり、又梢高く伸びて遠見に利あり、且根ざし深くして風に倒れず、塚また崩れざる等の特質あるが故なる

一里塚ノ濫觴

べく、餘の木又よい木を植ゑよとの命を聞違へて、榎を以てせりとの傳説は眞とし難し。

沿革　一里塚の濫觴に付ては、諸説區々にして、或は信長時代なりと云ひ、或は慶長九年秀忠時代、或は又慶長十七年家光時代なりとも云へるが、往古に在りては一里の法定まらず、里より里迄を一里と稱へ、隨つて其間數に長短ありしを以て、織田右府其領國の内に埃塚を築き、三拾六町を一里と定め、秀吉亦之に遵ひ、江戸時代に至りて漸く普及したるが如しとせるは、蓋し正鵠を得たるものなるべし。

一里塚上ニ榎

（備考）一二四七（天正一五）年、織田信長の祐筆たりし太田和泉守牛一の著述と稱せらるゝ信長記に『天文九（一五四〇）年冬將軍家（十二代足利義晴）ニテ諸國へ仰有テ四十町ヲ一里トシ、里塚ノ上ニ松ト榎トヲ植ウ』と記せるが、現今攝津國三島郡芥川村大字芥川（高槻町内）に一里塚存在し、幹圍三間の老榎繁茂せるあり、當時の遺物なりとも傳へらる。一二三九三（享保一八）年村田了阿は、其著書中に『天正（一五七三―九一）年中信長公、卅六町に一里塚を築、榎をうゑしめられし由』と載せたり。

卽ち江戸時代に入り、一二六四（慶長九）年二月、將軍德川秀忠は、東海・東山・北陸の三道に令し、每里に一里塚を築かしめたるが、公領地は代官、私領地は領主に命じ、役夫を徵課して各驛路に方五間の一里塚を築造し、塚上に榎を栽ゑしめ、同年五月之を成就せり。而して當時東海・中山の二道は永井彌右衞門・本多佐太夫、東山道は山本新五左衞門・米津清左衞門を奉行となし、用達樽屋藤左衞門、奈良屋市右衞門を之に屬せしめ、大久保石見守之が總師となりたり。

斯くして幕府は一里塚の完成に努力せるが、海道別・脇往還別の狀況左の如し。

東海道ノ一里塚木

（備考）一二四九（元祿二）年、若林利朝は、古今五人組法式（註一）に『一里塚某塚ノ下枝タリ共伐ヘカラス、尤塚通伐欠ヘカラサル事』と記せり。

東海道

一二六三（慶長八）年九月、キヤプテン・ジヨン・モーリスは、其日記に『かくの如くして九月九日駿河に著せし時まで、每日十五六里を旅行せり、一里は三マイルなり、道路の大部は驚くべく平坦にして、山を通過する部分は切り開かれたり、これこの國の主たる道路にして、多くは砂及小石にて成り、一里每に道の兩傍に二の小丘あり、其頂には、松（榎カ）の木を植ゑ、手を加へて亭の形をなせり、一里大凡三ペニー以上の賃錢を取らせざらんが爲に設けられたるなり』と記せり。秀忠以前既に東海道筋に一里塚を設け、生育し、手入迄施されし狀況を知るの料となすに足るものあり。

（備考）維新前、失名氏の著書中『二百餘年前（慶安カ）、英吉利ノ甲必丹「サリス」ト云ヘル者ノ記ニ、道路ハ一里ツヽ木ヲ植ヱタル丘アリ、其里數ヲ表ス、的切ノ設也、此ノ制ハ歐羅巴ハ今ニ無キ制也』と記せるものあり。

二四七八―八九（文政）年代、武藏國豐島郡下板橋宿の東なる往還左右の一里塚は、上に榎あり。又二四九〇―五〇三（天保）年代、相摸國綺綾郡（中郡）山西村（吾妻村内）なる立場の東に相對せるものは、南側なるは高一丈餘、上に榎を、北側なるは高一丈二尺餘、上に槻を植ゑあり。又同國足柄下郡小田原宿江戸口の外南側なるは高六尺五寸幅五間許にして、上に小松

①德川實記　②落穗集　③武德編年集成　④信長記　⑤大正十五年四月十五日附大阪朝日新聞　⑥俚言集覽　⑦東照宮御實記八　⑧德川禁令考五十九　⑨鹽尻卷十五　⑩武江年表一　⑪野史五十五

①大日本史科第十二篇　②鎭國論附尾　③新編武藏風土記稿　④⑤新編相摸風土記稿

あり、古は雙堠にして榎を植ゑありしが、中古枯れたるものと云ふ。尚年代不明なるも、名古屋城下古渡川口屋飴屋(西區江川町二丁目)南側に一里塚榎あり、紀伊國東牟婁郡新宮城下に一里塚松(註二)ありたり。

木曾路ノ一里塚木

中山道

二四一六(寶暦六)年十一月、木曾路に存せる一里塚は、

江戸・本郷の追分塚右一榎右一 巣鴨―板橋塚左右二榎左一右一 蕨手―辻塚左右二榎左一右二 浦和―はりがへ塚左右二榎左三右二 上尾塚左右二、左榎一松一右榎二 桶川塚左右二榎左一右一 鴻の巣塚左右二榎左一右一 中井塚左右二榎左一右一 戸田八丁塚左右二榎左右數々 新島塚左右二榎左二右一 かごはら―東方塚左右二榎左二右二 岡塚右一榎右一 傍示堂塚左右二榎左一右一 小島―万年寺塚左右二榎左一右無木 倉加野塚左右二榎左二右一 關口―藤塚塚左右二榎左一右一 中宿塚左右二榎左一右一 一里山塚左右二榎左三右一 松井田―横川塚左右二榎左一右一 坂本―山中塚左一木なし 山中塚左右二木なし 前澤古道塚左右二榎左一右一 かり宿塚左右二榎左一右一 追分―あら町畠中塚左右二榎左右二 小田井―岩村田道左側塚左右二榎左右二 岩村田―平塚原塚左右二榎左無右一 みまよせ―やはた原塚左右二木無し もゝ澤―新町塚左右二木無し もたい塚左右二榎左二右一 蘆田―長窪塚左一榎左二 長窪―原塚左右二木無し かりやす―大井塚左右二榎左右二 大井―くはんおん坂塚左右二木無し 東餅や塚左右二榎左右二 赤坂―くりの木坂塚左右二榎左一右二 春の宮前塚左右二榎左右二 下諏訪―よつや塚左右二木無し 松井澤―いのじ原塚左右二木無し かき澤―鹽尻塚左右二榎左右二 大門塚左右二松左三右三 瀧大明神前塚左右二榎右一左無 本山―ひでしを塚左右二榎左右二 かた平―若みぞ塚左右二榎左右二 おし込塚左右二榎左二右無 平澤塚左右二榎左右二 奈良井―藪原塚左右二木無し 藪原の下吉田塚左右二榎左一右無 宮の越―原野塚左右二榎左三右無 上田―池尻塚左右二木無し せうふち塚左右二榎左右二 くつかけ塚左右二榎左右二 荻原塚左右二榎左右二 南塚左右二榎左右二 須原塚左右二榎左一右無 荒田下在家塚左右二右數

①尾張名所圖會前篇卷一　②岐蘇路安見繪圖

中左榎二 十二根塚左右二左松一右榎二 がうど―くまがはら塚左右二松左右二 一里塚塚左右二松左一榎右一 妻籠峠塚左右二榎左無右一 よ坂塚左右二榎左一右二 こまんば塚左右二榎左右二 せんだ林塚左右二榎左一右無 石塔塚左右二榎左一松右一 七本松坂塚左右二松左右二 四ツ谷塚左右二松左一右無 かしの木坂塚左右二松左右二 琵琶峠塚左右二松左二右二 一ツや塚左右二松左一右三 平岩―つばせ塚左右二松左右數々 うたふ坂塚左右二松左三右二 いぢり村―御嶽塚左右二榎左右二 ひゑ塚左右二榎左右二 伏見―今渡塚左右二、左松數々右榎二松一 今渡―大田塚左右二松左右二 とりくみ―かち山塚左右二松左一右三 うとふ坂塚左右二松左右二 ばゝ塚左右二松左三右五 廿間茶屋―六間茶屋塚左右二松左右二 新加納塚左右二榎左右二 切通し―細畠塚左右二榎左二松右三 加納―合渡塚左右二、左松四榎一右松二 合渡塚左右二榎三ツ、ミ江寺塚左右二榎同數々 青木塚左右二榎左二右一 赤坂―ひるい塚左一松左二 青野塚左右二榎左右二 垂井―野上塚左右二榎左右二 關ケ原塚左右二榎三ツ、今須塚左右二榎左三右四 柏原塚左右二榎三ツ、一色塚左右二榎左二右三 久禮塚左右二榎左三右一 小すり針―摺針峠塚左右二榎左一右二 原塚左右二榎左二右三 高宮―つゞら塚左右二榎左右二 石畠―千度塚左右二榎左三右一 越知川―中塚左右二榎左二右三 町屋塚左右二、榎左二右一 西生來塚左右二榎二ツ、馬淵―東横關塚左右二、左榎一松二右松一榎一 大篠原塚左右二左松四右榎一 小篠原塚左右二榎左右二 今宿―ゑんまだう塚左右二榎左一右二 澁川―落野井塚左右二榎左右二 矢倉塚左右二松左二右一 月の輪新田―大江塚左右二松左二右三 鳥井川―膳所塚左右二松左右二 大津塚左右二榎左右二 ひうちがはな塚右一榎右一 やぶの下―ひの岡塚左右二榎左一右二

又年代不明なるも、近江國甲賀郡水口の城下を離れて、林口村に抵る往還の兩側に、一里山の塚木(註三)ありたること古圖に示すが如し。

甲州道中ノ一里塚木

甲州道中

二五〇五(弘化二)年二月、甲州道中蔦木金澤宿の間に一里塚三箇所あり『一ケ所木立なし、右の方片塚にて平岡地内、一ケ所左の方木なし、右の方木立榎、木の間・芋の木・若宮・

①長野縣天然名勝記念物調査報告第一輯

大平四ケ村入會なり、一ケ所左の方木立槻、右の方榎、御射山神戸地内』と書上げたり、今信濃國諏訪郡富士見村御射山神戸小字梨の木御堂上に現存するもの即ち前記最後のものなり。右塚には二五五七(明治三〇)年頃まで榎の大老木ありしが、枯れて其跡に周圍二尺許の松樹二本對立し、左塚には今尚往時の面目を保ちて欅の大老木あり、地上五寸の高さにて周圍四間三尺餘、樹齢凡そ二百五拾年と算せらる。本道中を通じて一里塚の原形を存せるもの僅に是のみなり。

日光道中ノ一里塚木

日光道中

今市[1]より大澤村森友に至る二拾八町間其他並木敷の所々に、今尚一里塚を存せり。

水戸道中ノ一里塚木

水戸道中

二四五八(寛政一〇)年四月、下總國葛飾郡根本村(東葛飾郡明村内)中程往還一里塚の枯榎〔註四〕根返にて倒れたるに付、領主本多伯耆守家來より、其處分及善後方法に付て道中奉行根岸肥前守に伺ひ出でたるに對し、枯榎は切拂ひ、根株は掘取り、其跡へは八九尺位の榎苗木を植付くべく、枯れなば幾度にても植替ふべしとの指令ありたり。

(備考)二二四五―六二(天正一三―慶長七)年代常陸國[2]には『大道中路凡テコノ塚アリ、三十六丁ニシテ道路ノ左右ニ必スコノ塚ヲ置ク、墳上榎樹ヲ植ユ、古クハ一里山トモ云シニヤ〔延寶路程〕ニハ一里山トアリ』と記せるものあり。

奥州路

①史蹟精査報告第一　②新編常陸國誌

白河藩内ノ一里塚

白河藩　升形より南八町を隔て、街道の左右に一里塚〔註五〕あり、高さ二間・周圍拾八間あり。

(備考)二四四一―八(天明)年代、松平定信[1]の著書中『是誠に不易長久の慮なり、今に於て往來の旅人よろこふ夏限なし、その並木の間を行ハ、夏は日をか(さカ)けて暑を凌き、冬は風をよけて腦(惱カ)なし、其一里塚といふ者有りけれは、一里〳〵とおもひ早敢取ほり、心一圖に此塚にたのしみありて、道はかとる事格別にして、又遠を計り行程のたよりと天下の人大なる爲と也』と記せり。

會津藩内ノ一里塚

會津藩　二三二七(寛文七)年四月、幕府の制令に基き、領内道筋一里々々の場へ印致し置くことゝなり、勢至堂より津川越後境迄、南山五十黑より檜原米澤境迄、其外脇往來の道筋共に一里塚〔註六〕を築き、二三二九(寛文九)年九月、道法を改〔註七〕め、一里に當れる所に印を置かしむ。

幕府領大沼内ノ一里塚

大沼幕府領　市野の村南、南會津郡大内村(楢原村内)に通ずる街道の一里塚[2]今尚存せり。他にも舊杉原村長福寺の東及舊小川村(南會津郡朝日村内)の南に在りしが、今は畝となりて其形を止めずと云ふ。

米澤藩内ノ一里塚松

米澤藩　西村山郡西里村字天滿より、醍醐村大字日和田に通ずる道路の左側に、一里塚現存せるが、塚の高四尺餘にして、塚上に松樹一本あり、周圍八尺八寸餘、高二丈餘ありて、樹齢約二百年と推定せらる、慶長年代一里塚創設當時に、植栽せられたるものなるべしと云ふ。

①白川夜話　②大沼郡誌　③山形縣史蹟名勝天然記念物調査

中村藩ノ一里塚

中村藩　二二六三(慶長八)年、領内に一里塚を築けり。

庄内藩ノ一里塚

庄内藩　二四五五(寛政七)年三月、千原村への道一本木なる榎、枯木となりたるに付樫を

樫

代植〔註八〕したり。

仙臺藩ノ一里塚ノ一里山

仙臺藩　二二六九(慶長一四)年八月、伊達政宗お月山へ鐵砲調練に赴く途次、宮澤渡しの一里塚〔註九〕を過りたる記錄あり、二五二二(文久二)年十二月寫されたる御郡繪圖中にも、中街道一里塚〔註一〇〕あり。又年代不明なるが仙臺藩に一里山ありて、其領圖中所々に記載せられ、南方領境中〔註一一〕『是ヨリ伊達領梁川江出ル、一里山ヨリ同境迄十一町』とある如き其一例なり。

盛岡藩ノ一里塚

盛岡藩　二二五六―七四(慶長)年代、同藩領内なる陸中國稗貫郡石鳥谷町(字好地)附近の海道に一里塚〔註一二〕を築きたるものゝ如く、現に其一を遺し、塚上に植ゑられたる欅も今尚存せり。二三〇一(寛永一八)年、三閉伊の道法を改め、四拾二町を一里として塚〔註一三〕を築き、二三一三(承應二)年四月、雫石通栗谷川寺田迄、一里塚の破損〔註一四〕を取調べしめ、同月又盛岡より野邊地迄其他の一里塚道筋の柳〔註一五〕を改めさせ、同年六月、田頭寺田兩所〔註一六〕及淨法寺〔註一七〕に各一里塚を築きたるが、二三四一(天和元)年五月、遠野中一里杭及一里塚竝其丁數等〔註一八〕を改め、同年八月、遠野領内に巡見使巡見の際、其何の塚なるやを尋ねたる一里塚〔註一九〕あり、二三六一(元祿一四)年八月、往還一里塚〔註二〇〕にして古圖と

①福島縣林政改紀要藩政篇

違ふものあらば之を書出さしめたり。

(備考)　二三六二(元祿一五)年四月、下長洞(上閉伊郡甲子村内)七里塚〔註二一〕手前名子左衞門次に畑きらせたりと云ふ記錄あり。

七里塚杉

弘前藩ノ一里塚ノ松

二四三四(安永三)年三月、一里塚普請〔註二二〕の様子を金田一某に下問し、同人より答申する所あり、二四六〇(寛政一二)年四月、盛岡城下鍛冶町一里塚〔註二三〕在來の棒杭を石に更め、二四九五(天保六)年四月、志和神社への道筋左右へ土手を築き、並木松を植立て、一里塚を築くことゝなり、此月完成〔註二四〕したるを以て、藩吏其出來榮を見分し、後數日間貴賤老若夥敷群集せり。以上の外年代明確ならざるも、慶長年中築きしと言傳ふる上閉伊郡小友村①字太田及字上野の一里塚今尚存し、根廻り拾五間高さ一丈餘の方圓をなせり。又往古、大槌代官所を基點として築きたりと傳ふる同郡大字鵜②住居・兩石(鵜住居村内)間の一里塚も現存し、高さ七尺周圍五拾五尺位、塚の上に植ゑられたる二本の松あり。尚膽③澤郡金ケ崎町大字三ケ尻字千刈野舊道の兩側に在る塚の上に、一本の老杉あり、七里塚と稱せらる。

弘前藩　二二六四(慶長九)年九月、一里塚〔註二五・二六〕を築き、二三四一(天和元)年二月、道普請一里塚の係奉行及加役〔註二七〕を夫々任命し、二三四四(貞享元)年四月、油川村(東津輕郡油川町)沖館海道兩側に一里塚松〔註二八〕あり、二三五三(元祿六)年七月、從來の四拾八町一里とせる碇ケ關・靑森・鰺ケ澤三街道の一里塚〔註二九〕を、三拾六町一里に改めしめ、二三五七

①小友村勝蹟志　②③巖手縣下の町村

（元祿一〇）年六月、幕府の命により、御國繪圖中〔註三〇〕に古繪圖の通り一里塚を印して進達せり。二三六五（寶永二）年十一月、碇ケ關ノ一里塚楓碇ケ關峠御休所なる二之上坂・中之内兩方譱の一里塚ありしを、根通高二尺程にしからみを懸け、土を持上げ、塚を稍擴大して、其上に楓木〔註三一〕一本宛を植ゑ、二三六七（寶永四）年六月、從來區々たりし一里塚下圖の間數〔註三二〕を、新檢改三拾六町一里の道程にて調ぶべき旨指令し、二三八七（享保二二）年十月、土手町の名主より一里塚移轉の願出〔註三三〕ありたるに對し、一里塚は所替なし難きを以て、只今迄の杭より大ぶりとし、塚なしに杭ばかりを屋敷前に建つべき旨指令せり。

一里杭

二三八八（享保一三）年十一月、領分内に於る新改三拾六町詰の一里杭〔註三四〕は、二間五六寸角の用材を以て全く建て了りたるが、右に付係役人より『御郡中之道程過分御物入にて出來仕候、其以後塚夫々可レ被二仰付一候哉之所、御郡中之一里塚築立人足數萬人入候故、下々難儀與思召、御物入等爲二御儉約之一、假一里杭斗にて先當分被二指置一候御義と乍レ憚奉レ察候』とて、弘前八幡林竝廣船村林の榎木、當年初めて實成りを見出したるに付、之を畑に蒔付けて二三尺も生立つを待ち、一里塚の所に植付くれば、榎は殊の外大木と成り、枝葉も能く繁茂するを以て、塚を築かずとも遠方より能く之を望見し得べく、好箇の道程印たるべし、他日塚を其處に築き、根廻りに土を多く置くとも榎は痛まず、物入も減じ得べしとの意見を上申したるものあり。二四六六（文化三）年四月、一里塚十丁杭〔註三五〕出來し、二五一七（安政四）年五月、弘前土手町及新土手町々中左に一里塚〔註三六〕を存せり。

秋田藩ノ一里塚

秋田藩　二二六四（慶長九）年二月、藩は令して一里塚を築かしめ、五月に至りて成れり。①二三三四（延寶二）年九月、天王村（南秋田郡）大久保村（同郡大久保町）虻川村（飯田川・豐川兩村内）と下苅村（金足村内）小泉村（同上）との間に取替せたる草飼證文〔註三七〕に據れば、大淸水に一里塚ありたるもの、如し。二三七二（正德二）年、領内繪圖中〔註三八〕に、一里塚印を一里六寸の積を以てするは、國風に合はずとて、概して古繪圖の通り記さしむ。二四一六（寶曆六）年八月、矢立峠休場〔註三九〕に一里塚あり。

皂莢印木

二四五一（寬政三）年、仙北郡白岩街道に皂莢を植ゑたる一里塚〔註四〇〕あり、佐竹氏入國以前の築造に係ると云ふ。又同郡畑屋村に皂莢を植ゑたる印木〔註四一〕現存せり。二五〇九（嘉永二）年正月、藩は一里塚無き所〔註四二〕は之を築立て、印木を植置くべく、崩れたる箇所は手入すべしと命ぜり。

松代藩ノ一里塚榎

飯山藩ノ一里塚

北國往還

松代藩　信濃國埴科郡雨宮村土口（雨宮縣村内）及五加村〔註四三〕の一里塚は、②何れも榎を植ゑあり、二二〇〇（天文九）年、四拾町を一里として里堠を築きたる時代のものならんと云ふ。

飯山藩　二四〇八（寬延元）年、信濃國下③水内郡伊勢町に、五六間後へ移轉せる一里塚ありたり。

①秋田縣史　②雨宮縣村誌略記　③下水内郡誌

金澤藩ノ一里塚

金澤藩　二三五九（元祿一二）年三月、能登國武部村（鹿島郡越路村内）彌左衛門等は、七尾より萩市（羽咋郡樋川村内）迄の一里塚所在（中挾・八幡（以上鹿島郡德田村内）二宮（越路村内）久江（鹿島郡）酒井（同郡餘喜村内）中川（羽咋郡中邑知村内）萩市各村領）を書上（註四四）ぐ。

福井藩ノ一里塚榎

福井藩　二五一四（安政元）年九月、是より先、城下松本上油町一里塚の榎類燒せし爲『當夏大火之節、一里塚榎木貳本類燒之趣相違無に付、木の下四人之者へ被二下置一候、且又冥加榎壹本、槻木生立宜敷品植付方』（註四五）を申渡せり。年代不明なるも吉田郡森田村なる上は福井加賀口の外より下は坂井郡南濱地村迄の間に一里塚の跡あり。大野郡（註四六）木田荒町道より西町家の後に榎一本あり、上は荒町下は松本荒町の間の一里塚なりと云ひ、又上は木田荒町下は坂井郡稻田村迄一里の境に左右一本づゝの榎あり、丹生郡廣瀨村上廣瀨敦賀街道（註四七）にも一里塚ありたり。

山口藩ノ一里山

中國路

山口藩　二四七八―八九（文政）年代の古圖に一里山（註四八）を、二五二二（文久二）年、美禰郡村分繪圖に長田村（眞長田村内）の一里塚（註四九）を記せり。

德山藩ノ一里塚

德山藩　二三〇八（慶安元）年十二月、初めて領内に一里塚（註五〇）を築き、二五二四（元治元）年二月、藩は本家山口藩主の意向により、領内往還の一里塚（往還筋六箇所在方八箇所）を取除（註五一）き、常磐木を植付くることゝなりしが、故ありて植付は沙汰止となりたりと云ふ。

①吉田郡誌

篠山藩ノ一里松

篠山藩　二四六七（文化四）年八月、丹波國多紀郡篠山佐仲池裾に一里松（註五二）を植付け、二四六八（文化五）年六月、大風の爲吹倒されたる矢代村（岡野村内）の一里松（註五三）あり。

鳥取藩ノ一里松

鳥取藩　二四一六（寶曆六）年十月、藩は一里塚の木（註五四）立枯・根返りたる節は、早速郡奉行所へ申達して其指圖を受くべく、木無き塚へは相應に植置くべき旨を命ぜり。二四九二（天保三）年三月、濱坂村（因幡國岩美郡中ノ郷村内）一里松（註五五）より、岩井郡（岩美郡）折橋までに、松二百本新植したり。

松江藩ノ一里山

松江藩　二四七八―八九（文政）年代の古圖に一里山（註五六）を記せり。

四國路

德島藩ノ一里松

德島藩　蜂須賀氏阿波に入國するや、二二五六―七四（慶長）年代、國中の各街道に大修繕を加へ、境目より一里毎に堠を置き、松樹を植ゑて一里松と稱したるが、伊豫街道なる佐野村（三好郡佐馬地村）字一里松及馬路村（同上）字横持は其所在地なりと云ふ。二三四三（天和三）年十一月、麻植郡内原村（森山村内）往還筋に一里松（註五七）あり、二三四四―七（貞享）年代の阿波國繪圖（註五八）に領内一里塚の所在を示し、二四四九―六〇（寬政）年代、阿波郡香美村（市場町内）に一里松（註五九）あり、二四八八（文政一一）年九月、美馬郡岩倉村はり坂に、出水の爲崩落したる一里松（註六〇）あり。尚明治初年板野郡（註六一）犬伏村（松坂村内）に一里山あり、又德島城より四拾八町餘にして大谷一里松、同所より四拾町餘にして日開野一里松、日開野より

①佐馬地村誌　②勝浦郡誌

三拾五町餘にして田野一里松、田野より三拾二町餘にして那賀郡宮野一里松存したり。

（備考）海部郡には山河内村（赤河内村内）橘村（牟岐町内）河内村赤水（同上）内妻村（同上）浅川村に各一里松ありたるが、橘村一里松は寒葉坂舊道にあり五拾年前枯死、河内村赤水の一里松は字東川又にありて、明治十（一五三七）年迄存せりと云ふ。

高知藩内ノ一里塚木

高知藩　二三五〇（元祿三）年改定の御山方定目〔註六二〕中『一里塚の木品、御普請方の支配也、其餘海邊川筋堤等に右場所の作配松有レ之候事』と規定し、二三六〇（元祿一三）年六月、土佐國繪圖替目副目錄〔註六三〕に『正保繪圖ニ一里山之付ケ所違申所有レ之ニ付、此度場所改記候事、正保繪圖之面一里山道筋不レ殘記有レ之候得共、此度ハ地形ニ一里山無レ之所ハ、圖之面ニも差除申候事、正保繪圖ニ一里山より何村へ何町と書記申候へ共、畢竟一里松ハ其村之内ニ籠り申ニ付、此書付差除申候事、正保繪圖ニ山分方所々應のとやト書付有レ之候得共、近年ハ應取不レ申ニ付、此度は書付差除候事』と記せり。

一里塚林

年代不明なるも、香美郡韮生郷永野村（在所村内）元標の西方韮生往還〔註六四〕に一里塚ありたり。又同藩には、②一里塚林なるものあり、道程を表するものにして、所謂一里塚と同じく、木種多くは濶葉樹を栽培し、常に枯損なきに注意し、其扱は土木官吏に付せり。

高知縣ノ一里塚

二五三一（明治四）年八月、高知縣勸業司は、江ノ口（高知市小高坂の内）より用居迄往還係村々の戸長宛、里程改正を通達し『其心得を以道筋棹入等致し、里塚建立之場所可レ然取極メ、地下役共へ爲ニ相心得置一可レ申事』〔註六五〕とて、里塚の様式を示したり。又同藩圖中最も古きものとせらるゝ土佐國大繪圖〔註六六〕に、安喜（安藝）香我美（香美）長岡三郡に於る、安喜郡八流山新田より高知城に通ずる往還一里塚の所在位置を表示し、右圖より稍後れたる古圖〔註六七〕にも、一里塚の所在を表示せるものあり、圖上『松尾坂ヨリ甲浦迄一里塚村所附』として、一里塚の所在地點を列記し、其下に里數の過不足町間數を示せり、右一里塚所在地點左の如し。

土佐國一里塚所在

一、宿毛郷大深浦番所ノ近堂ノ面　一、同郷本村町西入口　一、同郷押ノ川村市山
一、平田村戸内森ノ下　一、有岡村矢籠坂ノ東　一、荒川村一ノ谷本田　一、具同村馬越　一、中村百笑（ドノキ）　一、古塚村大畠　一、入野本村酒屋ノ脇　一、上川口村大梨坂西楚
一、伊田村松山寺坂上リ立　一、同村小濱佐賀境谷ノ西　一、佐賀村中角　一、伊與木郷不破原村シメ坂　一、同郷拳ノ川村辻ノ越　一、崔川ノ内峯ノ上村片坂ノ北　一、本村古市　一、仁井田郷濱川村鞭坂　一、同郷加江坂本村大山權現渡リ上リ　一、同郷床鍋村　一、同村道ノ川　一、安和村　一、須崎郷門屋村　一、吾井ノ郷村岩永　一、名護屋坂　一、戸波村□番所東　一、蓮池村山ノ端　一、高岡二淀川渡リ上リ　一、弘岡中ノ村鶉坂　一、朝倉送番所　一、石淵番所ノ西山ノ鼻　一、小籠村中島町ノ東田中　一、立田番所ノ西　一、野市馬袋中頃取合　一、岸本松原西入口
一、手結山郡境　一、和食送番所　一、穴内八流山東楚　一、安藝西濱松原　一、下山

①海部郡誌　②明治十一年内務省地理局調—舊高知藩山林取扱法

村伊尾木大宮東　一、下山名村ノ濱　一、安田浦大川原　一、大原半利町入口　一、野根山米ケ岡　一、同津賀坂　一、同下モヒヘ尻　一、岩佐御番所西　一、野根山千本坂ノ東　一、同八丁水元　一、野根村町西往還　一、生見村

宇和島藩内ノ一里塚木

宇和島藩　二三三二（寛文一二）年八月『方々一里塚木ヲ爲レ植可レ申事』〔註六八〕と達したり。

小倉藩内ノ一里石

九州路

小倉藩　二五二八（明治元）年、猪藤手・永猪藤・上原・西川崎・上眞崎各村に、各一里塚石〔註六九〕一本宛あり、上野村〔註七〇〕及南原村（京都郡苅田村内）〔註七一〕には、一里石の傍に各一本の大松ありたり。

佐賀藩内ノ一里塚松

佐賀藩　二四七九（文政二）年六月、肥前國伊萬里郷中原村の内、金石原往還筋の一里塚松枯れたるに付、伐除きの上、植替方〔註七二〕伺出でたるものあり。

註一【若林農書二】○編者

註二【新宮城下古圖】○和歌山縣東牟婁支廳

註三【水口略圖】○滋賀縣廳

註四【三聽祕錄三】○帝國圖書館

註五【白河風土記卷十二寫】○編者

註六【家政實記抄】○福島縣大沼郡玉路村初瀬川健治氏

註七【道法之覺】○福島縣耶麻郡豐川村新井圓治氏

註八【品々古記集】○山形縣東田川郡東菜村役場

註九【政宗君治家記錄引證記卷二十五】○仙臺市伊達伯爵邸

註一〇【仙臺武鑑並御郡書圖】○宮城縣玉造郡鬼首村大場五兵衛氏

註一一【仙臺藩領圖】○仙臺市宮城圖書館

註一二【一里塚】○巖手縣稗貫郡石鳥谷町字好地ニ現存

註一三【小本舊事記巖手縣史所收】○巖手縣廳

註一四・一五・一六・一七【雜書】○盛岡市南部伯爵別邸

註一八【三翁昔語後篇寫】○編者

註一九【御巡見之御衆御通之砌御尋之儀共御案內之者御宿亭主町檢斷鳥剌村肝煎申上候樣子書上帳】○巖手縣上閉伊郡遠野町男爵南部日實氏

註二〇【御繪圖御用覺書寫】○宮城縣廳

註二一【年代相傳記】○巖手縣上閉伊郡甲子村野田又四郎氏

註二二【留目文書】○青森縣三戸郡向村留目政治氏

註二三・二四【篤焉家訓】○盛岡市縣立圖書館

註二五【津輕年表】○弘前市新町岩見常三郎氏

註二六【津輕舊記類草稿】○同上

註二七【延寶九年日記】○弘前市津輕伯爵別邸

註二八【油川村御藏田畑屋敷其外諸品書上帳寫】○青森縣廳

註二九【青森縣租稅誌】○弘前市立圖書館

註三〇【元祿十年江戸日記】○津輕伯爵別邸
註三一【寶永二年日記】○同上
註三二【寶永四年日記】○同上
註三三【享保十二年日記】○同上
註三四【享保十三年日記】○同上
註三五【年代記】○岩見常三郎氏
註三六【道中記】○同上
註三七【御取かわし書付寫】○秋田縣南秋田郡大久保町役場
註三八【御繪圖御用留書】○秋田縣藏
註三九【矢立村文書古圖】○秋田縣北秋田郡矢立村役場
註四〇【寛政三村繪圖】○秋田縣仙北郡豐岡村田口隆二氏
註四一　圖ニ示スガ如クシテ奮藩政時代ニ植栽セラレタルモノ、秋田縣仙北郡姻屋村ニ現存
註四二【御國御目附御下リニ付被仰渡書寫】○秋田縣仙北郡豐岡村田中進吉氏
註四三【土口村舊圖】○長野縣埴科郡雨宮縣村久保田貢氏
註四四【手控藻】○石川縣鹿島郡高階村小田吉之丞氏
註四五【御用留】○福井市松平茂修邸
註四六【越前地理志】○福井縣大野郡下味見村高島正氏
註四七【馬場文書】○福井縣南條郡神山村馬場喜十郎氏
註四八【古地圖】○山口縣藏

註四九【文久二年美濃郡村分繪圖】○同上
註五〇・五一【德山藩記】○同上
註五二・五三【年中行事】○兵庫縣多紀郡篠山町青山子爵別邸
註五四【御建山及郡中締り方達書】○鳥取縣日野郡日野上村入澤庸氏
註五五【因伯御郡々新植場根帳】○鳥取市池田侯爵別邸
註五六【古圖寫】○編著
註五七【御記錄貞享貞暦享長六】○德島地方裁判所
註五八【年貞享阿波國繪圖】○德島縣藏
註五九【阿波郡】○同上
註六〇【祖谷山江御出被爲遊候ニ付郡中村々御藏御給知云々地名相調帳】○德島縣美馬郡脇町脇龜太郎氏
註六一【板野郡】○德島縣藏
註六二【御山方定目】○東京市山內侯爵邸
註六三【土佐國繪圖拳目副目錄】○同上
註六四【高知縣香美郡町村誌】○高知縣藏
註六五【里程改正記一里塚諸控】○高知圖書館
註六六【土佐國大繪圖】○同上
註六七【松尾坂ヨリ甲浦迄一里塚村所附古圖】○同上
註六八【記錄書拔】○宇和島市伊達侯爵別邸
註六九【一里塚書附】○福岡縣京都郡豐津村小笠原伯爵別邸

註七〇【一里石圖】　○小笠原伯爵別邸

註七一【境杭竝追分杭一里塚御高札場御茶屋御藏所但御作事掛手永掛色分圖】　○同上

註七二【片岡諸日記】　○佐賀縣西松浦郡伊萬里町大字牧島片岡芳太郎氏

三　鐵道防雪林

名稱　鐵道防雪林なる名稱は、二五七一(明治四四)年頃、始めて公表せられたるものにして、森林法上に於ては未だ之が名稱を認めずと雖、事實としては防風林等の保安林中に混在せらるゝものなきにあらず。

意義　本林は、鐵道線路が吹雪の爲に屢々埋沒し、列車の運轉を中止するの已むなきに至らしむる等の故障を防止し、併せて除雪其他に要する勞費を省きて、鐵道交通を安全ならしむる爲に仕立つるものなり。

沿革　本林は二五五七(明治三〇)年頃、東北本線の建設せられて間も無く出來せるものにして、其以前に於ては、雪除並木として旅人を吹雪より擁護する森林が、降雪地方の街路に多少存在せりと雖、鐵道敷設以後防雪林の鐵道に應用せらるゝに至る迄には、案外時日を要したるが如し。蓋し森林の如き其完成までに相當長き年月を必要とする事業に著手する爲には、實際痛切にこの計畫の必要を意識したる多數人の有力なる諒解が背景となるにあらざれば、其實現を至難とせるに外ならず。從つて鐵道敷設當初、降雪地方に採用されたる吹雪防禦法は、雪覆・雪塀・土堤・雪堤等の築造に過ぎずして、沿線全部に之を設備するを得ず、概して多數の除雪夫を使用して除雪し、全然不生產的の徒費莫大なるものあ

吹雪防禦法

①山田彦一氏鐵道防雪林論

り。加之交通を不安ならしめ、旅行者に不快の感を與へ、融雪後火災の危險等思ひも寄らぬ處に幾多の不便不利あるを免れざりき。然るに奥羽線中、能代・土崎間は八郎潟より襲來する暴風雪の爲、常に多大の損害を受け居たるに拘らず、其大久保・追分間の松林中のみは、殆ど吹雪の害を被らず、又北海道に於て十勝線金山・落合間、夕張支線の一部特に幌内附近の如く未開墾地にして原生林の密茂せる地方の鐵道が、雪害を蒙むる事極めて少き事實の如き、次第に識者の注意を喚起するに至り、一方二五五三（明治二六）年頃に試植されたる東北本線野邊地・狩場澤間沿線の人工林の效果漸く顯著となりたる例證に徵し、以後次第に各鐵道沿線にして雪害激しき地方に於て防雪林を仕立てらるゝに至り、二五九〇（昭和五）年には九六一箇所を算せり。

人工林ノ效果

要約　本林は、防雪上の效力に於て雪塀・土堤・雪堤に比し遙に勝り、殆ど雪覆と匹敵し、其安全性と其美的にして經濟的なる價値とに至つては、到底他の追隨するを許さゞるものあり。樹種は、多く杉を充用せらると雖、尚屢々杉の下部を擁護し枝折等の危險を少からしむる爲に、落葉松を混植することあり。例へば東北本線沼宮内・奥中山間或は乙供・千曳間の如き、此方法を用ひて效果を擧げ居れり。而して本林は、現今に於ては保安林同樣の取扱を受くるものにして、將來に於ては純然たる保安林の一種として森林法上の制限を被むるの必要あるべきこと論を俟たず。

章六　保安的林系

本林系は、公安又は治安的林系とも稱するを得べきが、茲に所謂國土の保安に關する從來の保安林に該當するもの、卽ち土砂扞止林・水害防備林（堤塘林・護岸林・水除林）飛砂防止林（海岸砂防林・內地砂防林）潮害防備林・隧石防止林・頽雪防止林・風害防備林（聚落防風・作物防風・木竹防風・貯木場防風）を主としたるを以て、之を概括して保安的林系と名附くることゝせり。尤も國土に直接關係なきも、上記保安林の性質に近き防火林（建物防火・木竹防火）防盜林・境界林（國郡及公領境・鄉村境・用益境・田畑境・山野其他境）をも併記せり。而して是等の保護林たるや、上古堤塘に於る水害防備林發生し、中古潮害防備林・土砂扞止林・海岸の飛砂防止林現はれ、近古建物等の防火林・用益其他の境界林・聚落の風害防備林・內地の飛砂防止林を見、近世水除及護岸の水害防備林・防盜林・作物及木竹等の防風林・頽雪防止林行はるゝに至れるが如く、墜石防止林として特設せられたるは明治以後に在り。以上の中現代に於て消滅したるは、公領界の爲に仕立てたる境界林竝防盜林あるに過ぎず、其他は何れも尚其意義を失はず、就中土砂扞止林等森林法上の保安林に屬するものは、逐次增加するとも減退するの傾向なし。

一 土砂扞止林

名稱 土砂扞止林は、二五五七(明治三〇)年四月發布の森林法に於て規定せる保安林の一種にして、古くは之を土砂止メ林又は土砂留林、或は土砂山(名古屋)砂除林(金澤)砂崩山(幕領)と稱へたる外、水源山(幕領)とも呼做せるところあり。

(備考) 水源山は、素と水源涵養を目的とせる山林の名稱なりしが、土砂の流出激甚となるに及び、一般に土砂扞止の效用のみを認め、主客名稱を顚倒するに至れるもの〻如し。

意義 本林は、土砂の崩壞流出を阻止し、兼て直接間接に洪水の害を豫防し、一に國土の保安を期する爲に仕立て、殊に傾斜急峻、雨量多大なる我邦に於ては、古來之を重要視したるものなり。

沿革 一四六六(大同元)年閏六月八日、①山城國葛野郡大井山者、河水暴流、則堰壞淪沒、採ニ材遠處一、還失ニ灌漑一、因レ玆國司等量レ便、禁ニ制河邊一、無レ令ニ他斫一、諸國若有ニ斯類一者、不レ論ニ公私一不レ在ニ收限一、其寄ニ語有要一、輒占无要者事覺之日、必處ニ重科一と勅せられ、土砂扞止の爲に、河邊林木の伐採を禁止せるを以て、啻に山城地方のみならず、他の諸國に於ても亦多少本林の成立を見たるなるべし。爾後史料を缺くを以て事蹟を審にせずと雖、江戸時代となり、封建制度の完成に伴ひ、各地共益々本林の助長に就て畫策するに至りしは言ふ

山城國大井山竝諸國河邊ノ禁伐

① 日本後紀卷十四

までもなく、岡山藩の如きは二三〇二(寛永一九)年十二月、國中の掘かくひを停止(註一七)し、二三一四(承應三)年十一月、再び蘖株の掘取を嚴禁(註二七)し、翌々二三一六(明曆二)年十二月、郡奉行に令して普ねく松種子を郡内の山に播種せしめ、爾來本林の施設に努むる所(註三・四・五・六・七・八・九・一〇)尠からず。津藩の如きも二三〇八(慶安元)年十二月、在々所々竹木竝面々預數・立山・松林をみだりに切取、或はかつくいをほる事を嚴禁(註一一)し、若し之を犯す者は、或は死罪或は籠舍過料に處すべき旨を申渡せり。

岡山藩ノ掘カクヒ蘖禁止竝松子直播

津藩ノ竹木濫伐竝カツクイ掘禁止

特に江戸幕府は、二三二〇(寛永三)年三月、山城・大和・伊賀の三箇國に對し、木根掘取禁止及土砂留植苗方を布達(註一二)し、金澤藩は、二三二二(寛文二)年三月、御林と百姓持山とに拘らず、固く木株の掘取を禁止(註一三)し、其後も屢々注意(註一四・一五・一六・一七)する所あり。此間近畿地方に於ては、當時草木の根まで掘取りし爲、風雨の都度、泥砂河中に流出して、水路の澁滯甚しく、洪水の被害大なりしを以て、二三二六(寛文六)年二月、幕府は、①所謂山川の掟なるものを令達(註一八)して、水源山に於る草木の根を掘取らざるは勿論、其上流の左右樹木無き山々に苗木を植付けしめ、且山中に於る燒畑をも禁止し、其翌年檢使を派遣して、實施の狀況を監視せしめたり。

江戸幕府木根掘禁止竝砂留植苗ノ令達

金澤藩木株掘ノ禁止

江戸幕府ノ山川掟

(備考) 二三二一―三二(寛文)年代、②熊澤蕃山は「川堤の造作を、水上の山人にとらせて、水上と左右の山との木をきらず、雜木をはやしなば、ほどなく砂とまり、河水深く成べし、山々きりあらすべからず」と痛論する所あり、一入

① 德川實記第三

② 熊澤了介集義外書

朝野の耳目を引きて、本林の成立を助長せしものゝ如し。

稻葉石見守幾内諸川見分

二三四二(天和二)年二月、稻葉石見守は、將軍綱吉の命を奉じて幾内の諸川(加茂川・白川・宇治川・保津川・大和川・木津川・天ノ川等)に屬する荒廃地を見分〔註一九〕するや、水利の籌策に識見を有する河村瑞軒を隨伴し、其上陳を容れて治河の議を決せり。卽ち根本施設として、水源の諸山は公私を論ぜず、必要に應じて伐木を禁止し、赤裸の箇所は言ふまでもなく、林木の疎なる所にも草木類を植栽せしむることゝし、二三四四(貞享元)年三月、再び山川の掟を發布〔註二〇〕し、同年八月近畿七箇國十一諸侯をして、之が實施〔註二一〕に當らしめたり。尙同年六月、京都なる賀茂神社に於てすら、土砂流出せるとがたの邊、川岸所々に木苗・芝を植〔註二二〕ゑしむるに至れり。

河村瑞賢ノ治河策

山川ノ掟再令

賀茂神社領内ノ土砂留植苗

(備考)　二三四五(貞享二)年十二月、高知藩の大坂御留守居より藩の奉行へ宛てたる書信〔註二三〕中に『河村瑞賢、去十七日(十一月)上下三百程之人數に而當著仕候、方々川筋見分仕由、未普請ニハ取掛不レ申ニ付、如何樣ニ可レ仕茂御沙汰無二御座一候』と記して當時の狀況を明にせり。

二三四九(元祿二)年、失名氏〔註二四〕は『山崩砂押の主因は、草木根の掘取を濫りにせるにあり』となし、之が救濟法に付て力說するところあり。二三五〇(元祿三)年、大坂の若林利朝は、新田開發と土砂流出との相關關係〔註二五〕を論じ、二三五六(元祿九)年、②宮崎安貞は『松は禿山に蒔付けて效果ある』を述べたり。

幕領丹波近江兩國內ニ深根苗ノ植付

丹波近江兩國幕領にては、二三五八(元祿一一)年七月、土砂流出の野山に③根深き苗木を植付

①新井君美畿內治河記　②農業全書卷之九　③滋賀縣史資料篇

けしめ、二三六七(寶永四)年六月、播磨國美囊郡十三箇村入會の松山が幕府領となるに及び、右山林、先年私領の節木を殘らず伐採されたる爲土砂流落し、田地の障りとなりたる旨の村々訴願に基き、幕府は之が竹木の伐採を禁〔註二六〕じ、又幕府は同(寶永四)年同月、各代官をして、堤川除普請を要する最寄の御林を、速に仕立〔註二七〕て置かしめ、二三七三(正德三)年四月、略ぼ同樣の申渡〔註二八〕をなしたるも、享保度に於て、再び土砂の川口に流入するを見るに至れり。

幕府領播磨國內入會松山ノ禁伐

幕府土砂扞止ノ嚴設令竝施設

(備考)　二三八二(享保七)年正月、松平越中守は『近年奢侈に競ひて土木盛なる上、樣々無用成品に材木を盡すが故、山林多く荒れぬ、故に土砂川口に流れ入、大雨ありても、木の葉に支へられ、暴水もあり、其上川々の普請の主意もあり、治水の元に委しからざれば、自然と出水も多くあり』〔註二九〕と慨嘆したり。

二四〇〇(元文五)年五月、幕府は、復た令達〔註三〇〕の已むなきに至り、山城・大和・近江の山谷川砂留に付き、關係村方をして工事と共に其禿山に適樹を植挿〔註三一〕せしめ、二四〇二(寬保二)年二月、河邊通りの御林・百姓持山に至るまで新畑を停止〔註三二〕し、已むを得ず伐木せる場合は、直に跡地に造林せしめ、且河邊の御林は、枝卸し透伐を行ひ、土砂押出す河端へは雜木を仕立て、之を度々中伐して根張りを深からしむる樣指示し、翌二四〇三(寬保三)年七月、土砂留めのため山を伐荒さず、林を仕立〔註三三〕つべきを命じ、寶曆以後〔註三四・三五・三六〕に於ても土砂扞止〔註三七〕に付屢々戒むる所あり。二四四七(天明七)年七月には、近年諸國山々濫に荒らさるゝが故に、自ら國用も乏しく川々も埋れ、出水等の變も屢々生

幕府領ノ新畑停止

ずるを以て、古來制禁の儀彌々堅く相守り、苗木の植立油斷なく申付くべき旨を嚴達〔註三八〕したり。二四四八（天明八）年十月、幕府は、川筋山々の下刈・下かきも差止〔註三九〕めたるが、一方土砂山へ年々樹木を植付け、砂留の井堰を造るべきを上申せる者あり。

（備考）二四二四―三一（明和）年代、①松浦暢守、一二四四九―六〇（寛政）年代古賀樸②は、土砂流出の所因に付て各意見を公にし、又二四四九（寛政元）年、中山元貞は『土砂山の狀況と其の仕立方』〔註四〇〕に付て說きたり。

二四九六（天保七）年、幕府の代官山本大膳は、其管内に於て、從前の五人組帳③を增訂して之を配付し、村々入會竝百姓立林の大木を伐採するを禁じて、土砂扞止の用に供することゝせり。

幕府山川掟の再令あるや、四國なる德島藩の如きも、二三五〇（元祿三）年二月、御林・野山共にカクヒ掘をなすことを停止〔註四一〕したり。蓋し吉野川流域中阿波郡板野郡等の諸山にして、夥しく土砂を流出する箇所ありしによるなるべし。

（備考）德島藩の井水方は其記錄〔註四二〕中に『砂留松之義ハ、谷々池々又ハ用水溝等へ砂流レ懸り迷惑候場所、砂留小堤被二仰付一候、右堤ニ先年ハ松植させ候義も有レ之、近年御植付ハ爲レ仕不レ申候得共、何れ手崎請持之場所故、右砂留ニ相生候諸木之義ハ、手崎請持之事ニ候、然共是又砂流レ出不レ申樣相成、草生渡り候得共、上木之分御林ニ相成候而不二苦布一事ニ候得共、是等之義も今以行着其儘ニ相成有レ之候』と記せり。

守山藩は、二三五五（元祿八）年三月、④根掘停止の外に尙山林に苗木を植付けしめたり。

二三七六（享保元）年十月、嚴原藩は、對馬國内八郷（伊奈・豐後・三根・與良・仁位・佐護・豆酘・豐崎）川端

德島藩カクヒ掘禁止

守山藩ノ根掘停止竝苗植

嚴原藩木庭竹木ノ伐採制限

①桂川問答書　②十事解　③五人組法規集　④福島縣林政紀要藩政篇

の作所に麥作を爲すに付、大雨の節土砂の流入するを防ぐ爲、木庭の上下の中程一筋を伐殘す外に尙左右をも伐留とすべき旨注意〔註四三〕し、二三八九（享保一四）年二月、八郷木庭作の仕形に誤れるものありて、斯くの如くんば畠作に土砂を下し害を及ぼすは勿論、所々に草木の生じ難き所を見るべしとて『向後は蒔種を古法之通相極め、木庭伐り明させ、少も多く伐明不レ申樣』〔註四四〕にと申渡したるに拘らず、二三九三（享保一八）年六月、八郷奉行より、山林伐盡し、木庭間近伐り作の爲、川底高く川淺くなる旨を上申〔註四五〕する所あり。二三九四（享保一九）年八月、同藩は更に『唯今迄普請無レ之所ニ而も、此後之洪水ニ或ハ岸拔或ハ川中之土砂積り川床高く成、或ハ流木落石川中ニ留り、或ハ川岸ニ立候竹木之枝葉川中ニ垂入、流レ水之障りと成り候得ハ、必其所より水あふれ、水損有レ之事ニ候間、無二油斷一岸拔ケを留メ木石を取除ケ、川中ニ垂入候竹木之枝葉を切拂可レ申事』〔註四六〕と達したり。二四二四（明和元）年九月、佐賀藩は『近年山々より多く土砂流下し諸害を釀せるは、濫伐と濫墾とによるを以て、柴刈を停止すると同時に、一層山々の砂留すべし』〔註四七・四八〕と令し、二四五〇（寛政二）年八月、島原藩は幕府の令達に基き、土砂扞止・水害防備の爲、山林竹木の禁伐・苗木の植立を奬勵〔註四九〕したり。

（備考）二四六九（文化六）年十月、廣島藩の堀江典膳は、其著〔註五〇〕に於て『剩川筋ノ山ヲ伐事頻ナレハ、山潰ヱ、常々土砂ヲ流ス事晝夜止ス、河源ノ樹ヲ伐盡ス故、河水枯レ、土砂ヲ流ス力薄キ故、御城下河埋ル』云々と記せり。

佐賀藩ノ柴刈停止ト砂留

島原藩ノ竹木禁伐竝苗植

禁裡御料内ノ土砂留

禁裡御料にありても、土砂扞止に付て夫々施設する所あり、二四八四(文政七)年二月、山城國相樂郡原山村(東和束村内)内の某、荒堀願の際『兼而土砂留之義は嚴重被レ爲二仰出一奉レ畏候、右土砂留之儀ニ付、水流等何之差障り等無二御座一候間、若甦土砂流出候はゝ重々念入手入可レ仕候』〔註五一〕と記載して土砂留奉行宛提出し、同年十一月同國宇治郡山科村(京都市東山區)は村定〔註五二〕中に、土砂留手入場所にて草木荒さば、過料錢三貫文を徵するの條を掲げ、二四九三(天保四)年十月、綴喜郡下町村(田原村内)は、山法度連印帳〔註五三〕中に、土砂山の義は毎度申渡通り急度相守り、猥ニ成らざる様村方一統倶に吟味すべきを規定せり。

熊本藩内ノ土砂止

二四八六(文政九)年二月、熊本藩は『山野竝野開・苅畑等切畑開、土砂流出候分土砂□之儀、竹木又ハ段畑等築立候様』〔註五四〕と達せり。

鳥取藩内ノ砂留工ト植栽

二四九四(天保五)年八月、鳥取藩内因幡國高草郡玉津村(氣高郡大和村内)傍示城ヶ谷・臼ヶ谷なる兀山年々石砂を流出して難澁せしにより、先年松樹を植栽して之を扞止したるが、村中惣持の姿にて不締の儀ありしを以て、此月内林立として濫伐を禁〔註五五〕じ、二四九六(天保七)年二月、藩は山奉行に對して『年々植付候濱邊松植竝ニ田畑砂除ヶ谷々土砂留、或者人家屋敷圍又者空地、はけやま様之場所、夫々見分之上ニ而土地相應之竹木類植付く』べき旨〔註五六〕達し、其後同藩敷町肥後ケ谷川筋の儀に付、出水の際石砂流出防止の爲、谷筋兩側を建林とせられたき旨立川村民より願出〔註五七〕あり、藩は之を許して松苗を植付け砂留普請を施すことゝなれり。

彦根藩ノ山檀樹植付

二五〇八(嘉永元)年秋、暴風雨あり、彦根藩犬上郡四手村(多賀村内)の禿山より盛に土砂を流下し、同村の損害容易ならず、村民流轉の苦を嘗めて救を藩主に求め、藩より特別の救助米を給與して山檀樹を植栽〔註五八〕せしむることとなり、二ケ年にして之が植付を了し、爾來全く土砂を扞止するを得たりと云ふ。後山林共進會は同村の森野儀平外二名の功を錄して五等賞〔註五九〕を贈れり。二五一二(嘉永五)年、公卿領近江國滋賀郡荒川村(木戸村内)なる共有山は大谷川の水源なるが、村民樹木濫伐の結果、此歳七月の暴風雨に土砂流出、非常の災害を被りしより、初めて木戸鐵右衞門の諭示に服して爾來八ケ年間鎌止の制〔註六〇〕を立て、石材の鑿出をも禁じ、鎌止期明後も伐木を制限して漸く樹木繁茂を見るに至れり。山林共進會は鐵右衞門の功を錄して五等賞を追贈せり。二五二二(文久二)年九月、篠山藩丹波國多紀郡波賀野組矢代口村(古市村内)同奥村は、土砂留の爲、立會野山の内を御林に獻上〔註六一〕し、殘を村林と爲したき旨内申せり。

近江國公領ノ林内鎌止

篠山藩内ノ土砂留林

以上の外白河・高田(奥州領)秋田・小倉等の諸藩に於ても、土砂扞止林の必要を覺り、砂防工事以外に林木の伐採、根株の掘取を制限又は禁止し、同時に植栽を厲行したる爲、全國到る處多少とも本林の存在を見ざる所なき有様となれり。然るに、幕府の綱紀弛むと共に、本事業は次第に萎靡沈滯し、慶應年間に至りては、國事急を告げて最早之を顧みるの暇な

く、只必要に迫られて、僅に姑息なる浚渫等の作業を施すに過ぎず。明治維新に入るや、

淀川流域ノ土砂扞止

工事は勿論、從來仕立てたる土砂扞止林すら其影を潜め、僅に被害の甚だしき地方に限り多少の施設をなせり。卽ち其中著しきを擧ぐれば(註六二)、二五三五(明治八)年四月、淀川流域の砂崩地たる山城國相樂郡綺田外六箇村拾三箇所、面積五町一段七畝歩に對し、蘭人ヨハ・テレスケの創始せる連東藁細工法を施して、野生の松雜木苗拾萬八百五拾七本を植付け、二五四一(明治一四)年迄七ケ年にして、初一尺內外の苗木も凡長一丈二尺、廻一尺位に暢茂して、該工法の效驗を見るに至れる如きあり。又二五三六(明治九)年九月、山城國相樂郡湯船村共有山等六箇村九拾箇所面積六町五段四畝餘歩に對し、京都府小屬市川義房案出の積苗工法を施し、翌々年四月竣工せるあり。該地も淀川流域に屬する岨崩山にして、古來砂防工を施せりと云ふも傳らず。江戸時代となり、二三四一―二(天和)年中より二五二七(慶應三)年迄、伊賀の藤堂氏・淀の稻葉氏・郡山の柳澤氏及大坂京都の町奉行等、砂防工を擔任して年々春秋に巡廻し、村役をして施工を怠らざらしめしも、二五三一(明治四)年頃遺存するもの稀となり、當時の府縣及土木寮は苗植堰止等を行ひ、二五三三(明治六)年京都府は樹實百六拾石餘を直播せしも共に其效なく、市川小屬苦心の結果遂に此の積苗工を創めて驗を見、二五三八(明治一一)年以來同法を繼續するに至れるものなりとす。又二五三八(明治一一)年十一月、山城國相樂郡綺田村等木津川流域の八箇村二百六拾一箇所面積五拾四町

木津川流域ノ土砂扞止

市川義房ノ積苗工法

ヨハ・テレスケノ連東藁細工法

五段一畝歩に對しては連東藁細工法を施し、二五四〇(明治一三)年十一月、鉢付の松苗六拾九萬九千餘本を植付けたる如き、

笘止連東藁苗木植込法

百四箇所面積二町二段三畝歩に對して、笘止連東藁苗木植込工を施し、松雜木一萬三百餘本を植付け、二五四〇(明治一三)年四月竣工せる如きあり。而も土砂扞止を必要とする箇所次第に增加し、二五七〇(明治四三)年の大洪水あるや、之を動機として帝國議會は、國費多端の際に拘らず、拾八年間繼續の治水費豫算二億二千萬圓を可決し、政府は河川の改修、

治水費

砂防工事、急斜地々盤保護等に併せて、土砂扞止林の設定に著手し、二五九一(昭和六)年に於る該林は、全府縣に亙りて二二五、七二四箇所、面積八九九、一四一町歩に及び、之を十年前に比較すれば、四五、四九〇箇所、一六九、一五九町歩の增加を見るに至れり。

要約　之を要するに、土砂扞止林は、上古に於ては主として近畿地方に於て禁伐の方法により設置せられ、近世江戸時代に入りては、近畿は勿論中國等にも各種の方法を以て廣く施行し、其末期多少閑却せられたるの觀ありしも、明治維新後再び全國に亙りて施設せらるゝに至りたり。而して之が設置の方法たるや、往時に在りては後世起れる砂防工事以外、先づ土砂扞止に關係を有する水源地方又は河畔に於る立木の伐採を禁止又は制限し、或は特に大木を保存し、箇所によりては枝卸し間伐等の手入を施行せる外、雜木林の場合は度々之を適宜の高さに中斷して、專ら根部發育の健全を圖れるものあり。又其疎立木地・

未立木地に在りては、苗木就中深根性の種類を選擇して疎立木間に間植し、或は無立木地に新植せるのみならず、時としては松等の種子を直播したるものあり。而して下刈・下搔・草木根の掘取を夙に嚴禁し、一面燒畑は勿論一般の開墾と雖之を制限し、更に土木用材其他の消費量を輕減する等、直接間接に本林を助長するに努めたり。

註一・二・三【山林共進會報告經驗之部】○編者

註四【同上】○同上

天和三年八月、備前國舊領中山林取締之條『諸郡はげ山に矢篦竹植可ㇾ申由申渡』

註五【土壤山林竹木取締訴訟拔書】○岡山市池田侯爵別邸

『貞享元年甲子正月廿七日、尾關彌五左衞門申牒

近年トモシ松高値ニテ、末々迷惑ニ付、半田山年々之御藪伐株根大分御座候、此分御野郡村々へ御掘ラセ被ㇾ下候得ハ、大分トモシ松ノ御救ニ御座候間、御掘ラセ被ㇾ下候樣ニト肝煎モ願申候、此前モ被ㇾ達候事御座候由、掘出シ株根三分一ハ百姓掘手前ニ被ㇾ遣候、三分二ハ入札ニテ代銀指上由ニ候、然共小松掘返シ御山ノ爲ニ惡敷トノ儀ニテ、其後止申由ニ御座候、然共此度被ㇾ仰付ㇾ候ハヽ、隨分大事ニ懸ケ、御山不ㇾ荒樣ニ肝煎共人足召連レ山入仕、掘セ申樣ニ可ㇾ仕候、其上小松少々掘返シ候ハヽ、枯レ申候分幾度モ植直シ指上可ㇾ申由申候事

右之通願申候、株木掘リ候ハヽ、土和キ、結局小松ノ育ヲモ能可ㇾ有ニ御座ㇾカトモ奉ㇾ存候、左候ハヽ、右之根松代ニテ肥シ調、貧者ノ惡田へ被ㇾ遣候樣ニ仕度候事

右池田大學ヨリ伺ニ及ヒ候處、願之通先可ニ申付ㇾ旨命令』

註六【撮要錄】○同上

『津高郡栢谷村苫田山、三年已前之洪水之山(ヤヽ)所々大分崩レ退り申に付、横井川砂大分流れ、近年川埋り迷惑仕候、苫田山谷所々に砂留被ニ仰付ㇾ候者、已後參間敷と奉ㇾ存候、右之山者栢谷・吉宗兩村入合山ニ而御座候、近年熊手を入、草根搔切申ニ付、砂多參候樣ニ相見え申候、御見分之上、熊手を入不ㇾ申樣に成とも被ニ仰付ㇾ候者宜奉ㇾ存候

寶永七寅十二月五日　　大庄屋　横井上村

久　兵　衞

右裏書

來卯年ヨリ巳年迄三年、山入指留可ㇾ申候、但巳之暮に又窺可ㇾ申候、已上』

註七【同上三】○池田侯爵別邸

『和氣郡野谷村角の谷御林荒木御留山下刈御免、天明七未三月小松間引伐願上被ニ仰付ㇾ候

右山、小松間引伐致し候ては、山荒、小石砂馳出、池之爲ニ不ㇾ宜ニ付、此已後運上入札拂御止』

註八【山林共進會報告經驗之部】○編者

享保八年五月、山林諸締之儀達『御林ハ不ㇾ及ㇾ云、自林・野山・堤筋・道端共細く成木又ハ芝無ㇾ之根迄も堀削り候事停止之處、いつとなく山林を荒候由、大雨之節土砂田畑へは込(ヤヽ)、山下之田地ハ盡く薄田に成、土砂用水川へ入候得ハ、川理惡く事に候、自今停止に申付候事』

註九【撮要錄三】○池田侯爵別邸

註一〇【同上五】○同上

註一一【定伊賀國在々所々法度條々】○三重縣上野町上野圖書館

註一二【萬大控抄】○津市二番町梅原ミチ氏

註一三【羽鹿政令】○石川縣羽咋郡柏崎村岡野是保氏

【参令類纂ハ十八】　○同上
【大成令四十八】　○同上
註二二　【自天和四年　月廿日記】　○京都市賀茂神社
註二三　【貞享二年分覚書】　○東京市山内侯爵邸
【御方必用一】　○内閣文庫
註二四　【御方必用】　○内閣文庫
註二五　【紙方拾遺中】　○奈良市登大路町杉
註二六　【紙漉達留】　○内閣文庫
註二七　【紙漉嚢評儀一ノ四】　○内閣文庫
【御勘定所御定書上】　○同上
註二八　【御勘定所御定書】　○同上
【柯凡要略撰】　○帝國圖書館
註二九　【享保經濟叢書】　○内閣文庫
註三〇　【紙漉嚢評儀四】　○紙屋寿次氏
註三一　【山林共進會報告綴四】　○編者
註三二　【享保令典永鑑三十一・憲教類典抄十二】　○編者
【地方拾遺】　○同上
註三三　【憲教類典五ノ七】　○同上

註一四　【山方御縮之砌申渡頭書帳】　○石川縣
註一五　【鷹筆通達書】　○東京市御田役所
寛文四年御觸『木ゟ之銅實低、跡ゟ之もの追出、共村免一歩可」被」申付」事』
註一六　【改作所覚記】　○同上
寛文七年三月十六日御算用場ゟ達『御林之儀＝候條、彌御郡中立念度御申觸、山廻り者共ゟ
註一七　【改作方共外諸事留】　○同上
寛文十年二月廿日『柴苅ゟ銅荒し不」申樣ニ
ゝ百姓中之惡敷儀候條、彌ゟ不」念」銅樣
註一八　【憲教類典五ノ三】　○内閣文庫
【参令類纂ハ十八】
註一九　【山林共進會報告參考之部】　○編者
【牧民金鑑】　○同上
註二〇　【大成令四十八】　○内閣文庫
【憲教類典五ノ七】　○同上
【参令類纂ハ十八】　○同上
註二一　【憲教類典五ノ五】　○同上

註三四【文政七年城州宇治郡山科鄉大宅村々定式目帳】○京都府宇治郡山科町大宅區（現京都市東山區）
『土砂留手入場所ニ而草木荒シ候事（中略）
右之類爲ニ過料一錢三貫文堅爲レ出候事』

註三五【山法度連印小前帳】○京都府綴喜郡田原村今西義一氏
天保四年十月『土砂山之儀は、毎度申渡の通り急度相守、猥りニ不ニ相成一様、村方一統倶に吟味いたすべき事』

註三六【萬延元年御觸書寫】○京都府相樂郡東和東村原山區
『　御請書
一去ル寅年六月地震ニ付、所々山崩出來、毎年秋春手入仕候様被ニ仰渡一精誠仕候處、最早行屆キ候ニ付、此上手入之義御赦免被ニ成下一候段被ニ仰付一難レ有仕合奉レ存候、然ル上は右場所鎌留ニ仕、村人共立入不レ申様申付、追々生茂伐木仕度候得共、其節御願申上候御差圖ヲ請可ニ申上一候、尚又自然崩損等出來候得は、早速取繕ひ土砂流出不レ申様入念手當可レ仕旨被ニ仰渡一奉レ畏候、依而連印御請書奉ニ差上一候、以上

城州相樂郡和束鄉
（村名・役名・人名略）

萬延元申年十一月十三日
土砂留御奉行様』

註三七【山林沿革史九】○農林省
『山林保護ノ爲メ、舊幕府代官多羅尾四郎右衞門ヨリ、寶曆中、直轄村々ニ左ノ如ク申渡セリ
一、入會ノ山野面々持山ニテ草木ノ根ヲ掘取申間敷候、鶴ノ嘴ヲ入候儀可レ爲ニ停止一、田畑ニ山崩砂入等無レ之様、山林ニ苗木ヲ植置可レ申事、勿論山崩ノ所ハ土砂留致置可レ申事
但、山中ニテ燒畑致シ來リ候所ハ格別、野火付候儀可レ爲ニ停止一、兼々童下々迄堅ク可ニ申付置一若野火入候ハヽ村中走付火防可レ申事』

註三八【御書付留卷二】○內閣文庫
【自寬文二十年至寬政十二年御觸留四】○同上

註三九【牧民金鑑第二】○同上
【治山記未】○大阪市役所

註四〇【野人私草中】○內閣文庫

註四一【南方郡所記錄部分頭書】○德島縣廳
【御記錄ろ五】○德島地方裁判所
【吉田文書】○德島縣板野郡板西町吉田次郎氏

註四二【井水大綱秋】○德島縣廳

註四三【八鄉木庭作之儀ニ付覺書】○長崎縣厳原町宗伯爵邸

註四四【元文四木庭伐道御呵之大格】○長崎縣下縣郡豆酘村主藤定氏

註四五【木庭伐り明並公役銀上納之儀ニ付八御奉行中江相尋候返答書】○宗伯爵邸

註四六【奉役下知役（其他外共）血判覺書】○同上

註四七【治茂公御改正御書付】○佐賀市鍋島侯爵別邸內鍋島內庫

註四八【明和御改正記】○同上

註四九【大全壁書】○長崎縣南高來郡杉谷村松村幹二氏

註五〇【御山方內考書】○廣島市淺野圖書館

註五一【山林內荒掘願】○京都府相樂郡東和東村原山區

註五二【村定式目帳】○京都市東山區大宅町山本忠次氏
註五三【山法度連印小前帳】○京都府綴喜郡田原村役場
註五四【公儀御屋舖御達書寫御帳】○熊本縣上益城郡朝日村藤岡育太郎氏
註五五・五六・五七【植物方日記】○鳥取市池田侯爵別邸
註五八【功績内申書】○滋賀縣彦根町彦根圖書館
【彦根藩公益私記】○滋賀縣廳
註五九・六〇【山林共進會報告屢歷之部】○編者
註六一【進達控】○東京市青山子爵邸
註六二【山林共進會報告參考之部】○編者

二 水害防備林

名稱 水害防備林は、保安林の一種なりと雖、其位置に依り堤塘林・護岸林・水除林と分ち稱することとせり。而して舊時に在ては、堤塘林を土留林(金澤)堤植松(德島)等と云ひ、護岸林を立竹林(入吉)等と云へり。水除林は、同じく水除林(盛岡)と稱し、又は川原柳(弘前)川除柳林(盛岡)川除柳(笠間)等とも稱へたり。

意義 本林は、水害を防備する爲、河川の下流地域に於て仕立て、其上流なる土砂扞止林・水源涵養林と相俟て、洪水の被害に對する效果を全うせんとするにあり。然れども本林の效果に付ては、治水上最も有效なりとして之を重要視するものと、却て障害を與ふるものなりとするものと兩樣の見解ありて、現代に至りても尙其是非の決定を見ざるが如し。

沿革 本林の沿革は概要次の如し。

イ 堤塘林

堤塘林の始めて史に記されたるは、上古七八七(景行天皇五七)年、大和の坂手池(磯城郡川東村字坂手)を作り、其堤上に竹[1]を植ゑたりとある一事なりと雖、是れ水害防備を兼ねて水源涵養等の目的にも存せしが如し。中古一四七五(弘仁六)年六月、[2]凡堤内外竝堤上多植二楡・柳・

坂手池堤ノ植竹
堤内外竝堤上ノ植樹令

①古事記中、日本書紀卷之七　②大寶令第六、令義解六

雜樹ニ充ニ堤堰用ニとあるは、其成因の堤堰用材にありとせらるゝも、復た堤を堅めて水害を防備するにありしものと推察し得べきなり。近古戰國時代、二二九二―二一七(天文―弘治)年代武田信玄は、甲斐國三大水難所なる釜無川(東山梨郡)の左岸に沿ひ、延長千二間、幅員三拾餘間の本堤を築き、更に雁行狀の副堤を設けて、奔流の激突を避け、本堤の内外に欅・櫟・柳等を植ゑ、毎年一回御幸祭を行ひ、衆庶をして堤上を往來せしめて地固めに資したりと言傳ふ、今日の信玄堤是なり。二二四三(天正一一)年、同國差出堤(サシデブク)決潰し、平等村大字正德寺(東山梨郡內)の東部を流して、春日居村大字桑戶(同郡)に氾濫し、同村の加茂・小松及岡部村大字國府一帶の地を浸して、全く砂河原と化し、其餘勢甲府城下に及び、被害區域二拾一箇村、人家田畑殆ど流失し、人畜の死傷亦夥しかりし爲、關係各村聯合して甲府城代に歎願し、半公半私の事業として、一の出堤獺股迄高拾八尺・幅拾八間の堤を築き、其背後の田畑を潰して、一大水防林を作り、名けて之を萬力林と稱へたり。同林の成立より、二三〇四(正保元)年、二三三四(延寶二)年、二三三六(延寶四)年、二三四八(元祿元)年の水難を免れ、二三七三(正德三)年の暴風雨にも、二の堤を破られしのみにて、部落には事無きを得、二三八四(享保九)年、甲府城の造營に當り用材の强要あり、爾後度々下命ありて其都度伐採の已むなきものありしに拘らず、直に跡地の植栽(註二)に努め來れり。二五七〇(明治四三)年、前記信玄堤と共に水害防備林に編入せられ、現今面積拾四町五段餘歩、赤松・楢

信玄堤ノ欅櫟柳

萬力林

①甲斐國誌　②山梨縣林政誌

一萬四千本、別に密生せる一萬六千餘本の竹叢を存せり。

近江國押立鄉堤竹木ノ禁伐令

二二一六(弘治二)年、佐々木義賢は、近江國愛知郡押立鄉(西押立村・東押立村)堤塘の竹木伐採禁止の令を下したり。

伊豫國石手川ノ大堤林

近世二二六一(慶長六)年、松前城主加藤嘉明、關ケ原の戰功に依りて伊豫國に移封せらるや、松山城を築き、同時に石手川、重信川に堤防を設け、其上に赤松・黑松を始め榎・アベマキ等を混植し、爾後厚く保護を加へ、現今最大なる松は、周圍拾五尺、高サ拾五間に及び、延長三里の間に一大勝景を展開せり。

江戸幕府堤防ノ制

二二六七(慶長二二)年三月、幕府は全國に令して、堤防と河流との間徑に牛馬を牧畜し、或は濫に道路外を來往し、或は樹木及接木等に觸害するを禁ぜるを始めとし、二三二九(寬文九)年十月、京都附近の堤防に存在する竹林の總てを、山城の代官角倉與一の支配となし、官用の外堅く伐採を禁止せしめたり。

京都附近堤竹ノ禁伐

(備考)　二三二一―三二(寬文)年代、山鹿素行は『水いかるべき所、水道あるべき所には堤をつきて町屋に水を不ㇾ入が如くし、堤に木を植ゑて其根を堅くす』と論じ、堤塘林の設置に付て、各地の注意を喚起せしものゝ如し。

堤及川筋烏々ノ竹木制限

二三四七(貞享四)年十月に至り、幕府は更に霞苅捨場の高札を建て『堤には、水除の爲ならずして、猥に竹木を植うる可らざると、川筋烏々にある竹木柳其他雜木茨の類を掘取るべきこと』を令示(註二)せりと雖、是れ竹木等の生立が、往々治水上の障害を惹起したるの事實

①近江愛智郡誌卷一　②愛媛縣史蹟名勝天然記念物調査報告　③餘土村誌　④德川實記、合德川實記卷二　⑤德川實記、嚴有院嚴御實記卷卅九　⑥山鹿語類民政上

に鑑みしに由る如きも、一面水除用としての竹木の必要を全く非認せしにあらず。

（備考）二三四九（元祿二）年、一地方書（註三）は『堤上に榎・柳・センダン・松・杉・栗等の大木枝葉の茂れるは、大風のとき揉動し、堤和らぎて、洩水等のことあるを以て、該樹は早速枝を卸し、又は根切するは古法なり、尤堤の外に、小柳小笹等の在るは宜し』と記し、又同年若林利朝（註四）も『堤の上たりとも猥に植うべからず』と言ひ、共に堤塘林の不必要なることを力說せしが、二三五六（元祿九）年、宮崎安貞[1]は『土手には必ず竹を植うべし』と言へり。

隅田堤櫻樹ノ植付

二三四八―六三（元祿）年代、江戸隅田村・寺島村（東京市向島區隅田町・寺島町）の土堤に櫻樹を植付（註五）けたる如き、堤林を重視せる一證たるべく、二三七一（正德元）年五月、幕府は再び河内國の川筋に高札を建て、二三四七（貞享四）年と同樣の令示（註六）をなせり。

河内國川筋竹木ノ制限

（備考）二三七一―五（正德）年代、天野信景[2]は其著書中に、近世所々の川、さしたる洪水ならざるに、堤切れ水溢れて動すれば田處に害あるは如何との客の問に對し『是太平の日、山林に木を伐事多し、故に河上荒て土流るゝものいにしへに倍す、亦川下多く地を墾て田となす、此故に泥水決する事少なし、歲をかさねて土竭川塡れり、少の水も昔より高く流るゝ故に、堤防是が爲に瀆破する事多し』と答へたる者ありたりと記し、二三七一―九五（正德―享保）年代、松山の大月履軒[3]は『十萬石位の大名ならば、川料として五千俵を除け、之を以て仲間三百人を抱へ、三組に分ちて川筋の要所へ配置し、年中土手を築き、竹木を植ゑ、木を切り、枝を打ち、棄石等の作業に從事せしめなば、如何なる洪水にても、民の煩とはならざるべし』と述べ、二三七九（享保四）年小林寬利（註七）は『川面へ茂く柳・小竹を、内方へよき木を植うべし』と云へり。

江戸柳原堤柳植付

二三七六―九五（享保）年代、神田川[4]に沿ひ江戸筋違橋より淺草橋へ續く拾町許の間の堤に柳を植ゑたり。

①農業全書卷之九　②鹽尻卷四十三　③燕居偶筆卷下　④江戸名所圖會一

（備考）松崎堯臣[1]は、二三八八（享保一三）年九月の江戸川の氾濫、二四〇二（寬保二）年八月關東五州の洪水を以て『みなこれ近年新田をひらく事を、諸役人中規模のやうに成りて、水道をかへ、古池を埋め、山をあらし、樹を伐りて、山（ママ）に成りぬ、かゝる事のつもりて、江戸開けしより以來、聞きもおよばぬ大水、たび〳〵に及べる』ものと述べたり。

堤沿竹木ヲ御林ニ編入

加之、二四〇五（延享二）年二月、幕府は代官に對し、明かに堤に沿ひ茂生せる竹木を御林[2]に編入すべきを令達したり。

（備考）二四〇九（寬延二）年、源信遍[3]は其著に『川除堤區（ステ）等の自普請は、正月二月の隙ある內の仕事也、彼岸よりは農業始り、外の事にかゝりては耕作のさはりとなれば、古より春のわざとはなしおけり、堤には刺柳薄葭を仕立べし、細葉柳は堤の腹へさし、堤根へは丸葉楊よし、柳の枝一・二尺を伐、寒中水にひたして、立春の後さしてよし、根を張て生付に、柳は土をメるものにて、土堅まりいつく也、薄は八・九月頃六尺四方の內・・・の目に植て根を張合也、薄は土を砂にするものにて、根かぶ大に成て、堤しまり、風吹ても土砂を吹立ず、葭は五月節葉付の根を植ては、勿論節を殘しては、蛇籠の間へさして生付る也、葭は根深くしけりて、增水の川除となれば、根□には極てうふるなり』と記し、二四一一―二三（寶曆）年代、武陽隱士[4]泰路の著には『堤之上に榎・柳・せんだん・松・杉・栗以下之大木有レ之、枝葉茂り候得ば、大風之節、必堤風に搖動候て、くつろき出、洩水致し、堤も和き惡敷候、早速枝をおろし、又は根切仕儀古法也、堤之外へ、小き柳・小笹等有レ之は珍重也、堤の爲によし、然れとも竹木大に成候得は、腹付上置仕り候に障り候て惡敷候、左樣之節邪（魔脈カ）を被レ成候は丶可二切取一事也、又堤之川表に有レ之竹木は、上置內腹付腰懸等之普請之節、土を持運候に障りて惡し、同じくは堤三方とも芝を申付置、人足等駈引自由に有レ之樣致し置候は丶洩水等にても早出べき事』と記せり。

堤竹木植付令

二四三四（安永三）年八月には、堤樋[5]へ竹木を植付くべきを申渡し、翌二四三五（安永四）年十二

①窓のすさみ　②德川理財會要―要命司農　③續農家貫行二　④續地方落穗集卷六
⑤川々御普請之留

堤脚へ柳ノ插植竝柳刈取令

月にも、堤へ竹を植付くべきを命じ、二四四九(寛政元)年二月『川々堤に萓・萱・芝類の生立なき所は、川表の方、水際と中段へ二重に柳を植付又は插枝し、其間へ小笹を付くべく、柳は年々刈取りて、其根株より枝を多く發生する様手入すべきこと』(註八)とせり。蓋し堤塘林の取扱に付方針を變更せるものと觀ざる可らず。

堤ノ竹木禁伐

(備考)二四六四(文化元)年曾槃等は、其著書に『堤は川表に柳を、堤外の荒地に櫻・杉・檜・栗を植うべし』と記せり。尚二四七三(文化一〇)年三月、幕府領岩代國伊達郡川俣町の五人組仕置條目中に、堤の竹木芝草等を刈取る可らざるを規定せしめて、堤塘林の保存に努めたり。

姫路城外長濠ノ堤松

而して水害防備の施設は、啻に幕府のみならず各藩に於ても閑却することなく、二二七三(慶長一八)年正月、播磨國姫路城の南方に當る原野に長濠を穿ち、兩岸に堤を築きて、其上に松を植付けたるは、城飾りと共に護岸の目的に在り。二三一三(承應二)年二月、佐賀藩は、豫て成富兵庫によりて設置せられたる千栗土居(肥前國三養基郡北茂安村内)の杉・柳・竹を、枯れたるものも御切手なきは伐採せしめず、常に杉のツタをとらする外、竹ノ子かゝざる様に取締(註九)らしめ、二四五四(寛政六)年閏十一月、里山方御印帳寫を交付(註一〇)したる時、藩内市ノ江は以前廣川原にて水筋も無く、洪水の節は所所に水損尠からざりしを以て、上佐賀郷尼寺村(佐賀郡春日村内)へ土居を築き竹を植ゑ、石井樋を成就したりと云ふ。

佐賀藩千栗土居ノ杉柳竹

尼寺村土居ノ竹

①刑錢須知九　②天保集成十九　③成形圖說十二　④福島縣林政紀要藩政篇
⑤池田家履歷略記五

岡山藩ノ堤竹

二三一六(明暦二)年十二月岡山藩は、大川堤に竹を植(註一一)うべき旨を郡奉行に達して、施設せしむる所あり、二三三〇(寛文一〇)年八月、備前國赤坂郡正崎村(赤磐郡高陽村内)新川堤の竹(註一二)を伐りしが、二三三三(延寶元)年四月、備中國山北南川堤に藪植立の建議(註一三)を許し、同年九月、片上町(備前國和氣郡)新堤へ竹を植栽することとなり、二三三八(延寶六)年四月、洪水の時土手を強くする爲、花畑(岡山市)馬場屋敷前に藪(註一四)を仕立てしむ。

金澤藩内堤塘ノ黄櫨漆植立

二三一五―七(明暦)年代金澤藩は、二代の藩主前田利常、加賀國犀川(石川郡)沿岸の堤塘に、黄櫨(①)を植付けしめ、治水の防備を兼ねて殖産奨勵の資とし、洪水に際しては、急所へ投込む粗朶材として屢々伐採せしも、近時まで其植繼(註一五)を爲せしものゝ如く、現今約二拾町歩に亙りて殘存し、秋季紅葉の勝地たり。二四七六(文化一三)年三月、同藩は改作奉行の名を以て諸郡に對し、川除土居の内漆育つべき場所へは、成るべく漆を植付くべき旨を觸れ出し(註一六)左の如く附言せり。

盛岡藩ノ土手杉

『卷土居之川除場所有レ之漆可レ育場所有レ之候ハヽ、植付可レ申旨

一漆苗仕立致二所持一候者、右村方之内ニ有レ之候ハヽ、買上組切植付可レ申、且苗無レ之候ハヽ根はへ有レ之者ニ候間相しらべ植付可レ申旨

一苗根はへ無、漆實有レ之候ハヽ、早速致二制法一蒔込可レ申旨』

二三三二(寛文一二)年、盛岡藩は、北上川沿岸(盛岡市外)に新土手を築き、其上に杉を植付(註

①石川縣天然名勝記念物調査報告

一七・一八)け、二四〇〇(元文五)年六月、石町惣門土手久昌寺道迄の間に杉を植立(註一九)て、翌二四〇一(寛保元)年四月には、八幡丁(盛岡市)江出口惣門左右の土手内及加賀野(盛岡市)惣門左右の土手に杉を植立(註二〇)てたり。

高知藩堤上松杉竝植付

二三四五(貞享二)年五月、高知藩は、堤の爲悪しからざるべしとて、野市(土佐國香美郡野市町)へ掛りたる井筋の大堤に松・杉を植栽(註二一)せしめたり。

(備考)　二五二八(明治元)年十一月、同藩は檮苗二百四拾本を江廻り堤へ間植(註二二)せしめたりといふ。

西尾藩堤上ノ竹柳

二三五六(元禄九)年三月、越前國西尾藩なる南條郡中山村(坂口村内)に於ては川筋の堤に小竹・柳等を植付(註二三)けしめたり。

徳島藩堤上ノ桑楮柳竹

二三五七(元禄一〇)年四月、徳島藩は『池塘ニ牛馬を繋或は放飼等不レ仕、草生申様ニ可レ被レ申付一、於レ然ハ生申萱、庄屋池守江可レ遣事』(註二四)と達したるが、二三六三(元禄一六)年三月『堤痛ニ不レ成様ニ、内手ニ桑植可レ申事、但其地先之者植不レ申候ハヽ、外人望次第植させ可レ申事』(註二五)とし、二三七二(正徳二)年四月、川除堤・原岸等に藪(註二六)を育つべきを命じ、二三七九(享保四)年十一月、所に支障なき限り、堤に楮(註二七)を植ゑしめ、二四二二(寶暦一二)年五月、川除堤其他に諸木植付方(註二八)を觸出し、同年又池川堤の上に柳(註二九)を植ゑしむるとゝとせり。

(備考)　徳島藩の井水方は『池川堤諸木之義、池塘之義、都而御手懸之場所故勿論請持之事ニ候、左書ニも相顯候通、趣ニ寄候而ハ、堰固り之ため諸木植付させ、尚又水叩ニハ柳抔指させ候義、例毎之事に候、萱草芝等相生候義ハ至極宜敷候へ共、諸木生茂り候而ハ却而堰ため不レ宜義も有レ之候得共、先は御作法通りを以、則究書ニも手懸申間敷旨申渡有レ之候、然共諸木ハ成長不レ仕候様取斗候方と被レ存候、川堤之義是又悪水御手當として被レ仰付レ候事ニ候へハ、勿論請持之事ニ候、乍レ併自然堤形等ニ相成又は御林中御藪中へ切込候場所も有レ之、川縁ニハ御林床御藪床所々ニ有レ之様相見候、然共下之申出ニ任と申義ニハ篤と相行着之義ニも無レ之候、竝當御國之義大川筋ハ堤も有レ之候得共、小川筋ニ而ハ雙方田畠等ニ而堤ハ無レ之候、然共悪水御手當之義ハ、田畠不レ損様之御手當故、右田畠縁竝御藪林たりとも、其内手ニ田畠於レ有レ之ハ、夫々御手當被レ仰付一候、尤田畠縁迄之御手當ニ而、田畠之堤上等へ不レ被レ仰付一、たとへは川縁之内長五間幅十間横有レ之候得ハ、川縁之高ニ應、少々之堤ニ相成候程長五間ニ幅二間又は一間半之堤同様之御手當被レ仰付一候得ハ、其餘ハ不ニ相構一と申類ニ候、是又固り之ため、堤ニハ柳指せ松等植付させ候様相見候、右手崎より植付させ候分ハ、都而手崎支配之事ニ候、然共近年ハ川堤之義も、草渡り第一ニ而諸木生木ハ不ニ相好一候ニ付、松植付之義等ハ無レ之候』(註三〇)と記錄せり。

筑後國矢部川土居ノ樟竹

二三四八―六三(元禄)年代、柳河藩に於ては、筑後國矢部川の沿岸に一大土居(山門郡東山村)を築き、其内外に樟・竹等を大に植付けしめたり。同事業は元來領民の請願に基きしものなるも、當時藩臣田尻相馬の獻身的奮闘莫りせば、到底成效を望み難かりしならんと言傳へらるゝ程の難事業にして、成效後は能く、對岸なる久留米藩の堅牢無比と稱せらるゝ築堤と相應じて、幾多の水害を防備するを得たり。同林は現今千間土居狐①林國有林と呼ばれ、面積二拾四町歩、五間乃至三拾間の幅員を以て、一里半の長きに連續し、平均周圍一丈に垂んとする老樟林立し、一大壯觀を呈せり。

①狐林國有林の沿革

弘前藩留堤ノ松杉

二三六四（寶永元）年三月、弘前藩内駒越組兼平領館山（陸奥國中津輕郡駒越村内）の外なる留堤といふ三百間程の場所へ、同年より五年間に自費を以て松・杉三千本を植付けたしと願出でたる者あり〔註三一〕、藩は之を許せり。

津藩曾原新田堤ノ竹木

二三六五（寶永二）年四月、津藩は、曾原新田（伊勢國一志郡天白村内）の内外なる堤の竹木を禁伐とす。〔註三二〕

庄内藩堤廻ノ松杉

二三六六（寶永三）年十一月、庄内藩は、年々山谷村（羽後國飽海郡南平田村内）堤の廻りに松・杉を植付け、尚其保護の爲冬季添木、夏季下刈をなす様、堤堰水門守の者に申渡し、二四一二（寶暦二）年十月、五十川村（羽前國西田川郡温海村内）土手へ、モチの木を植付〔註三三〕けたるは、他に多く見ざる例なり。

大神宮領内ノ土手松

二三六七（寶永四）年十一月、大神宮領伊勢國多氣郡齋宮村にては、古荒地土手の並木の松竝九拾七箇所田畑構之松・はんの木は、何れも田地要害の木なるを以て、剪荒さゞるべき旨の證文〔註三四〕を差入れたり。

小城藩内ノ土井松

二三七〇（寶永七）年九月、小城藩にては蘆かり土井筋に松〔註三五〕を植付けしめたり。

福井藩社村ノ堤木立禁止

二三八二（享保七）年三月、福井藩内足羽郡社村にては、村極を以て『堤之分は惣而諸木一本ニ而も立申間敷候、若立候ハヽ、□□□爲レ立申間敷候事』〔註三六〕と定む。

松山藩繩手ノ檜

二四〇四（延享元）年四月、松山藩は、繩手の松を伐採して代ふるに唐櫨[2]を植付けたり。

①飽海郡誌　二之巻　②松山叢談

富山藩内ノ堤松

二四二九（明和六）年、富山藩[1]は、源左衛門川除裏上馬瀬口村（越中國上新川郡大庄村内）と八箇村入會地との内常願寺川堤防に松樹を植付く。

（備考）二四四八（天明八）年、越中の宮永正運[2]は、其著に於て『大川邊の川塘（カハヅヽ）又は川岸川原などの隙地には、川柳をさして置べし、根しがらむに隨て川塘岸根固まり、洪水の節きれ崩れずして丈夫に堪るものなり』と記述せり。

臼杵藩ノ土手松

二四四六（天明六）年二月、臼杵藩豊後國海部郡内杭ケ平堤（北海部郡丹生村カ）土手松植夫を久所・岡・一木・尾山・丹生原の各組に割當て、各自かまこき松苗五拾本づゝを携へ土手へ集合〔註三七〕すべきを命じ、二五二六（慶應二）年、川筋堤土手等空地の場所、草抔生立悪く刈敷等相成らざる箇所へ、櫨・楮・棕櫚・桐の諸木を植付くべく諭示〔註三八〕せり。

巖原藩内ノ土手松

二四五三（寛政五）年、巖原藩肥前國松浦郡濱崎村（東松浦郡濱崎町内）に、川除堤土手松木、目通四尺廻より一丈廻迄のもの八拾三本〔註三九〕を算せり。

會津藩内ノ堤櫻

二四九五（天保六）年四月、會津藩は、戸の口堰（岩代國耶麻郡翁島村）を切擴め、新堀に櫻樹〔註四〇〕を植ゑ、花季に老若男女を群集せしめて堤を踏固めしめ、二四九六（天保七）年正月、[3]中村藩（磐城國）の御林御取立方御相談之箇條中『川緣堤土手等へ木ヲ立候義ハ無用』とせり。

中村藩堤ヘ木立ヲ禁ス

二五〇〇（天保一一）年十月、鳥取藩は、領内諸川筋土手所々に櫨及眞竹・楮・椿等を植付〔註四一〕けしむることとし、二五〇八（嘉永元）年二月、因幡國高草郡安長・古海兩村分□津土手筋（氣高郡千代水村内・大正村内）へ、櫨千二百五拾本の藩主手植〔註四二〕あり、翌二五〇九（嘉永二）年閏

鳥取藩土手ノ櫨竹楮椿松

①越中資料巻三　②私家農業談五十一　③福島縣林政紀要藩政篇